

自衛のためならば最小限度の兵力と、
こういう言葉で述べられていますね。
ところが、従来、本委員会における答
弁におきまして、自衛のための、す
なわち自衛行動をとるためには最小限
度の戦力は持っていると、その戦力は、し
かし憲法の後段の「戦力」とは違ふ戦
力を持てると、こういう答弁をされて
いるわけですが、その確認と。——同じ
じゃないですよ、これは。法制局長
官、何を私語していますか。私はお答
え願いたい点は、自衛行動をとるため
の戦力です、自衛行動をとるための
戦力は持てると、しかしその戦力は、
この憲法に活字で表われている「戦力」
とは違ふ、こういう解釈をされている
わけですね。

○国務大臣(岸信介) ええ。

○矢嶋三義 それではですね、吉田
内閣当時の解釈との相違はいかように
国民に説明するのですか。あなたの内
閣は、今は自由民主党でありますけれ
ども、連綿として続いた日本の保守政
党、責任はあつたと思う。当時からあ
たはやはり保守政党の一員であつたわ
けですからね。その説明を国民に対し
てどういふふうにするのか、明確にお
答え願いたい。

○国務大臣(岸信介) 戦力という言
葉自体の用い方と私は思っています。要す
るに九条の二項で禁止してある「戦力」
は、戦力と、私は第一項において認め
られておると、その自衛権の内容をな
すといふ必要は、自衛権というものを
要するに必要は最小限度の力、戦力
と申しますか、戦力と申しますか、力
といふものは、この第二項にいつてお
るとこの「戦力」には入らない。私
は従来ともあるいはその誤解を防ぐた

めに、私としては注意して、自衛権を
裏づけておるとこの最小必要限度の
戦力とか力といふようなことを申して
おりまして、戦力といふような言葉を
用いないように私は注意しておつたつ
もりでございます。それで、従つて、
それはなぜならば、この九条二項に戦
力を持つことができないという、この
いう言葉がございまして、戦力とい
う言葉はいろいろな意味に實際普通に
は用いられておるわけですが、しかし憲
法九条二項にあげておるとこの「戦
力」と、この自衛権を裏づけておる実
力とが、この自衛権といふかぬといふ
うなつても、実は注意してそういう
言葉を用いておるのであります。

○矢嶋三義 もう一回……。そこで
要求している点は、自衛行動をとるた
めに必要な最小限度の戦力という活
字に残されていますから私も使いま
す。その憲法の後段で使っている「戦
力」とは、どういふふうに通うかとい
うことを、国民が納得できるようにあ
なたの説明でできたいわけですね。た
とえば大陸にICBM、これはまだな
くても、IRBMはあり得るわけ
です。IRBMは三千キロか四千キロの
距離を飛ぶわけですね。そうすれば目
本を守るための自衛行動としての最小
限度の力、戦力といつても武力とい
つても、力を必要としないならば、そのIRBMを理を撃つとこの、あなたの
解釈でいへば自衛の行動をするため
に、そのために必要なノンチ・ミサイ
ル・ミサイル、ミサイルを要するミ
サイルを最小限度のものとして持たな
ければならぬといふことに理論上な
つてくるのではないかと思ふのですが、
このことと、あなたは核兵器を絶対持

たぬ、他国からも持ち込ませないとい
ふこととはどうしても矛盾しますよ。
そこをはつきり国民が納得できるよ
うに説明して下さい。

○国務大臣(岸信介) 今おあげにな
りましたノンチ・ミサイルといふもの
がどういふものであるかということ
は、いろいろ研究もされておるよう
でありますし、まだ十分出ておりませ
んが、私は他を攻撃するのじゃない
に、日本を攻撃するために、それを途
中であつてその攻撃を阻止するに必要
なノンチ・ミサイルといふようなもの
は、これを置いておいてもこの憲法
上差しつかえないと思ひます。ただそ
れが核兵器であるという場合におい
ては、別の何が出ることは当然でござ
いますけれども、防衛的な何におきま
しては、まだいろいろのノンチ・ミサイ
ルの、このこと何は現実には現われ
ておりませんから、いろいろの議論は
ありましようが、私は観念としてはア
ンチ・ミサイルのこと、すなわち、途
われわれが攻撃されるその攻撃を、途
中でキャッチして、これを無効ならし
めるような装置といふものは、これは
差しつかえない、こう思つております。

○矢嶋三義 関連ですから、これは
あとでやります。これは重大ですよ、
そういう解釈は。

○八木幸吉 今の矢嶋委員とのやり
とりでありまして、総理は従来、最小限
度の戦力といつて、戦力といふ場合は、
俗稱戦力といふ言葉を使つておられる
が、その意味はよくわかつております。
そこで次に申し上げますが、憲法公
布の際に内閣官房の名において発行さ
れました英文憲法確定版では、「国権
の発動としての戦争を否定する」とそ

れからまた、「国際紛争解決の手段とし
ての武力の行使も否定する」といふ
うに同格になつております。また、
マッカーサー・ノートでも、自衛戦争
を否定するといふことが明記されてお
ります。このマッカーサー・ノートは、
憲法の成立の育成過程における非常に
重大な文獻であります。岸内閣の戦
争放棄に対する考え方は、このマッ
カーサー・ノートと私は同じだと思
うのであります。いかがですか。今申
し上げましたマッカーサー・ノートと
岸内閣の第九条の解釈は、全然その意
味において同じである、同一である、
こう考えるわけですか。というのは、自
衛戦争も否定する、自衛戦力といいま
すか、自衛行動権は是認するが、自衛
戦争となつた場合は否定する、この
立場でありまして、マッカーサー・
ノートと私は同じだと、こう思ふので
あります。これを否定されまして、
また憲法解釈が非常にややこしくな
りますけれども、同じであるといへば論
理一貫すると思ふのです。いかがで
すか。

○国務大臣(岸信介) マッカー
サー・ノートと、現在の憲法との関係
につきましては、多少その制定の経緯
におきまして、マッカーサー・ノート
そのまゝを入れたわけでもないように
聞いておりますので、なお法律上の問
題でございまして、その間の事情に
つきまして、法制局長官からお答えを
いたします。

○政府委員(林修三) 御承知の通
り、いわゆる今、八木委員のおつ
しやうたマッカーサー・ノートとい
うものは、この占領が終わつたあとに
て公けにされた、いわゆる昭和二十一

年の初めころに、マッカーサーが部下
に示したと稱するものだと思ひます
が、あの中には、いわゆる自衛のため
の武力行使も日本は認めないといふこ
とが書いてあるわけでございます。と
ころが、それが実際の条文化する過程
におきまして、これは御承知の通り
に、今の九条一項は自衛権の
行使を否定してありません。従つて九
条一項は、自衛のために日本がある
は武力を使うといふことは否定され
ないといふのが、この九条一項の解釈
としては一般の解釈でございます。そ
ういふ意味におきましては、マッカー
サー・ノートと今の憲法九条一項とは
違つておるわけでありまして、その違
つた点については、これはいろいろ
議論があるわけでございます。当
時、もちろん日本側は、あのマッカー
サー・ノートの存在を知らなかつたわ
けでございまして、向うから示された
英文のものを日本文に訳して、その日
本文をまた英文に訳して持つて、その
過程において今の形になつて、これは
はからず、マッカーサー・ノートと
違つたものになつた。こういうふう
に私もよく了解しておりますから、た
だいまの憲法の解釈としては、マッカー
サー・ノートと違つたことだと私は
思ひます。

○八木幸吉 今の法制局長官の御答
弁は、実は今まで総理並びに岸内閣の
御答弁と非常に趣が違つておると思
ひます。といふのは、マッカーサー・
ノートは自衛戦争も、国際紛争解決の
手段としての戦争もこれを否定する、
こういうことが御承知の通り對してあ
るのである。ところが、これは自衛で

あろうが侵略戦争であろうが、戦争そのものを否定するというのがマッカーサー・ノートのことばポイントです。ところが、今の総理が言われたのも、戦争はやはり岸内閣としても否定しているのですね。自衛権の裏づけとしての自衛行動力を持つことは岸内閣は否定しないが、戦争そのものは否定をする、戦力そのものは否定をする。ただ、今の自衛の裏づけとしての自衛行動力というものは、憲法にいわゆる二項に規定するところの戦力に至らないものであるから憲法違反でない。戦争そのものは否定する、戦力そのものは否定する、こういう立場でいえば、マッカーサーも、自衛たるは侵略たるを問わず戦争そのものは否定する、全然私は同じだと思うのです。ただ、ここで議論が二つに分れるのは、しかば今の自衛隊が戦力であるかないか、二項にいわゆる戦力であるかないかということが、これから後に意見の分れるところでありまして、それについて自衛も侵略もともに戦争及び戦力を否定するという立場において、私はこれはきわめて簡単に同じであると認めるのが、総理いかがですか。

○国務大臣(岸信介君) マッカーサー・ノートとの関係は別といたしまして、私はこの憲法の趣旨は、自衛権は否定してないから、それに他から急迫不正の侵害を受けた場合において、これを棄力をもって排除することはこれを否認しているものではない。しかしそれは交戦権を持って戦っているのといふ戦争ではない。たとえ自衛の目的であっても、そういう広義の意味におけるところの、広義の内容を持つた、交戦権を持った戦争はできない、

○八木幸吉君 この点であまり時間をとることは困りますが、戦争も戦力も否定するというのが岸内閣の立場だと思ひます。その立場はお認めになりますか。

○国務大臣(岸信介君) 交戦権を持っておるような戦争は、これをできないという、これは否定する。それからまた、自衛を裏づけるに必要な最小限度をこえたところの戦力はこれを否定する、こういう立場に立っております。

○八木幸吉君 戦争に、交戦権を持った戦争は否定すると、何か奥歯にもののはさまったようなお話をなさいます。その交戦権を持つというのを、戦争は否定すると、こうおっしゃって一向差しつかえないと思ひますが、使で、向うから急迫不正の侵害があった場合に、これを棄力をもって排除している、その状況においては向うの敵軍が殺傷をされるような事態も起ります。そういうことを見て、それ戦争じゃないか、こういうような議論が出ることを私は考えまして、それは一つの實力行使であつて戦争ではないのだ、われわれはその場合において、国際法上認められておる交戦権を持つて戦っているのではないに、ただ自衛のための必要やむを得ざる処置である。こういう意味においてその實力行使をわれわれは是認するのでありまして、これはそういう意味においては戦争ではない、この解釈しております。

○八木幸吉君 ところで岸内閣はいろいろ、うっかり言葉を便うと誤解されるので困るけれども、岸内閣としては戦争は認めないのだ、私は、答弁を要求しないまでも、この解釈して、次の問題に移りたいと思ひます。そこで、総理は、自衛権の裏づけとしての自衛行動は憲法にいわゆる戦力でもなければ、従つて違憲でもない、この仰せられるのです。そこで次の問題として、自衛隊は戦力になるかならぬか、憲法にいわゆる戦力になるかならぬか、こういう問題になるわけでありまして、私は、敵から急迫不正の攻撃が行われた場合に、坐してこれを甘受するというわけには参りませんから、急にそこでたとえば民衆が隊を作つて、敵の侵略に対してこれに抵抗するということとは、これは何も憲法が禁じているところではないと思ひます。でありますから、民間防衛隊のごとくに、急迫不正の侵害に対処するためには、その事態に直面して組織される抵抗隊は、これは戦力でないから違憲でない、こう考えるのであります。今の自衛隊のように一定の装備と編成を持つて、そうして常時に組織されている一つの組織体ですね。これは当然戦力と常識的に言わなければならぬ、こう思ふのですが、この点は、先ほど矢嶋委員がお伺いになられた点と申すのですけれども、そういうふうに常時的に組織された装備、編成を持ったものは戦力でないというのを、どういふふうに弁解なさいますか。

○国務大臣(岸信介君) 自衛権を裏づけるに必要最小限度の戦力、力といふものは、現在どういふ急迫不正の侵害が起つてくるか知れませんが、その場合において有効に私どもは自衛の目的を完遂するといふためには、平時からそれに対する最小必要限度の力を備えておいて、それを訓練をし、そういう場合において直ちに自衛の目的のために活動できるというふうにしておく事は、決して憲法が禁止しているものではない。自衛権がある以上は当然考へていいことだと私は考へております。

○八木幸吉君 そこで、少し条文について伺いますけれども、九条二項の「陸海空軍」という概念ですね、それと、自衛隊という概念と、どこが違うか、同時に、突進として、ただ交戦権の有無によつてこれを区別されるというところで、果して社会通念にこれは合致するかという点はいかがでありますか。

○国務大臣(岸信介君) 憲法九条二項の「陸海空軍その他の戦力」は、これを保持しないといつてゐるのは、「陸海空軍」といふのは、そういう名称で整備され、そういう名称で配置されるところのものを含んでいる。そういう名称を用いなくても、これに当るところの「その他の戦力」もこれ保持することができない、こうなつておると解釈いたしております。

○八木幸吉君 この憲法の「陸海空軍」と自衛隊との概念は、どこに違いがあるか、突進的に違いがあるか、交戦権のあるなしだけでなく、どこに違いがあるか、これを伺ひたい。

○国務大臣(岸信介君) これは、自衛隊法その他をこらんにあります。と、この自衛隊の本質、目的、その任務といふものは明瞭になつておりまして、この範圍のものは、われわれは自衛権を裏づけるに必要最小限度のものであつて、憲法九条に禁止してゐるところの戦力には当らない、かやうに考へておるわけでありまして、

○八木幸吉君 法律の条文でなしに、この前の国会で私が伺ひしましたときには、日本の自衛隊は軍隊ではない、その意味は交戦権がないからだ、こういう御答弁があつた。今のは、自衛隊法に書いてあるものというお話でありますけれども、交戦権を外にして、自衛隊の実態と、社会通念上のいわゆる陸海空軍と、突進上どこに違いがあるか。自衛隊の実態と、それから憲法に禁止してゐるところの「陸海空軍」と、交戦権の有無を別にして突進上どこが違うか、これを伺つておきたい。

○国務大臣(岸信介君) 今、八木委員の御質問の実態上といふことの私意味がはつきりしないのですが、これは、この自衛隊法をこらんにあります。と、自衛隊を置いておる趣旨、その任務といふものは、従来のかつてありました日本の陸海空軍とはその本質を異にしておるということが、きわめて明瞭であるように私は考へております。

○八木幸吉君 たとえば、陸上自衛隊にいたしまして、満州事変当初に陸軍は十八万、自衛隊は今度ふえまして十七万、それから海軍の艦艇は三百八十七隻で九万一千トン、それから飛行機約千台機ですね。千台機の飛行機と、九万一千トンの海上自衛隊と、それから十六、七万に及ぶ陸軍、そのほかに火砲とか戦車とか、いろいろなものがござりますが、こういふような整備内容を持つる自衛隊が、果して社会通念上いわゆる陸海空軍と言えないといふのはどこに理由があるのか。法律上は交戦権のあるなしはありますけれども、交戦権を別として、社会通念上の陸海空軍とされただけの違いがあるか、それを伺つてゐるのです。

○八木幸吉君 法律の条文でなしに、この前の国会で私が伺ひしましたときには、日本の自衛隊は軍隊ではない、その意味は交戦権がないからだ、こういう御答弁があつた。今のは、自衛隊法に書いてあるものというお話でありますけれども、交戦権を外にして、自衛隊の実態と、社会通念上のいわゆる陸海空軍と、突進上どこに違いがあるか。自衛隊の実態と、それから憲法に禁止してゐるところの「陸海空軍」と、交戦権の有無を別にして突進上どこが違うか、これを伺つておきたい。

それは総理は、この前、自衛のため
の最小必要限度の軍力の中には米駐留
軍は入らない、こういう訓見解をお述
べになりましたけれども、ところが、
今の日本の防衛というものは米駐留軍
と、それから日本の自衛隊とで日本を
防衛している、その限りにおきまして
は、今の日本の自衛隊というものは、
これは最小必要限度でありましょう。
ありましようけれども、将来だんだん
この米駐留軍が撤退していくにつれ
て、そのギャップを日本の自衛隊が
補っていくということは、これは当然
だと思います。非常に極端なことを

にこれが日本の自衛のために必要な最小限度の力だけが日本に駐留しておるということとは、安保条約の上からも私には解釈ができないと思います。それから、さらに、今度は事實上の問題であります。日本から米軍が撤退いたしました場合に、日本が米軍が持つておいた力まで持たなければ自衛ができないかどうかという問題になってきます。というところ、米軍が撤退します理由的な配置等から見まして、われわれは事實問題として、米軍が持つてゐるもので全部日本の自衛力でもってこれを

う思ふのでありますから、そしてやはり極東の安全はどうでもいいのだということには、日本の防衛の見地からいってはずなれないと思ひます。そこで、あとで仰せられました米駐留軍が全部撤退した後でも、そこまで日本は拡張する実力もないし、専横必要ないのだということ、他の国際的の集團安全保障のことをお考えになつてのことでありまして、けれども、最小必要限度という議論を進めていけば、やはりそこまでは日本の国力さえ許せば、それだけの軍備を持つことが日本の最小必要限度にもやはり必要じゃない

は、しばしば、われわれの自衛といふものは、緊急不正な侵害があつた場合に、他の方法で排除できない場合に、方やむを得ずしてその実力によつて排除する、こゝういふ非常に限定された意味からも当然御了解いただけることだと思ひます。

○八木幸吉君 三十一日の衆議院の内閣委員会で総理は、「もしも敵の攻撃が、やはりさういふものを用いて『さういふもの』』といふのは核兵器です。」「攻撃が加えられるというような場合で、これに対してはどうしてもさういふ兵器をもつて侵略を防ぐかはな

は、これは認めないということを行つて、これは私の政治の信念として賛成していくつもりであります。しかし、いろいろな侵略の場合をいろいろと想ねて、こういう場合はどうだ、ああいう場合はどうだということでありまして、けれども、この原則だけは、私はあくまでも貫いていくという考えを持っておることをここに重ねて明瞭に申し上げておきます。そこで、日本の領空やこの領海等、もしくは日本を取りまわす周囲において、いわゆる原子力で戦われる、核兵器で戦争の状態が絶対に抑

らないかどうかという問題につきましましては、これはおのずから別の問題でございまして、いろいろな場合を想像をしておきますと、いろいろな場合があり得ると思ひます。私は、先ほど申し上げるような核兵器をもつて整備しない、また核兵器の持ち込みを認めないと言っていることの根本の考え方は、核兵器というものの使用を世界的に禁止したいという非常な強い熱望を持っておりまして、これを用いることは、人類のためにこれは許すべからざることだという考えでおりますので、そういう強い主張をしておりますのであります。しかしながら、遺憾ながら、今日なお核兵器をしておるものの軍隊が世界の中に存在しておりますから、それらのものの戦争の様相によりましては、日本の近海なり、あるいは領空等においてそういうことが絶対に今のところないんだということを言い切ることはできないのであると思ひます。

○八木幸吉君 アンチ・ミサイル・ミサイル核弾頭を使わない。アンチ・ミサイル・ミサイルを自衛隊で研究をされるお考えはありますか。

○國務大臣(岸信介君) 私の承知しております限りにおきましては、まだこの研究題目になるまでにはなっておりませんように思ひます。

○八木幸吉君 最後に一点だけ申し上げ

たいと思ひますが、自衛隊員のために、基礎的な法理論の教材がありまします。その自衛隊員教育用の基本的法理論の中に、現在の自衛隊は憲法違反であるということが多数学者の説だといふことが詳しく述べられております。そういう学説を教えられると、今の自衛隊は、なるほど自分たちの存在は憲法ではないかといふことを考へます。私はこの教科書だけで申すわけでありませんが、今、一言で申しますと、日陰者のように思つてゐることは、これは間違ひのない事実だと思ひます。ところが、この自衛隊員の職責は、申すまでもなく、日本の国防の責に任ずる最も重要な立場にある者が、日陰者のような地位に置かれて、ほんとうの自衛が全うできるかという点については、私は非常な疑問があると思つてゐます。命を捨ててやるんだったら、自分の存在が法律違反だといふようなことでは、ほんとうの自衛の職責を全うすることができない。それがすなわち憲法の改正論になつてくるわけでありまして、今總理は、憲法調査会であるいろいろな研究をしてゐる、こう仰せられますけれども、私はほかの家族制度だとか、いろいろなことは別問題といたしまして、また、これから大いに自衛隊を拡張するという立場から申し上げるわけでも何でもありませんが、現在の自衛隊に含意性を持たせる柱の見地からいっても必要である。そのためには、九条の第二項を第一項に削れば法律的には筋が通るわけでありまして、これはいつまでも長く延ばすべき筋合いのものではないと思ひます。そこで總理が幹事長

時代の三十一年一月には、三年以内に憲法改正を努力さすればできるんだといふので、国民の啓蒙運動を大いにやるということをお知らせされたことがあります。衆議院の解散四日に迫つておりますが、来年もまた衆議院の改選があるわけでありまして、今の情勢であれば、もし参議院で三分の二以上の憲法改正論者が当選をしなければ、また三年先になるわけでありまして、私はこの自衛隊が日陰者であるといふことが非常な支障である、こういう意味で、二項の改正を勇敢に、これが選挙の結果にいかなる影響を及ぼしまして、これを積極的に国民に訴へることが、岸内閣として私は当然の行き方ではないか、こう思ひましたので、その点に關する總理の御見解を伺ひたい。それからもう一つは、自衛といふものは、敵がなければ自衛でないものでありますから、自衛隊を今のようにならざるだけの極東の軍事情勢であるか、これはまことに簡単でけつこうでありますから、二点を伺つて私の質問を終わります。

○國務大臣(岸信介君) 憲法改正の問題は、いろいろ國內においても議論のあるところであり、私はこの重大性にかんがみて、憲法調査会を作つて今審議を進めておるわけでありまして、八木委員のいわゆるこの自衛隊の含意性——憲法違反であるか、憲法上当然正しいものであるのかといふことにつきましましては、私も終始一貫この含意性を主張しておるのであります。ただし、これが憲法であるといふ、違憲であるといふ意見も存在してゐることは事実であります。そうして、さういふようなことが自衛隊の隊員諸君の

精神的、何といひますか、基礎といひますかの上に、いろいろなおもしろくない影響を与えるおそれがあるといふことも、私は八木委員と同様に何ししております。従つて、憲法が改正されたいやうな場合、また改正しなければならぬという結論が出るやうな場合におきまして、さういふいろいろな、これはこの九条だけじゃありません。いろいろな規定においても学説の分れてゐるやうな点もありますが、さういふやうな大體な自衛隊に關する問題について意見が分れており、これが悪影響を与えることをおもんばかりまして、将来改正する場合においては、さういふことについての議論がないやうに、明確にすべきものであるといふことについては、八木委員と同様な考えを持ってあります。ただそれを、今憲法全体を検討し——それは法律に於いて權威ある調査会として作られておる、その調査会の研究の途上において、政府の首班である總理大臣が、どの条文はどうすべきものであるかといふやうな意見を述べるといふことは、私は正しいことでもないし、親当なことでもないと思ひます。従ひまして、調査会の結論を待つてこれに対しては善処したい。さういふ場合においては、議論があれば、さういふ大體な問題に於いては、根本的に相反する議論のないやうに、明確な態度にすることが望ましいと思ひます。

それからなお、極東におけるこの軍事情勢については、防衛長官から大體のことを御説明させます。

○八木幸吉君 その防衛長官の御答弁はあとから伺つてもけつこうですが、潜在主権のある沖繩に對してもし攻撃があつた場合は、これは日本の自衛とどういふ關係にお考へになりますか。

○國務大臣(岸信介君) 沖繩につきましましては、潜在主権を持つておりますけれども、これは一切の施政権をアメリカが持つております。従つて、これに對しての侵略が行われましても、それはもつぱらアメリカ軍によつて防衛されるべきものであると思ひます。

○矢嶋三義君 関連して伺ひます。憲法の先刻来の解釈は、私はこれは許されぬと思つてゐます。従つて、私は伺ひますが、憲法制定國會においてその担当大臣であつた金澤國務大臣は、武力の行使を許されないとすることを、はつきりと答弁してゐる。さうして、議員の質疑に對しましては、日本國憲法の前文、「日本國民は、恒久の平和を企願し、」から始まつて「平和を愛する諸國民の公平と信義に信頼して、」云々、この項を述べられて、さういふ武力は行使できないのである。さういふことは行使しない、話し合ひによつて平和を守つていくのだ、國を守つていくのだ、さういふことを担当國務大臣が明確に述べておられます。先刻、長官は、武力行使は自衛のためにはできることを言われておられますが、これは一体どういふやうに國民に説明したいのか。

それから、先刻来のあなたの説明を聞いておられますといふと、自衛のためでない戦力を結局あなたは持ちたいと考へておられる、といふことは、あなたが政界に復帰して、再建連盟を結成して以来、わが國の政界においてあなたは憲法改正論者の筆頭であつたわけなんです。で、先刻来の憲法九条の解釈をすれば、それを裏返しますといふ

と、あなたは、自衛のためでない戦力を持つべく憲法の改正をしたいということ、これを再建連盟を結成以来主張した、こういうことになるわけなんです、御答弁いただきたい。

○岡田大臣(岸信介) 私が憲法改正論者であるということに對しては、矢嶋委員がおっしゃる通り、私は憲法改正論者であります。しかしながら、憲法は非常に重大な法律であり、これに對していろいろ議論があり、それから、有識者の議論を十分尽して、その結論によつて善処しようというのが、憲法調査会を設けたゆえんであります。私の個人的意見はございませう。しかし、個人的意見として、今お話しになりました、私のさつきからの憲法解釈は、自衛権のこの限度を越えた戦力を持つておる意思をもつて憲法改正を唱へておるのだというあなたの判断に對しては、私はそういうことを申したこともありませんし、そういうことを考えたこともございませう。今、私が八木委員にお答えを申し上げましたように、われわれは、自衛権によるところの今の自衛隊組織は、これは憲法違反にあらずと私は解釈をいたしておりますが、不幸にして、おそらく矢嶋委員は、それは憲法違反であるという御解釈じゃないかと思ひます。自衛隊のごとき重大な任務を持つておるもの、そのもも置かれておる理由、その存在の基礎について憲法違反であるという議論と、憲法において認められておるものであるというようないふこと、議論ができておるということにつきましても、幾ら法律解釈とはいへ、私は望ましい状態ではないと思ひます。憲法改正の

きには、そういう議論を生ずる余地のないような明確な規定にしたいというのが私の念願であります。

○矢嶋三義君 金森さんの答弁は、總理はどう考へます。金森國務大臣が憲法制定國會において担当責任國務大臣として説明をし、さらに議員の質疑に對して、先ほど私が申し上げましたように、武力行使はできない、そしてかくかくにするのだということを速記に残しておる、これをいかように考へられますか。

○國務大臣(岸信介) 憲法の制定のときのいろいろの事情もございませう。それから、憲法のみならず、あなたの法律の解釈におきまして、私は必ず立法者の意思が唯一の法律というわけにいかぬと思ひます。私もどが今、今日憲法の解釈として、自衛権を持つておる、自衛権を否認されたのじゃない、独立國として自衛権があるという

なつておるのだ、どうだというやうな議論はなり立ち得る何があるかと思ひますけれども、これは議論がありまふけれども、私の今申し上げておるやうな自衛権があり、獨立國として自衛権はあるということ、九条は否定しておるものじゃない、それを裏づけるに必要の最小限度の兵力、力というものは、当然自衛権がある以上は持つてよろしいのだ、これは憲法が禁止しておるものじゃない、かように解釈をしております。

○矢嶋三義君 論弁を弄されては困ると思ひます。私も自衛権を否定していません。憲法制定國會において自衛権を否定する論もあれば、肯定する論もありましたけれども、最終段階においては、大勢としては自衛権はあるということになっております。わが日本社會党も、この矢嶋も自衛権を認めておる。しかし、その自衛権たるや、あなたが今言われるやうな自衛権とは違ふ、規定が違ふ。それから概念の範圍が違ふ。そうしてこの金森國務大臣の私は趣旨説明と、速記に残された答弁をあなたに申し上げておいて伺つたわけなんです、以来、日本の教師は、この金森さんの趣旨説明、答弁に基いて、子供に憲法というものをさういふふうにお教へてきておるのです。今あなたのような説明をされたならば、一体、教師はどうすればいいんですか、(笑)交えればいいじゃないか」と呼ぶ者あり。これはどういふところに問題がある。あなたのお答えは論弁だと思ふ。それから、私は間違ひですから長くやります。もう一つだけ伺ひますが、それは、ただいまのあなたの答弁で、日本には日本を守る最小限度の兵力

戦力を越えての力が、自衛隊プラス米駐留軍で存在するというとき、八木委員との応答で認められておるわけですが、このことは私は重大だと思ふ。なぜかということ、あなたは先般の本委員會における私の質疑に對して、「日本國內及びその附近」ということ、「その附近に」というのは沖繩は入るか入らぬかという質問に對して、沖繩は入らぬ、狭い意味の日本國內だけだ、こういうことを答弁されました。そしてこの安保条約の前文には「日本國に對する武力攻撃を阻止するため日本國內及びその附近にアメリカ合衆國がその軍隊を維持することを希望する」と規定して、それから第一條には、中ごろから「日本國における大規模の内乱及び騒擾を鎮圧するため日本國政府の明示の要請に應じて与えられる」云々というのを書いてあるわけなんです。だから米駐留軍は日本の自衛権とあわせて、日本を守るに必要な最小限度の戦力以上のものは持てないわけなんです。ところが、あなたは持てるということに八木委員との答弁でなるわけなんです。そうなれば、安保条約そのものが、憲法第九條に違反する内容においてアメリカと条約を結んだということに解釈がなつてくる。きつめてこれは重大なことだと思ふ。はつきり國民がわかるやうにお答え願ひたい。

○國務大臣(岸信介) 本来、觀念上からいつても、米軍の持つておる兵力というものは日本が持つておる兵力というものは關係ないことであり、また、これも關係ないことであり、日本に關係ないこと、あなたが説き及ぶところはそういうことになつておりますが、この前のところに「アメリカ合衆國の陸軍、空軍及び海軍を日本國內及びその附近に配備する」。

○矢嶋三義君 その「附近」というのは沖繩も入らぬと言つたじゃないですか。

○國務大臣(岸信介) 「その附近」は、續東における國際の平和と安全の維持に寄与し、並びに、一又は二以上の外部の國による教唆又は干渉によつて引き起された「云々」と二つの國がなされておる。従つて私は、この今何に駐留しておるもの、日本に駐留しておるもの、日本の自衛、狭い意味の自衛だけに限られておらない、ということ、先ほど申し上げたわけでありませう。

それからもう一つ、今あなたの御質問になつた沖繩の問題であります。沖繩に駐留してあるアメリカ軍が、私は安保條約に基いて駐留しておるのではないので、これは別の根據でアメリカが何をしておる、ということ、申し上げたのであります。それは今なおさう思つております。

○永岡光治君 ただいま論議をおわされておりますが、結局、憲法第九條は、これはこの前の岸總理が出席いたしました當委員會において、私が質問いたしました、結局、この整備計画です、これが完成した際におけるわが國の實力は、外敵の侵入兵力にどの程度の期間耐え得るか、これを質問いたしましたわけですが、これは事務當局にも十分に調べて答弁をしてくれ、ということ、申し上げたわけであり、これは岸總理の方から、資料も提出されたと思ひますが、明確に一つお答えいただきたいと思ひます。

○國務大臣(岸信介) 本来、觀念上からいつても、米軍の持つておる兵力というものは日本が持つておる兵力というものは關係ないことであり、また、これも關係ないこと、あなたが説き及ぶところはそういうことになつておりますが、この前のところに「アメリカ合衆國の陸軍、空軍及び海軍を日本國內及びその附近に配備する」。

○矢嶋三義君 その「附近」というのは沖繩も入らぬと言つたじゃないですか。

○國務大臣(岸信介) 「その附近」は、續東における國際の平和と安全の維持に寄与し、並びに、一又は二以上の外部の國による教唆又は干渉によつて引き起された「云々」と二つの國がなされておる。従つて私は、この今何に駐留しておるもの、日本に駐留しておるもの、日本の自衛、狭い意味の自衛だけに限られておらない、ということ、先ほど申し上げたわけでありませう。

○委員長(藤田進君) この点については、政府から資料の提出を津島防衛庁長官が約束されておるのであります。が、その後提出されていらないように思いますが……。出てますか、それではその説明をしていただきます。

○國務大臣(岸信介君) ちょっと専門的ですから、防衛庁長官からお答えをさせます。

○國務大臣(津島義一君) お答えいたします。

防衛力整備計画が完成した後に、おけるわが国の防衛能力という問題でございますが、これは資料に概略したため、大体これによって御承知下さるかと存じます。要すれば、今後の外国からの侵略その他に対処するために、自衛の實力行動をするというところは、この侵略の規模、時期、程度、装備、そのういったものに非常な関係があるわけでございます。一がいかにこの程度のものはできるというところは、これはそのときの事情、そういった侵略の規模等に非常な関係があることとございまして、端的にこうだという、いわゆる一がいかにこうだということは申し上げかねることは、事情やむを得ないことと存じます。しかし、おおむねこういっただうなことになることをわれわれは目標としておるものでございまして。

第一は、陸上自衛隊十八万、これはわが国の地理の關係、すなわち非常に縦が長く幅が狭い。山岳地帯が多いといつたような關係もあり、また道路の關係等がありまして、そういった防衛について他に見られない困難な事情もありまして、陸上自衛隊の十八万がもしこの目標として完成をみた時に

おいては、六管区、四混成団の編成によつて所要の配置をいたし、これらの直接、あるいはその場合に間接侵略もある場合もありますが、敵の上着陸といふものを、これを阻止する。そして同時に、この容易に侵略を許さないという程度並びに国内における治安の保持といふことも、これによつて可能であるという見解をもつてございまして、この目標を立てたわけでございまして。

第二は、海上自衛隊でございます。この整備目標においては、大體整備艦艇は約八万四千トン、掃海艇が一万六千トン、その他潜水艦等に一万三千トン、これで十二万四千トンといふものの艦艇が整備され、さらにこれにP2Vといつたような対潜哨戒機その他の航空機をもつて、大體周辺、近海における警備を全うし得るだろう。なお、主要港灣の防備もこれによつて全うしたいと同時に、外航護衛、海外に向う、あるいは商船の護衛といつた船団護衛についても相当の計画がこれによつて達成される。もちろんこれは最小限度でございまして、その敵に應じて十分であり得ないこともあり得ると思ひますが、そういった考え方をしております。

なお航空自衛隊、すなわち空の關係におきましては、この目標においては千三百機といふことを予定いたしております。これによつて戦闘機による要撃、これは二十七隊、スコードロン、輸送機を三、偵察機を三、そういったような編成を見まして、レーダーサイトの所要の警戒、また誘導の組織といつたようなことによつて、敵機と申しますか、相手機の早期発見に努めますことによつて、わが国の領空

における相手方の飛行機の跳梁といつたようなことは防止する、こういう考え方をしていただいております。これについては整備の充実によつてさらにその實力を増したいと思つたものでございまして、重ねて申し上げますが、これはそのときにおける様相また時期、一時にいくるか、あるいは時をおいてくるかといつたようなことにもいろいろなるか、違ひが起つてくると思ひますが、大體の防衛能力といふものは、そういったような考え方からこの目標ができた、こういうわけでございまして。

○永岡光治君 わが国の實力の配備の状況については説明を受けておるわけですが、それがどのくらい兵力に耐え得るかといふことを聞いておるわけで、いろいろ情勢が違つくと、こうおっしゃいますが、それは違ふことがあるでしょう。じゃあそこで一例をあげて、たとえば陸上兵力何十万、あるいは海上の艦艇何万トン、航空兵力何十機、これには向うから襲来してきても耐え得る、こういう一つの目標がなくしてはならぬと思つたのです。私はそのことを聞いておるのです。今、世界でいろいろ装備はずつと進んでおりますが、現地点において予想される装備、外国の装備を予想して、陸上はたとえ十万人なら十万人来たならば、そのぐらゐのものは防げるのか、あるいは海上で五万トンぐらゐの海上艦艇が押し寄せてきたものは耐え得るか、航空機ならば、たとえば五百機なら五百機一時に襲来してもそれに耐え得るか何となく、一つの目安があつてしかるべきだと思つたのです。そういう点をお聞きしたいのです。そういう点がな

いならば、端的に聞きますが、十万人の陸上兵力が来てもこれに耐え得るか、十万トンの艦艇が押し寄せたときこれに耐え得るか、一千機の航空機が来ても耐え得るかどうか、具体的にあげますから、それに耐え得るか、耐え得られないのか、その点を具体的に御質問は、非常に困難な点は、ただいまの十万人の陸上隊に耐え得るか、こ

ういふようなお話であります。これは予想の状態をどう考えるかといふことに關係してくると思つたのです。一挙に十万人の陸上兵がある一地点に来る場合と、東西、中央に分れて来る場合とによつて、兵の配置の關係もあるわけでありまして。しかし私どもは、十八万の配備によつて、これ以上のものが来ても、これを撃破、上陸を許さないといふ自信を持っておるわけでありまして。しかし一挙に五十万、百万が来た場合に、これが果して可能であるかどうかという問題になるかと思つたのでありますが、これは要するに旧來の言葉で言へば用兵の問題の非常にこまかい問題でございまして。私はその足らざるところは、やはりこの安全保障の体制によつて補つていくという基本的な考えを捨てては、なかなかこの防衛の完全を期するといふことは現段階ではむづかしいし、また、ある意味においては、第一次整備目標と申しますか、ただいま申しました防衛力整備目標といふものによつて、現状あるいは将来起り得る様相を考えると、最小限度のものであるといふ考え方を持っておるのでございまして。ただいま千機の飛行機が一挙に東京上空に來たら東京上空が守れ

るかといふ仮定の質問は、私は非常に困難であると思つし、防衛責任者がそういうことをはっきり言うことは、私は避けた方が國の防衛のためにいいのじゃないか、こう思つておるわけでありまして。

○永岡光治君 それは防衛計画がなつていないといふことになるのですが、そこで大體お話をすれば、今の日本の實力程度のものならば、陸軍の數にしても、海軍の艦艇にしても、航空機にしても、その程度の外敵ならば大體耐え得ると、こ

ういふお話がありまして。それはそれとして、岸信介は、この前から、もちろんそういう場合に、日本のみならず、アメリカの軍隊の応援を得てこれは防衛だ、こ

ういふお話をしておるのですが、さればお尋ねいたしますが、日本の国内のアメリカの軍隊の配備状況、兵方の配備状況、これは十分御承知だと思ひますが、どういふ状況に相なつておりますか、その点をお尋ねいたします。

○國務大臣(岸信介君) 自分自身が配備状況を現在において全部知悉しておるというわけではございせん。しかし防衛の専門家は十分な連絡を、米軍との間に連絡を持つて配備の状況を知つております。

○永岡光治君 こういう重大な問題を、しかも国防會議のあなたは議長をされておいでになる。もとより、これは事務当局でも十分これは検討されて資料をお持ちだろ

○國務大臣(岸信介君) 今申しますように、必要な場合においてこれを知ることはできるようにしておりますが、常時これを知っておるということではございません。

○永岡光治君 それではこれは事務当局から御答弁になりますと時間にもかかりますから、その兵力の配備状況、これを一つ資料として御提供をお願いいたします。

○國務大臣(津島一君) 資料については、極力お求めに応じて提出いたしておるのでございます。しかし、米軍駐留軍の配備その他の具体的なことは、これは米軍側で発表し得るもの以外には発表しないという建前になっております。私も承知しておるのでございまして、資料としてその詳細にわたっての提供はここですぐお引き受けするわけにいかない事情もございします。しかしながら、でき得るものについては提出するというに御了解願っております。

○矢嶋三義君 関連して。ただいま総理は、永岡委員の質疑に対して、国防会議の議長であり総理であるが、常時知っていない、こういう御答弁をされております。それでは国防会議の議長であるあなたに基本的なことを一つだけ伺います。今、永岡委員が指摘されておるその「防衛力整備計画完成後における自衛隊の能力」というこの資料にこういうことが書いてある。「具体的に仮想敵国を想定し整備して」おるのではないのでしょうか。こういうことを書いてあります。一体、一国の實力、ささやかなるも戦力を持つ場合に、仮想敵国というものを考えないで持つ場合があるのですか、具体的に伺

いますよ。昭和三十三年のアメリカからあなた方が供与を受けるべく申し入れて、アメリカの了解を得ているS2F対潜哨戒機三十一機、それからP2V大型対潜哨戒機、これが六機、それからP2V-7、この大型対潜哨戒機四十二機の国産化計画を立てております。これは仮想敵国というものでないのでしょうか、これに重点を置いているのでしょうか。これは明らかに日本に課せられておるところの向うから来るものに對する防衛として、この対潜哨戒機に重点を置いて、特に大型P2Vに置かれておる。これは永岡委員の要求によって出された資料はおかしいと思う。こういう基本的なことは、あなたは少くとも国防会議の議長としては知っておられるのですから御答弁願いたいと思います。

○國務大臣(岸信介君) 日本の国防計画を定める場合に、いわゆる仮想敵国というものを置いてやるかどうかということは、これは重要な国防上の方針の一つであります。私もそれはそれについては、ただいま具体的の一國、もしくは数國を仮想敵国として、それに対して防衛計画を立てるということに、われわれのこの祖國に對する侵略のいろいろのあり得る形を考へて、これに善処するために防衛上必要な自衛の力を持つというのをやっておるわけでありまして、仮想敵国というものは設けておりません。

○伊藤道雄君 総理に二、三お伺いたしたいと思います。まず、核兵器の持ち込みについてお尋ねいたします。総理は、原水爆は憲法違反だが、小型核兵器については、憲法と関係なく、人道に許せないから持たない、こういうふうにしばしば

持たない、こういうふうなしばしば言っておられるわけでありまして。そこでこの際、小型核兵器は憲法違反なのかどうか、この際しっかりと確認しておきたいと思ひます。まずこの点をお伺いいたします。

○國務大臣(岸信介君) いわゆる小型核兵器と称せられるものは、ちょうど核兵器は御承知の通り進歩発達段階にありまして、いろいろなものができてもおりますし、私もその一々をつまびらかにすることができないほどいろいろのものがあるように承わっております。将来もまた、いろいろな発達をするであろうと思ひます。私の申しておるのは、核兵器という名前がつけば違反、兵器といえども、憲法にこれを禁止しておるという私どもは解釈にはならない。私は先ほど来、われわれが持ち得る自衛隊の力は自衛権の裏づけのための最少必要限度の力であるということをお申しております。その範囲内に属するものも、今言っておりますように、やはり核兵器というものは非常に種類が多いのでありますから、あり得ると思ひます。しかし、そういうものは憲法では禁止してないけれども、私は核兵器全般に對して、先ほど来八木委員にも申し上げましたような信念から、これをもって自衛隊を裝備しない、またその持ち込みを認めない、それは憲法の規定のいかんにかかわらず、私の考えとしてそういうことを申し上げておるわけでありまして。

○伊藤道雄君 総理は人道に許せないから持たないということをししばしば言っておられるわけでありまして。そこで人道に許せないということなら、これは憲法違反でなければならぬ、こ

の核兵器に限らず、憲法が人道に許せないようなことを認めるはずがないではないですか。で、この小型核兵器が人道に許せないというのであれば、それは当然に憲法違反と言わなければならぬと思ひます。この点をはっきりさせていたしたいと思います。

○國務大臣(岸信介君) 私が先ほど来お答えを申し上げておるように、自衛権というものが、その裏づけに必要最小限度の力というものはこれを持ち得る、そしてそれは憲法の禁止しておるところの戦力には入らない。今日核兵器というふうなものに對してはいろいろな発達段階があるから、その種類いかんによつては、自衛権の内容とする必要最小限度のものに入り得るものもあるだろうけれども、従つて、そういうものは憲法のこの九条では禁止しておらないけれども、私が核兵器で裝備しない、こういうことを申し上げておるのは、その間に何らの區別を置いて、原水爆その他のものと區別を置いて、こういうものなら核兵器で裝備していいのだというふうに分けて考へておるのじゃないに、これは大きな人道的見地から、ちょうど原水爆に對して私が抗議を提出し、これを大國間において兵器に使わぬというふうな申し合せをしるというふうなことを提案しておる、その趣旨の一環としてこれを認めないのだ、こう申し上げておるのであります。

○伊藤道雄君 政府の統一解釈では、この小型核兵器に對して違憲であるとしておるのかどうか、この点を明確にしてもらいたいと思ひます。違憲でないなら持つても差しつかえないわけですから。そこでこの点が非常に重要になつてくるわけですから、この点を明確に。

○國務大臣(岸信介君) 去年、同じ問題に關する論議がありまして、その際、政府の統一の見解をお答えを申し上げております。趣旨は、要するに今日核兵器といわれておるところのものの中心は、原水爆を中心としておるものであるが、こういうものが憲法上持てないことは当然であるけれども、その他のものについては、いろいろな種類があるので、発達の道程にあるから、一がいについて憲法違反というわけにはいかぬ、こういう趣旨で統一のお答えを申し上げたと記憶しております。

○伊藤道雄君 総理はしばしば、小型核兵器については憲法違反ではないけれども、政策として持たないということをしばしば言っております。今もそう考へておると思ひますが、そうだとすると、このことは國民にとつてまことに不安きわまりないこととす。政策が変ればまた持つようになるかもしれぬ、そういう点で非常に不安きわまりないことであると同時に、國民として、はまことに迷惑千萬なこととす。政治というものはこれは制度化さなければならぬ、また法律化して初めて意味があると思ひます。そういう意味で、総理に小型核兵器を持たないとか、核兵器を持たないというふうな信念があるならば、この際思い切つてこれを制度化すべきではないでしょうか。この小型核兵器については持つべきでない、そういうようなことを政策としてでなく、しっかりと法律化し、制度化すべきではないか、そういうふう

に思ひます。この点をはっきりさしていただきたいと思います。

○國務大臣(岸信介君) その点は議論の相違になると思いますが、私は従来とも私の信念を国民に明確に申し上げておりました。国民も十分にその点においては理解をし、私を支持してくれるものと私は信じております。

○伊藤道雄君 時間がありますので、最後に戦力について一点だけ伺いたいと思います。この前もお伺いいたしましたように、鳩山さんは、自衛のためであるならば必要にして最小限度の戦力を持つてもいい、あなた

は、ただ最後の方が違っておるだけで、自衛力は持つてもいい、この解釈については同様だとおっしゃっておるわけですか。ところが「自衛のためならば」、近ごろはまた違って、実力というふうに表示が變つておるわけですか。それはともかくとして、普通の觀念からいえば、最小限度の実力は戦力だと、こういうことも言っておるわけですね。そうだとすると、憲法の禁止する戦力こそ普通の觀念の戦力でないか、そういうことが言えると思うわけですか。この点について総理のはっきりしたお答えをいただきたい。

○國務大臣(岸信介君) 私はこの憲法九条の、戦力を持つことはできない、保持できないという言葉がありますから、自衛のための、これを裏づけるに必要な最小限度の一つの力、これをまあ戦力という言葉で呼んでも、戦力という意味をそういう意味に解釈すれば差しつかえないことであります。少し、私が戦力という言葉に特に出るのには、九条二項で一切の戦力というものが否定されているではないか、自衛のためならば戦力もいいのかという誤解を受けるおそれがありますので、私

は、特に実力とか自衛とかいう言葉を特別に用いておるのであります。趣旨においては鳩山内閣のお答えと同じような考えであります。

○委員(藤田進君) この際、お諮りいたします。岡田宗司君から、質疑のため委員外発言を求められております。これを許可することに御異議ありませんか。

○委員(藤田進君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員外議員(岡田宗司君) 国防會議の議長としての総理大臣にお伺いいたします。

それは、日本で新しい機種の内定がなされた。つまり、F11Fが防衛庁の幹部によつて内定された。さらに、今度国防會議によつて確認されたわけなんです。このF11Fの内定ということ、総理大臣はどういうように解しておられるか、決定と内定というのはどういうふうに通うのか、それをまずお伺いしたい。

○國務大臣(岸信介君) 機種の問題につきましては、機種を決定するということとは、同時にそれを裏づける製造計画、その他この製造に必要な一つの具体的案が成り立たなかならぬと思ひます。大体のこの標準について、機種をきめる場合におきまして、そういうことを参考にいたして大体の見通しは立っておりますけれども、し

ありますので、最後の決定は、その具體的の、あらゆる面におけるところのもの、このデータが確立したときに決定をいたしたい。しかし、いろいろな点を参考して、大筋としてこの機種にするということきめたのが、先だつての内定の意味でございます。

○委員外議員(岡田宗司君) F11Fは、アメリカで試作機が二機できておるだけなんです。そしてアメリカの、これは陸軍も海軍も空軍も採用していません。たつた二機の試作機だけなんです。そういうようなものを決定をするということ、かなり冒険ではないかどうですか。先ほど岸総理が言われました、内定から決定に至るまでの間に、いろいろな試作、試験の段階が入るけれども、そのときに、もしこのF11Fが新しい飛行機の発達に合わないということになりましたならば、これは内定から決定に進まないで、廃棄されるものかどうか、その点をお伺いしたい。

○國務大臣(岸信介君) 私どもの研究によれば、飛行機そのものとしてのいろいろな試験は済んでおります。むしろ、製造に至る具體的の計画及びこれを裏づけるに必要な確定的数字等が問題になっておるわけでありまして、これを決定するにつきましては、今お話しのように、冒險的な要素を含んでこれをきめたわけではございませんで、十分に、あらゆるこの飛行機自体としての試験から生じておる結果も、これを頭に置いて内定をいたしたわけでございます。

○委員外議員(岡田宗司君) 国防會議の議長として、飛行機、特に戦闘機の将来について、どういふふうにお考え

になりますか。

○國務大臣(岸信介君) 最近の戦闘機の発達は何を見ますかというと、非常に高度が高くなつており、速度が非常に早くなつてきております。これに対して、私どものいわゆる防衛の見地から、要撃する機種としましては、十分にそれらの事情を、ないし全天候———

どういう天候下におりましても十分な飛翔力を持ち、スピードを持ち、相対的な行動半径を持つて、これらの、もし侵略の起つた場合においてこれを要撃して、十分に戦闘機の性能を発揮するといふふうなものを選んで防衛を全うしたい、かように考えております。

○委員外議員(岡田宗司君) 総理大臣は、イギリスの国防白書をお読みになつたことがあるかどうか、私知りませんけれども、とにかく飛行機というもの、今日のミサイルの発達

の時代におきましては、相当変なわけばならぬと思つております。また、アメリカ等におきましても、すでに一九六〇年から一九六五年までの機種はきめておりますけれども、それから先につきましては、もはや有人飛行機といふものは、とにかく人が乗る飛行機といふものは、それ以降においては必要がないのだという意見がすでに起つておる。おそらく、最近のアメリカの飛行機といふものは、人の乗る飛行機の最後のものではあらう、こうなつておるのであります。つまり飛行機自体が、変化していくのであります。人間が乗つて操縦する飛行機がなくなつていく、こういうことが全体として見られてゐる。そうして、これがまあ有翼のGM化していくといふふうになつていきますときに、それらのことを考

慮に入れて、このF11Fをきめられたかどうか、その点をお伺いしたい。

○國務大臣(岸信介君) 一部、今の有人飛行機といふものに対して無人飛行機、誘導によるものの飛行機という議論もあることは、十分頭に置いてこの研究をいたしたのであります。私どもは、結論として、有人飛行機がこれ

はなくなるものであるといふことは、決して、アメリカにおいても、その他の國におきましても、通説として採用されているものではないし、そういうことは、今前提として考えるといふことは適當でないといふ見地に立つてF11Fをきめたのであります。

○委員外議員(岡田宗司君) ただいまの岸総理のお話ですと、はなはだ見通しが甘いのでありまして、私は、おそらくF11Fが生産を開始される二年後におきましては、航空機に対する世界の考え方といふものは非常に変つてきて、これまたF86と同じように、役に立たないものになる。こういうふうにお考えしております。これはまあ見解の相違でございますから、ここで争おうとは思ひません。あと、このF11Fの購入等の問題につきましては、これは津島防衛庁長官あるいは事務当局からお伺いしたいと思ひます。

○森中守義君 大へん総理もお急ぎのようですが、非常に大事なことを、この前漏らしておりましたので、この機会に簡単に御尋ねをいたします。先刻、同僚委員から若干指摘があつたやうであります。安全保障条約の一条の中に、「この軍隊は、極東における國際の平和と安全の維持に寄与し、並びに」云々といふことがありますが、これから申しますと、明らかに國運を

章が集團的に、もしくは個別的に安全保障条約の締結はできる、こういうことになっておりますが、私は数年前の朝鮮の戦争でですね、この実例から考えれば、非常に危険な条文じゃないかと思うのです。つまり朝鮮戦争の場合には南朝鮮、北朝鮮が一つの目的を持って争いました。しかしその当時、わが国に存在をした、この安保条約によっていわれる配備を許与していた米軍が、福岡の板付から飛び立った、あるいは艦船が佐世保から行く、そこで全然目的の違つた、むしろわが国と直接関係のない両国が争いをして、に、アメリカがこれに入つて、で、そのなると、朝鮮の方ではやはり米軍とも一戦を交えようということ、日本の本土に米軍の基地がある、あるいは艦船の基地がある、こういうことで反撃を加えてくる。そういうことになり、ますと、わが国とは関係のない戦争でありながら、実質的にはわが国が犠牲をこうむる、こういうことが私は朝鮮戦争によって……。幸いにしてそういう事態の発生はありませんでしたが、この条文からいけば、米軍に基地を提供し、あるいは軍港を提供する限りにおいては、争う目的が違つたのに、間接にわが国が犠牲をこうむるということが、この安保条約からいけば成り立つというところになると思う。そうなる、前文及び本文にうたつておるように、だいが、わが国の自衛のためにこの安全保障条約が必要である、米軍の配備が必要であるという趣旨とは根本的に趣きを異にしてくるわけですが、こういう観点からいけば、安保条約は、少くとも直接侵略、あるいは直接の自衛の目的以外のところに米軍が関

○田畑金光君

大へんお忙しいようでありまして、簡単に一、二お尋ねいたしますが、先ほど伊藤委員の質問に對しまして、要するに総理は常々、核兵器を持ち込まない、武装しない、こういうお話をなさつておるので制度化したらどうかという質問に對しまして、そういうことは私は私としては考えていない、私のこの考え方を國民は支持しておられると思う。こういう趣旨の答弁がありましたが、しかしそれは國民一般として非常に不安に思つてゐる問題であります。われわれといたしましては、

は、しからば総理のその信念は、信念としてはけつこうであります、安保条約に基く米軍の配備は日米行政協定で定めるところになつておりまして、日米行政協定の中で、どうして総理の信念を条文化しないのか、協定化しないのか、それをわれわれは強く要求しているわけでありまして、総理のお話のように、國民はそれについて不安を持っていないということに断じてないのです。非常な不安を持ってゐるわけです。なぜ協定化する、そういう努力を考えてないのか、私われなにか、これを明確に承わっておきたいと思ひます。

を感じているというやうな、御議論を聞いていられるやうな印象も受けるのであります、私はそういう意味において、國民は今このところにおいては私の考えを支持しておつてくれるものであると私は信じております。しかし、將來ともこの信頼が永久に続くかといふことをうぬばれて考えておるわけじゃございませんから、そういう今申しましたやうな趣旨において検討を加えていくべきことは当然でございます。

おいて明確にこの話し合ひで協定化されないのか、あるいはまた、そういうアメリカ等に行く機会があるならば、どうしても國民の世論を背景にして、勇氣をもつておやりにならないのか、こういうやうな点について、あらためて一つ総理の氣持を伺いたいと思ひます。

○田畑金光君

昨年、二十六国会でアメリカに旅行されるその直前のこの内閣委員会におきまして、総理といたしましては、國民の不安に思つておられるこの問題については、アメリカに行つても十分一話し合ひをして、条約の改訂、協定の改訂等について努力をしていきたい、こういう御答弁をなさつておられたわけですが、しかし事實はそれと大きく離れて、結局、日米安保委員会というところで逃げたわけですが、まあ今度近く総選挙が行われるわけ、その結果どういふ内閣ができるか、それは不明です。鈴木内閣ができるかもしれない。万一、第三次岸内閣ができた、こういうやうなことになることになりまして、まあいづれ特別国会といふことにもなりますが、総理はことしはアメリカに出かけられるのか、あるいはその他に出かけられるのか、こういうことを考えておられるのか。特に私はこういうやうな問題に關しましては、今、日米安保委員会において取り上げられる機会があるわけでありまして、から、どうしてこれを取り上げられて検討をなさらないのか、あるいはまた一歩をさらに進めて、日米行政協定等に

○田畑金光君

この安保条約の改正そのものにつきましては、私は國民感情としてやはり一番根本は、この外国軍隊の駐留しておるということに對して、だんだんこうした日本の自主獨立が完成を見るときに、そういう氣持が起つてくるのは當然であり、私はその意味において、これを理想としてはなくすることが一番望ましいことである。しかし、それが一歩にいかない場合においても、この規定の、われわれの國民感情と相いれないやうな、また非常な不安を持たないやうな、というやうな規定を適當に改訂する、またこの改訂の運営の上においても、從來やつてきているものが非常に適當でないといふことについては、これを運用を適正にして、兩國の國民感情や利益に合うやうにしていかなければならぬ、こういうふうな考えをしております。決して現在の状況で満足して、これに變更するとかあるいは改訂すること、適當な処置を講ずるというやうな氣持は毛頭持っておりません。

従つて今、私は、この選挙後にどうするといふやうなことはまだ具体的に考えておりませんが、今申しましたことは、私の一貫した考え方でありまして、できるだけ今言つたよ

うな趣旨においてあらゆる方法を通じて努力をするということにつきましては、私は以前申し上げたと同じような、今日もまた同じような考えを持っておるといふことを申し上げたいと思ひます。(最後に一つ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

○委員長(藤田進君) お静かに願ひます。理事間で今話し合ひができました。総理の質問はこの程度にということであります。(最後だから)と呼ぶ者あり) それじゃ一問で一つ。

○田畑金光君 総理の御答弁を聞いておりますと、一向われわれの気持ちに合致するやうな、そういう決意のほどがうかがわれないわけです。ことに、私はこの間、矢嶋委員からも強く質問として取り上げておりましたが、先般の米国防次官補のアーウィン氏のあの演説の内容、これはなるほど、総理はあの当時新聞を見ていない、こう言っておられました、翌日アメリカの国防省当局はこれを否定しているやうであります、われわれはこれを一つ総合して判断してみますと、近く総選挙が行われる、自民党政権を間接的に援助しようとするアメリカ当局の現われが、あの国防省の翌日のアーウィン発言の否定となつて出ておるものと見るわけですね。アメリカの国防省当局は、明らかにこれは早く日本の自衛隊を核武装したい、これは軍部らしく率直で、また、それがほんとうだと思ふのです。ただアメリカの國務省はさすがにそれは外交機関だけあって、政治性をもつて、政治的な観点から、やはり今、しかも総選挙を目前に控えて保守政党内にそれを要請することは総選挙を不利にする、こういう政治的判断からこうい

うやうな問題については慎重を期しているにすぎないとわれわれは見ているわけですね。ことに条約の、あるいは行政協定の建前からいふと、アメリカの配備といふものは、明確に権利として日本はそれを認めておる。ほんとうに総理が信念を持っておるといふならば、やはり核武装の兵隊は要らないとか、日本は核武装しないといふならば、明確になぜ行政協定で協定化する努力をなさらぬのか。日米安保委員会といふものは、その行政協定の不平等性を是正するために、わざわざアメリカに行つてこられて、そして日米共同声明に基いてできておりますけれども、あの日米安保委員会の今までの運営を見ますと、この間も私が申し上げましたが、アメリカの軍隊の使用配備を云々するのではなくして、むしろ自衛隊の装備を、サイド・ワインダーを持つてくるとか、強化するとか、こういうやうな、向うから押しつけられて、日本を誤まつた方向に、国民の心配なやうな方向に持っていくやうにしてゐるのです。これは否定しても、国民の気持ちから拭い去ることができないわけなんです。こういうことを考えたとき、なぜ総理といたしましては、ほんとうにあなたがそういう信念を持ってゐるならば、日米安保委員会ぐらゐでは堂々とこれは話し合つて、国民の前に、心配するなと明確に態度を示されたらどうか、こういうことをわれわれは申し上げてゐるわけです。あなたの先ほど来のお話を聞いておきますと、御答弁を聞いておきますと、国民はそれほど心配をしてないのだ、こうおっしゃいます、そうではないのです。今日のあらゆる新聞雑誌をこら下さ

い。これを世論の代表と見なければ、われわれは何を世論の代表と言へばいいのです。これが国民の気分、国民の感情だとわれわれは判断しなければならぬと思ひますが、総理の見解からいふと、何を基準として、しからば国民の感情や国民の気分を見るわけですか。われわれはこれを申し上げてゐるので、どうか一つ総理として、ほんとうにそういう気分があるならば、明確な一つ態度をもって日米安保委員会等で話し合ひをなさつたらどうでしょうか。こう申し上げてゐるわけで、その気持ちがあるかないかはつきりとお答え願ひたいと思ふわけです。

○國務大臣(岸信介君) 週日アメリカの国防次官補の言動がいろいろと伝えられたのでありますが、これに対しては、國務省が明確に否定してゐるのを出してあります。これは今、田畑委員は、何か選挙対策で云々といふやうなことを話されておりますけれども、これは他国の何をそういうふうに見ようとするかは、私は適當でないとと思ひます。同時に、いろいろまたソ連や、あるいは中共政府のこの日本に対する外交政策や、あるいは声明等を逆に選挙対策のごとく言う人もありますけれども、私、ともにそういうことを、この国際情勢のもとにおいて言うべきものではないのみならず、われわれは独立国として、そういう干渉なり援助なりを一切受けたいという信念のもとに、堂々と両党は選挙を争うべきものであつて、そういうことに藉口することはお互いに慎しまなければならぬ問題であると思ひます。いずれにしても、責任がある國務省が責任をもってあれを否定しており、日本を核装備を

する意思を持たない、また、そういうことはしておらないのみならず、持たないといふことを明確に申しております。なお、この行政協定や安保条約の運用並びにその将来に關して、これが国民の感情なり国民の世論の気持ちに合致しないものについては合致するやうに、これが改訂なり変更、修正等に努力すべきものであるといふ田畑委員のお考えは、私も同感でありますから、それについてはあらゆる努力をいたしますといふことを申し上げたわけでございます。

○委員外議員(岡田宗司君) それでは津島防衛庁長官にお伺ひいたします。アメリカにおいてこのF111Fは現在試作の段階でないといふことは御存じだらうと思ふのですが、いかがですか。

○國務大臣(津島一君) F111Fという飛行機がすでに製作を終え、お説のように二機が完成し、しかもその実験は、機体の操縦、すべての点においてもう完成いたしておるものでございます。試作中のものではございません。まだ残つた実験といつたしましては、この装備の關係において何がいかんという、いわゆるファンクショナル・デベロップメント、このテストだけ残つてゐる。これは専門家の意見を十分徴しまして、この機体については最も優秀な性能のいいものである。しかし、最後の装備と申しますか、ファンクショナルのこのテストは近くやる、こういうことに相なつて、そののいかんにかかわらず、この機体そのものについてはでき上つたものでございまして、そういったものでございまして、この機種がその他の条件において

一番最適であるといふことは、長い間の研究によつて一致した見解となつたわけなのでございまして。ただ、総理が申しましたやうに、この生産をどうするか、あるいはいろいろな点についての具体的計画はこれは大体これが適當であるといふ上でない、そういう計画は立たぬわけでございます。その計画が立つたときに、初めて最終的の決定をいたそう、こういう趣旨でございます。

○委員外議員(岡田宗司君) 防衛庁長官は、アメリカでもつて空軍なり、あるいは海軍なり、新たな機種を設計いたしました場合に、試作して、今度は実際にそれを採用する段階に至るまで、いろいろなやり方、これは御存じですか。たとえば空軍で申しますと、クックレーギー・パターン、あるいは海軍で申しますればマフイー・プランといふやり方を御存じですか。

○國務大臣(津島一君) 各飛行機においてプランが、設計ができて、それからだんだんそれに対する試作の段階に入り、最後の確定した採用機とするには八段階あるやうに思ひます。あるいは飛行機の簡単なものについては、他の飛行機を利用して、それに改善を加えるといふ場合は、非常に手続を省略する場合もございまして。そういういろいろな飛行機の種類、その性能、ないしは從來あつたものに対して改善を加えて新しいものを作るといふやり方のごときは、いろいろDとかJとかあるやうであります。全部の問題について同じやうな段階を経るといふことには限らない、こう思つておる次第でございまして。

○委員外議員(岡田宗司君) 私はあな

たがクックレーギー・ボタンとかあるいはマフイー・プランの内容を御存じかと聞いている。

○國務大臣(津島一君) たいまのプランという言葉は、私は初めて聞いたのですが、内容については知っておるかも知れませんが……。

○委員外議員(岡田宗司君) アメリカでは飛行機を賣うのに非常に念には念を入れて、つまり、前にアメリカでは試作機を二、三機作った。それでよろしいということで大量生産をやつて非常な失敗をした。そこで空軍ではクックレーギー・ボタン、それから海軍の方ではマフイー・プランというものをやつて、まず試作機を二、三機なり作つて、それからそれにたとえばファイアー・コントロール・システムを載せてまたこれを試作する。そうしてだんだんそういう設備なりいろいろなことをやつて、何機も試作をやつた上で採用することになっている。しかもその間におきまして、今日の飛行機は非常に高度に進んでおりますので、第一の試作機から最後の試作機に至りますまでの間には、相当生産方法を考へていかなければならない。非常に金のかかる方法なのであります。それをやっておる。ところが新しく今度採用されるF11-Fはまたその段階を経るのではない。アメリカで採用された機種ではないのです。そうして、もし日本でこれを採用いたしましたら、新たにこれをやるというしませんが、どここの会社にやらすか知れませんが、でも、そのために何べんも試作をするために非常な金がかかって、それを国家で補償しながらやらなければならぬ。それも果して今の日本の生産状況

でできるかどうか、私は非常に疑問に思ふ。前のF86、あれを採用いたしましたときには、すでにアメリカでもこれは採用されておりました。しかも実戦に使われた。従つてそれをこちらで採用して作り出すということについてはそれほどむづかしい問題はない。しかし試作機をもつてこれを新たな機種として選定して、二カ年間の間に日本の貧弱な飛行機産業、そしてまた金もないのに、果してこの非常な高度な技術を要するものが間に合うかどうかと私は考えるので、あなたの方のやつておることは非常に危いと思ふ。おそらく今後そういう問題でいろいろ問題が出てくるだろうと思ふのであります。これは整備局長に、新しい飛行機の機種の採用と、それからそれをどういう試験方法をもつて試作の段階を経るのか、さらに、それをほんとうに生産させるにはどういう段階を経るのか、それらのことをさらに局長の方から一つ伺いたい。

○國務大臣(津島一君) ちょっと一般的な問題ですから、まず私から簡単に答へて、整備局長から専門的に答へたいと思ひます。

この機種の決定は、今後、今仰せになつた点もすべてを含めての計画というものを具体化しよう、こういうわけでありませう。本来これは國産化するという方針でございませうが、これはどうしても米側の協力なしにはできないわけでございます。従つてそれに要するいろいろな資料であるとか、すべての問題がこれにからまなくてはならぬ。資金のこと、そうしてまた、資金的というか、そういうたような援助も新機種に対してはわれわれは期待しておるわけですが、従つてそれらの、これから具体的な交渉の段階においてあらゆるところに問題が提供され、検討され、しかして日本で技術的に不可能な分は、これはアメリカは全面的に協力する、という態度でなければ、これはなかなか困難な事業であるといふことはよく承知しております。われわれはさしあたり、この飛行機が性能として、また、その他の条件において日本に最も適しているものであるといふ、この結果出たわけでありまして、御指摘の点は、これから具体的にこの問題に對する研究、その計画化といふ段階において十分考慮される問題である、この趣意次第でございます。

○委員外議員(岡田宗司君) たいまのお話は、きつて一般的なお話でありますけれども、新しい機種が大量生産されるまでの技術的な諸段階といふものについての御考慮はきつめて足りないやうであります。もしこれが、この飛行機がアメリカですでに試作の段階を終つて、大量生産の段階に入つて、日本の方でこれは新たに作る上に容易であらうと思ふのであります。たとえ、向うから機械を輸入し、あるいはまた金の援助を受けましても容易であらう。しかし、これが全くまだ採用された機種になつておらぬ、しかも試作もきつめて初期の段階で二機しかできず、おらぬといふやうな段階において、果してこれを日本でもつて機種として採用することが妥当であるかどうか、非常な疑問にわれわれはかられざるを得ないのであります。ことに、これが選挙前に急に内定されたといふやうな

事態を考へますときに、私ももととしては、なるほど、きつめなければならぬといふ疑問があるのじやないかと思ふのですが、そういう点についてお答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(小山雄二君) 飛行機をものにいたしますには相当期間がかかるというところは、お説の通りでございます。一般的には、まあ始めましてからものにするまでまあ七年かかろうといわれたいやうな次第であります。ただこのF11-Fは、F11F、いわゆるタイガーが母体でありまして、これは現に海軍で実用化されております。F11-Fの方は、お説のごとく試作機が二機できておりますが、先ほど長官からお話しいたしましたように、機体に関する部分のこのファイブ・テスト、段階的なテストはほとんど全部完了いたしました。海軍でも空軍でもそれで間違ひなし、あと残つておりますのが実用的なテスト、先ほどお話しにありましたやうに、ファイアー・コントロール・システム等を積みましてやります。ただこれも、いろいろ高度になります。ファイアー・コントロール・システムが、十分その機体にアダプトし得るという前提のもとに――これはどれをとるか、今後の問題になります。前提のもとにやれば、大体いけるのではないかと、向う側の見通しも聞きまして、それで仕事を進めて参りたいといふことであります。今後の準備の段階といたしましては、お話しのように、まず試作機を、このファイアー・コントロール・システムを積んで、今度作るべき新しい型の試作機を何機

作つて、どういうテストをやつていくかというのをまず計画できめまして、これをテストして、こちらはテストの設備、人員もありませんので、向うも十分手伝つてやるという話になっておりますので、それをどういう段階でどうやつていくかといふことの検討が一つ、もう一つは、機体の方の生産の準備、治具等の準備は、それがなくても十分始め得る、時期的にも、その両方のかみ合せはうまくいくといふ一応の見通しをつけておりました。お説のように、この飛行機は86、33等にかいたしましても、やつてゐる間にこまかい変化といふものはしつちゅうあるわけでございます。これは両方で協議してきておりますが、そういう問題、もちろんあらうと思ひますが、本質的に大きく變つて、それがむだになるといふことは、見通しとしてはなないといふやうな確信のもとに、これは先方の意見も十分聞きまして、計画を進めていくわけでありませう。こまかい変化はあらうかと思ひますが、それともう一つ、試作機は初めはどうしても金がかかりませう。試作も何機作りませうか、それによつて相当割高のものになります。これは全体の生産計画の中で、両方の試作も含めましてその費用を、アメリカ側と日本側でどう分担するかという交渉の問題に持つていくことにならうと思ひます。大体、計画はそう支障なくできるものといふ見通しのもとに作業を進めております。

○委員外議員(岡田宗司君) まだ試作の最初の段階にあるのに、すでに三百機を作る、これを注文するといふやうなことを決定されておるやうであります。これは非常に危険だと思ふので

す。すでにこの機種を三百機作るというのを内定されまして、それぞれの生産会社へ通達とか命令とかをされるということになったのか、その点をお伺いいたします。

○政府委員(小山雄二君) 機数につきましては全然きまつておりません。この間の国防会議の決定も、とにかくその成案を得るような準備をしるというような意味で内定になったわけであります。準備をします過程において、その機数をいろいろやり方によって、金の関係もありますから、きめていくわけでありまして、その決定は、成案ができまして、計画案ができましてときに国防会議できめていただく。作業する会社には、何機の場合、何機の場合、何機の場合というようにいろいろあれしてございます。

○委員外議員(岡田宗司君) 装備局長にお伺いしたいのですが、一九六〇年からアメリカではどういう機種を採用することになっていきますか、海軍、空軍です、インターセプター及びファイターですね。

○政府委員(加藤陽三君) 一九六〇年以降においてどういう飛行機を採用するかという話はまだ聞いておりません。ただ、アメリカといたしましては、ああいう国でございますので、いろいろの用途につきまして、それぞれの飛行機をそれぞれ開発をいたしております。たとえば、現在の防空戦闘機といたしましては、御承知の通り、F102を使っておりますが、さらに最近ではこれにF104を加えようとしておるよう聞いております。爆撃機につきましては、B52の次にB六十何といひましたか、こういうふうな飛行機を開発し

ておるようでございますが、着実に一九六〇年以降にどういう飛行機ということば、なかなか向うとしてもきめにくい事柄ではないかと思ひます。

○委員外議員(岡田宗司君) アメリカが六十年以降の飛行機をきめにくいということは、私は飛行機自体の発達の問題ではなくて、他の武器の発達との関連においてアメリカでもきめにくがつておる。そうしてアメリカにおきましても、飛行機の発注が減りました。そうして飛行機の生産はどんどん切り下げられてきております。そこでアメリカの諸会社は後進国に、日本もそのうちに入っておりますけれども、それにどんどん売ること一生懸命になりまして、日本でもずいぶん競争が行われておつて、それにつきまは、いろいろのうわさを聞いておるのであります。すでにアメリカにおいて飛行機はそういうふうな時代おくれのものとして見られつつあるようなことになっておる。イギリスにおきましても、国防白書をお読みでありまして、そういう事態になっておる。日本ではまだ、私先ほど岸総理に伺つたのですが、飛行機についての将来の見通しというものはお持ちになつておらぬ。今のままでいいのかどうか、その点について装備局長から専門的なお答えをお伺いしたい。

○委員外議員(藤田進君) 加藤防衛局長から答弁したいということですが、よろしゅうございませうか。

○政府委員(加藤陽三君) ええ。今お話しになりました点は、われわれといたしましても非常に関心を持っておる問題でございます。これは各国の資料、米国の

のももちろんでございますが、いろいろな資料を集めて、始終検討いたしておるのでありますが、私どもの今の検討の結果といたしましては、こころばらぬの間は、やはりG Mというものは開発をせられませうけれども、G Mと飛行機は並用されるだろう、もちろんこれは用途によつて違ふと思ひます。たとえば戦時用の場合は、私は飛行機よりは、G Mの発達によりましてはG Mの方のペースンテージは多くなろう。防空用の場合もそうでございます。これは人の判断、非常に正確に、移動する小さな目標に対して行使いたしますので、G Mというものがよりか、やはり飛行機の有人機の方が用いられるペースンテージが多いのじゃないかと思ひます。一般的に申し上げると、飛行機の利点といたしましては、航続距離が非常に長いということ、機動性の点でございます。まあG Mは、御承知のごとく、固定した陣地に配置いたしますので、たとえば一方に集中して攻撃をかけてくるというような場合には、どうしても飛行機のように機動性のあるものをもつて集中して防ぎまはせんと有効なる防衛ができない。これは一つにはG Mの機能上の問題もございまして、現在のわれわれの承知しております範囲の、G Mの射程も数十キロぐらいでありまして、一つ一つ誘導によりまして一発一発誘導していく、一分間に一つぐらいしか使用できない。そうすると大量に攻撃をかけてきた場合においては有効な防衛ができない。それからG Mに對しましては、だんだんと各国とも電波による妨害工作を考へておるようでございます。こ

ういう点を考へ合せますと、やはりG Mと飛行機というものは当分の間は併用せられるだろう。少くともこの数年というものは飛行機が主体になりまして、飛行機に加うるにG Mをもつてその防衛の強靱性、柔軟性を加えていくというふうな方向かというふうな判断を持っておるわけでありませう。

○委員外議員(岡田宗司君) 武器の発達というものはきわめて急速であります。おそろしく今のお話は、現在の時点において考へられておると思つたのでありますけれども、しかし最近の諸国の情勢からいたしまして、もつと進んだG Mができるというふうなことがなつて参りますという、あなた方が二年后に始められる、しかも非常な金をかけて始められる航空機の生産というものがむだになりはしないか。そうしてまた三百機作る、これはまあ一つの目標のように聞いておつたわけでありませうが、三百機作つても、もうできるときには、これは全く役に立たないものになるというのを私はおそれるのであります。そのために多額の費用が使われるということ、これは国民として見のがすことができない重大な問題であらうと思つておる。それからまた、アメリカからいろいろ売りますもうととしておる。その売り込みが、国内においていろいろな商社を通じて防衛庁に何されておるということも、それにいろいろな政治家が関与しておるといふことも聞いておるのであります。そういうふうなことがこの飛行機の生産についてもあつたとするならば、そしてそのために、むだなものに非常な金をつぎ込むということになりませうれば、これは悔いの手帳に残すことだと、こう私も思ふ。そういうふうな点で、どうも私とあなたとは、この新しい兵器の発展の速度についての見方が違ふようでありませうが、まあそれは議論といたしまして、別にこれ以上お聞きしません、私は、どうも日本の飛行機生産は今後この方式ではだめであるというふうな考へるので、それを申し上げまして、質問を終ります。

○委員外議員(藤田進君) それでは両案につきましては、一応この程度にとどめます。

ちよつと速記をとめて下さい。

○委員外議員(藤田進君) 速記をつけて下さい。

○委員外議員(藤田進君) 次に昨日委員会の決定に基いて本委員会に付託された請願百八十七件の取扱ひについて、本日、委員長及び理事打合せにおいて慎重検討を加へました結果、恩給に関する請願百八件、退職手当等に関する請願三件、旧令共済組合の年金に関する請願一件、寒冷地手当等を含めて給与改善等に関する請願九件、定員関係の請願五十三件、公務員制度に関する請願一件、行政機構に関する請願三件、防衛施設に関する請願四件以上、百八十二件は、願意おおむね妥当なものと認め、これを議院の會議に付し内閣に送付することを要するものと、また、行政機構関係のうち、恩給省設置等に関する請願一件及び新潟市に北陸地方建設局設置反対の請願一件は、願意不適当なものと認め、議院の會議に付するを要しないものと、さらに金鳥勲章年金関係の請願三件は、な

お検討を要するものと認め、決定を保留することに、それぞれ意見が一致いたしました。

以上の通り決するに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

なお、本会議における委員長の口頭報告の内容、その他自後の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

ちよつと、速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(藤田進君) 速記をつけて下さい。

○委員長(藤田進君) 次に、一昨二日、衆議院から送付されました経済企画庁設置法の一部を改正する法律案外六件の設置法改正案につきまして、順次内容の説明を聴取いたします。

まず、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案について説明を求めます。

○政府委員(宮川新一郎君) 今回、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案を提案いたしましたのですが、その内容につきましては、先般予備審査の際に御説明申し上げましたが、大体を申し上げます。

一つは、経済企画庁の任務及び権限といたしまして、経済全般の運営の基本方針及び毎年度の経済計画大綱の策定に關する事務を明示することが第一点。第二点といたしまして、経済研究局を新設いたしました。経済構造及び経

済循環の基礎的な調査及び研究、国民所得及び国富の調査及び分析、その他経済に關する総合的かつ基本的な事項の調査及び研究に關する事務を所掌することとしたことが第二点。

第三点といたしまして、特別の職といたしまして参与を置きまして、参与は非常勤といたしまして、内外経済動向の分析、経済全般の運営の基本方針の策定、その他重要な庁務に關して、長官に對して意見を申し述べることとしたこと。

第四点に、経済企画庁の任務、権限の明示に伴いまして調整局の所掌事務の整備、審議官の定数及び職務の改正、総合計画局及び総合開発局の名称変更等、所要の改正を行わんとしたものであります。

その後、衆議院内閣委員会で御審議がございまして、その結果、ただいま御説明いたしました政府原案に對しまして、第一点といたしまして、内部部局として経済研究局を新設することに對しまして、行政簡素化の見地より、内部部局として新設することをやめ、内部機関として経済研究所を置くことといたされました。

第二点といたしまして、総合開発局及び総合計画局の名称変更をいたすことにつきまして、昨年設置法改正に伴いまして、従前計画局、開発局と稱しておりましたのを、総合の二字を冠したのを、また今回の改正によりまして、総合の名を削ることは、いたすに紛糾する印象を与えるから、この際、名称の変更を避けてはどうかという御意見がございまして、政府の方もこれに同意いたしました。従いまして、名称変更を取りやめた次第でございます。

以上が主要な修正点でございます。以上、御質問によりまして、法文に即して御説明いたしたいと思ひますが、大要はその程度でございます。

○委員長(藤田進君) 次に、法務省設置法の一部を改正する法律案について説明を求めます。

○政府委員(横川信夫君) 法務省設置法の一部を改正する法律案につきまして、改正の要旨を御説明申し上げます。現在、法務大臣官房に調査課がございまして、司法法制調査部にいたさうとするものであります。最近におきま

る司法制度の調査、あるいは資料の収集等の事業は非常に増加して参つております。また、御承知のように、裁判所におきましては法律提案件がございまして、これにかわりまして、法務省で立法いたしました。最近における状況から考えまして、この調査課を整備いたしました。調査部にしようとするのが第一点でございます。

第二点は、法務大臣が必要と認めた場合には法務研修所の支所を置くことができるようにしたいと思ふのであります。幸いに広島と名古屋に旧軍事施設の適当なものがございまして、この二カ所に設置したい。すので予算もお認め願つておるような次第でございます。

第三点は、売春防止法の改正に伴いまして、婦人補導院を東京、大阪、福岡に設置しようとするものでござい。それから第四点は、現在、東京の拘

置所は小宮にございますが、これを東京都の豊島区に改めまして、巣鴨に移転しようとするものでございます。

以上が法務省設置法改正の要旨でございます。このほか、入国管理事務所の出張所の名称及び位置を法務省令で定めようとする案を提案いたしました。衆議院の御審議の際に、国会の承認を得て訂正すべきが妥当であるという御意見によりまして、削除に相なっております。

以上の改正点を整理をいたしまして提案をいたしております。次第であります。

○委員長(藤田進君) 次に、国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、提案理由の説明を求めます。

○國務大臣(一萬田尚登君) ただいま議題となりました国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

政府は、今国会において、さきに国家公務員共済組合法案を提案し、共済組合の長期給付制度に大幅な改正を加えるとともに、いわゆる五現業の恩給公務員をも新たに改正後の長期給付制度の適用対象に加えることとしたのであります。また、同法案では、これらに伴う経過措置について必要な事項は、別途法律で定めることとしており、まず、ここに国家公務員共済組合法の施行に伴う長期給付に關し必要な経過措置を定め、あわせて関係法律の整理を行うため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の概要を申し上げます。

まず、改正前の長期給付の規定の適用を受けていた旧組合員期間及び恩給公務員であった期間は、原則として、改正後の長期給付の規定の適用を受ける新組合員期間に換算し、(一)旧組合員期間及び恩給公務員期間について改正前の長期給付の規定及び恩給に關する法令の規定を基礎として計算した金額と、新組合員期間について改正後の長期給付の規定を基礎として計算した金額との合計額をもって改正後の長期給付の支給額とし、(二)恩給公務員であった者については、年金の最短期間が延長され、また旧組合員であった者及び恩給公務員であった者についてともに退職年金の若年停止年令が引き上げられることに伴う所要の経過措置を講ずるほか、(三)その他、制度全般にわたる所要の経過措置を講じ、(四)これら経過措置に伴う追加費用は、それぞれその所屬に従ひ、国、地方団体等の負担とするほか、(五)いわゆる五現業の恩給公務員にも新たに共済組合の長期給付が適用されることによつて、その他の一般恩給公務員との間の人事交流に支障を來たすことがないよう所要の調整規定を設けるとともに、(六)関係法律につき所要の改正を加えることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由とその概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(藤田進君) 次に、本案の内容について補足説明を求めます。

○政府委員(岸本重君) ただいま提案になりました国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法案の内容を補

法の一部を改正する法律案につきま
し御説明申し上げます。

この設置法の一部を改正する法律案
の第一点は、アジア局に次長を設ける
という点でございます。御承知の
ように、アジア外交は最近非常にわれ
われとして重視しておるところでござ
います。アジア諸国との地理的ある
いは人種的關係から申しましても、こ
れらの国々がわれわれとの外交關係は
非常に重大視されておるわけでありま
す。そこで局長を補佐いたしまして、
局務を整理する次長をぜひ置きたいと
いうことが第一点でございます。

第二点は、最近、海外経済協力問題
が非常に盛んに論じられておりまし
て、単にアジアばかりでなく、中近
東、南米等においても盛んに重視され
て参った次第でございます。ところが
が、外務省におきましては、従来事務
の性質上、各地域局がこれを担当して
おりましたのでございますが、このた
び窓口を一本にいたしまして、経済局
においてすべての海外経済協力に關す
る事務を所掌していききたい、という
ふうに考へる次第でございます。

第三点は、「國際協力局」を「國際
連合局」に名前を改めたい、と申しま
すのは、國際協力局ができましたの
は、日本が國際連合に加盟する以前で
ございましたために、國際連合という
名前を特につけることを避けたのでご
ざいます。日本も國際連合に入りま
して、國際協力局の所掌事務はほとん
ど國際連合に關する事項でございます
ので、これを名前と實質とを合せるよ
うに國際連合局にいたしたい、こうい
うふうに考へております。

最後に、外務省の大阪連絡事務所と

いうものをそこに設けたいということ
でございます。これは御承知の通り、
関西方面は經濟關係におきまして外國
と非常に關係があるわけでございま
す。従来外務省はこの方面に全く等閑
に付しておったのでございまして、れ
ども、外國事情の紹介だとかあるは旅
券の發給をするとか、あるいは關西方
面にあります外國公館との連絡をする
ために設けたいと考へておりましたと
ころが、たまたま、大阪府知事を初め
關西財界の方面からも經濟外交の推進
等のためにぜひ連絡事務所を設けては
しいという要望がございましたので、
このたび法律で連絡事務所を正式に設
置したい、こう考へた次第でござい
ます。

これが政府の原案でございますが、
これに對しまして、衆議院の内閣委員
会におきましては、アジア局に次長を
置くということは必要性は認めるけれ
ども、この際、あまり行政的に複雑な
機構を設けることは賛成でないとい
うこと、この次長の要求は認められな
いということでございます。

以上でございます。

○委員長(藤田進君) 次に、厚生省設
置法の一部を改正する法律案について
説明を求めます。

○政府委員(太田邦邦君) 厚生省の設
置法の改正について概略申し上げます。
改正の要点は二つございまして、一
つは現在、厚生省の行政のうちで環境
衛生關係の行政、これは上下水道と
か、あるいは環境衛生關係のいろいろ
な業務の指導、取締り等の仕事でござ
います。最近非常に仕事の分量がふえ
て参りまして、これを所管しておりま

する局が公衆衛生局の中に、局内の部
として環境衛生部という部を置いて、
そこに所管させておるのでございま
す。予算もふえ、仕事の分量もふえて
参りましたので、その責任体制を明ら
かにすると同時に、御承知の通り、た
だいま各省とも仕事は局というもので
締めくくられておる問題でございます
ので、對外的ないろいろな問題につきま
しても、部長という立場で折衝するより
も局長という立場で折衝をしないとい
かないというふうなことから、この環
境衛生部を獨立にいたしまして、環境
衛生局とする、従いまして、公衆衛生
局の中の部が獨立して局になる、残つ
た公衆衛生局を、今度は予防行政一手
にしはりました。予防局と名前をかえ
る、こういう考へ方が一つでございま
す。この点につきましては、衆議院の
方で修正を受けまして、環境衛生行政
を伸ばすという必要性は十分認める。

また昨年、環境衛生適正化法という法
律を作りました關係で、また責任も非
常に重くなったことは認めるけれど
も、今回の方針としては認めて、局と
いうものを作ることは認めたとい
うことで、これは修正を受けて削除に
なりました。

それから第二点は、引揚關係の地方
の支分部局でございまして、その一つ
は、舞鶴の地方引揚援護局を本年の十
月十六日から廢止するというもので
あります。海外からの引き揚げの仕事
も漸次終結に近づきまして、大量引き
揚げの最後の地域と目されます樺太
からの引き揚げも、三十二年度におき
ましてすでに四回も引き揚げ、大体、
大量の引き揚げは終了したというふう
に私も感じております。それで、

本年も、念のためにもう一夏それだけ
のものを開設しておきまして、本年度
の引き揚げも大体終結するという時期、す
なわち十一月の半ばには、この舞鶴の
地方引揚援護局を廢止するようにいた
したいということが一つ。

それからもう一つは、復員關係の、
特に未帰還調査の仕事をやっております
地方の復員連絡局及び支部という
ものが、現在、大体、連絡局が四、支
部が四というふうな、各地の必要な所
におきまして未帰還調査の仕事を中心
にやっておりますが、この方
も漸次終結に近づいて参りました。か
つまた、別に御審議をいただきました
定員法の關係で、計画的にこの職員
の数を減らすようなことを考へておりま
すので、それとの見合いにおきまし
て、一番簡率の上の方法で今後の残さ
れた仕事を運営いたしますために、大
体役目を果しましたこの復員連絡局及
び支部というものの機構を廢止いたし
まして、あとは中央でもってその分を
能率的に執行していききたい、かような
ことでこれはそのまま通つてきたわけ
でございます。この復員連絡局及び支
部の廢止は、本年の五月十六日から廢
止する、こういうことであります。

○委員長(藤田進君) 次に、郵政省設
置法の一部を改正する法律案について
説明を求めます。

○政府委員(上原一郎君) 郵政省設置
法の一部を改正する法律案の内容を御
説明申し上げます。
改正の要点が四点ございまして、そ
の第一点は、省名を通信省に改めるこ
とであります。郵政省という省名は、
昭和二十四年旧通信省が、郵政省と電

氣通信省とに分割された際に名づけら
れましたものでございまして、今日の
ように電氣通信ないし電波に關する行
政事務を行うようになった省の名称と
しては決して失し、最近におけるこれ
らの事務の質的及び量的の發展に對
するよう通信省と名称を改めようとな
るものであります。

改正の第二点は、現在特別の職とし
ての電氣通信監理官二名を廃しまし
て、内部部局として電務局を設け、次
長一名を置くということでございます。
御承知のように最近の電氣通信行政
は、有線放送電話や、目ざましく進
展してきております。私設の有線電氣通
信設備等に対する監督指導及び助長を
適切に行い、また、戦後占領下にあつ
て國際的に不利益を受けていた電氣通
信界の發達に十分な施策を行なつて、
わが國の經濟その他に遺憾なからしめ
るよう電氣通信行政の充實をはかる
というのが設置の理由でございます。

改正の第三点は、電波監理局の局長
を電波局に改めまして、次長を廢しま
して、同局に企画部、放送部及び無線
部の三部を置くこととあります。御承
知のようにテレビジョン等の發達によ
りまして、昭和二十七年電波監理局が
郵政省の内局として發足して以来、無
線局数が四倍強の約三万局となつてお
り、しかも多方面の業務に用いられる
ようになったこと、これらに關連して
周波数の割當、その他電波行政の基本
的な問題について、企画の重要性が特
に高まつてきたこと等の事情から、行
政能率の向上と責任体制の明確化をは
かるために、先に申しました三部を設
けようとするものであります。

改正の第四点は、大臣官房に新たに

官房長を置くことであります。郵政省の官房は、非常に大きな人員を擁してありまして、部はございしますが、最近における行政事務の質的、量的発展のために、総合調整その他の官房の事務を一そう適確に行う必要が増して参りましたので、官房長を置くこととするものであります。

これが政府原案でございしましたが、衆議院におきまして、行政機構簡素化の見地から、官房長の設置は取りやめる。で、第二点、電気通信行政の責任部局である電務局設置の要否は、さらに研究を要する点があるので、将来の問題としてこの際設置を見合せることに修正を受けました。

簡単にございしますが、以上が内容でございします。

○委員長(藤田進君) 次に、農林省設置法の一部を改正する法律案について説明を求めます。

○政府委員(齋藤誠君) 農林省設置法の一部を改正する法律案の概要を御説明申し上げます。

改正の要点は四点でございます。

第一点は、食糧庁に経理部を設置するという問題でございしますが、御承知のように今回食糧管理特別会計法の改正が行われ、また、それに伴う予算の措置も講ぜられました。従来、食糧管理がいわゆるどんぶり勘定といわれておりましたが、これを六勘定に区分するというふうな措置をとることにいたしましたのでございします。

そこで、これらの経理事務を軌道に乗せて処理していくためには、相当の企画力と行政力が必要であるわけでありまして、この点につきまして、

現在これらの所掌事務は、食糧庁の総務部というところで所掌しておったのでございしますけれども、食糧庁の総務部は三百七名をかかえておりまして、従来とも総務部の仕事は非常に過重であつたのでございします。従いまして、今回、会計の経理の適正化、損失の明確化、こういう措置がとられたことに伴ひまして、その責任体制を明確にしたい、かように考えまして、食糧庁の総務部を二つに分けて、新たに経理部を設けるということにいたしましたのでございします。これが改正の第一点でございします。

第二点は、輸出品検査所という付属機関が農林省にございします。この付属機関の業務をいたしまして、検査業務を従来行なっておったのでございしますけれども、新たに民間の検査機関に対する検査の指導監督も行うことができないというところに規定を改めたのでございします。その趣旨をいたしますところは、本年二月一日から、従来の輸出品取締法にかわりまして輸出検査法が施行されることになったのでございします。

が、この検査法に基づきまして、従来の検査の建前が自主的検査から強制検査に移るといふことになりました。また、それに伴ひまして、強制検査の監督を強化するといふことを骨子としておるのでございします。従つて政府の検査機関で行いますほかに、民間の検査機関に行う場合におきまして、強制検査を建前といたしますので、この検査の適正を確保するという意味におきまして、従来ともこれらについての知識、経験を有しますところの検査機関をして指導監督させることが適当であらうということにいたしました。

して、本年度もこれに必要な定員予算の計上をいたしておるのでございします。が、それに伴ひまして、今申しました指導監督の業務を新しく検査機関につけるといふふうに明確化したのでございします。これが第二点でございします。

第三点は、種畜牧場に対しての業務につきまして、試験研究を行う機能を与えることにいたしましたのでございします。種畜牧場は、従来、本来の業務といたしまして、家畜、家禽、ミツバチの飼養管理あるいは改良増殖を行い、あるいは草地の改良を行うといったようなことを業務といたしておるのでございしますが、これらの機関におきましては家畜を相当飼育し、また、それに必要な施設も持っておりますので、試験研究面におきまして、これらの施設を活用した実用化試験というものは、むしろこれらの施設を使つてやつた方が有利であり、また、実験的でもある、こういう見地に立ちまして、新らしく、試験研究機関としてはもちろんほかにあるわけでもございしますけれども、この施設の活用という面をかねまして、家畜の飼養管理、改良増殖に関連した実験的な試験研究をも行うということに明確化したのでございします。

改正の第四点は、これまで従来から行なつておる点でございしますが、農林省の所掌事務に農村建設青年隊事業に関するところというものを明確に規定いたしましたのでございします。この事業は、すでに昭和二十七年から予算措置を講じて事実上行なつておるものでございまして、その趣旨は、農村の二、三男対策の一環といたしまして、農村の青少年を集团的に土地改良事業等に活用

するとか、あるいは共同生活を通じて農業の学習を行うとか、つまり作業と学習と生活を三位一体といたしまして、よき有為な自作農の素地を作つていきたい、こういう事業でございします。この事業を従来とも予算的には行なつておつたものでございしますけれども、二、三男対策の重要性にかんがみまして、設置を、所掌事務として明確化したたい、こういう措置をとつた次第でございします。

以上、四点が農林省設置法の改正の概要でございします。

○委員長(藤田進君) 次に、運輸省設置法の一部を改正する法律案について説明を求めます。

○政府委員(朝田静夫君) 運輸省の設置法の一部を改正する法律案の要点につきまして、簡単に御説明を申し上げます。

今回の改正の要点のまず第一点といたしましては、本省の内部部局であります海運局に次長一人を置きまして、海運局に現在あります海運調整部を廃止するということでございます。

現在、海運調整部は海運局内の一といたしまして、海運局、船舶局、船員局、港湾局という海運局に関連する事務の総合調整に當つておるのでございしますが、これが昭和二十四年運輸省設置法施行当時の一つの異例といわれるような措置でありましたので、最近の行政の複雑多岐にわたります仕事に即応いたしまして、海運調整部をこの際廃止いたしまして、次長に切りかえて、海運局の所掌事務全般につきまして局長を輔佐して局務の整理をさせ

る、こういうことで効率化をはかつて参るといふことでございまして、海運調整部長が次長に切りかえられるような形になりますので、機構の膨張を来たすような結果にはならないのでございします。

次に、改正の第二点につきましては、航空局の監理部と技術部の仕事を整理いたしまして、再配分を行うということでございます。航空法に基づきます事務のうちで、航空従事者に対する証明あるいは乗組員の免許、航空従事者の教育養成と、こういったような事務は非常に技術的な性格を持っておりますので、現在、監理部が所掌しておりますのを技術部に移しまして、技術部が現在所掌いたしておりますような機構上の設備計画あるいは管理、維持と、こういったようなものを監理部へ移すということでございます。

改正の第三点は、原子力の平和利用の關係で、原子力船舶の研究調査のために運輸技術研究所の支所を東海村の原子力研究所の中に置くということでありまして、原子力船舶に関する試験研究はどうしても原子力研究所と一体になりまして、緊密な連絡のもとにこれを進めて参らなければ効果が上らないものでございします。現在、運輸省の付属機関であります運輸技術研究所の支所を東海村に設置いたしたい、こういうことが第三点であります。

以上が改正の概要であります。

○委員長(藤田進君) ちょっと速記をとめて下さい。

○委員長(藤田進君) 速記をつけて下さい。

○委員長(藤田進君) 速記をつけて下さい。

○委員長(藤田進君) 速記をつけて下さい。

○委員長(藤田進君) それでは法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑のある方は順次、御発言を願います。
○矢嶋三義君 審議に入るに当たって、先ほど委員長にお願いしました全般的な問題については、ぜひとも衆議院の内閣委員会の責任者並びに官房長官にただしたいと思っております。実は、それをただして審議するのが本義であり、審議しやすいわけですが、関係者がおいでになっていないからやむを得ず審議をいたしたいと思っておりますが、採決だけはその質疑が終った後にしていただきたいということを私はお願いいたします。

法務省のこの資料並びに提案説明は、適切を得ておまして、内容が明確でございますので、簡単にほんの二、三点伺っておきたいと思っております。
○政府委員(横川信夫君) 先ほどお伺いしたとおりでございますが、これは何いかけると限りがありません。これは何いけれども、司法法制調査部ですね、これは、新たに設けられる前は、新たに設けられる調査部がなすであろう仕事は、どういふふうにしてやっておったんですか、お伺いしたいと思っております。

○政府委員(横川信夫君) 先ほどお伺いしたとおりでございますが、大臣官房に調査課を置きまして、それに課長を補佐いたします参事官を三名置きまして運営をいたしておりました。

○矢嶋三義君 むしろこの改正はおそきに失したぐらいで、さぞかし今まで苦勞、不自由したことだらうと思うんです。今度これ見て初めて、今までこういうのがなかったのかと、私は司法行政はしろとでありながら驚いたほどです。

それから次にお伺いしたい点

は、お伺いしようと思っておりましたことは、さつき提案理由のとき御説明になりましたが、法務研修所の支所を、これを名古屋と広島に置いたというのは、どうも私、ふに落ちなかったわけなんです。と申しますことは、日本の人口の分布状況、それから地理的な立場から考えましても、婦人補導院を全国に三つ設けるに当たって、福岡と大阪と東京と位置づけているのでありまして、この法務研修所の支所を設けるという点も、これはきわめて適切だと思つて、位置としては、私は大阪と福岡ぐらいが非常に便宜ではないかと思つたわけなんです。先ほど何か軍の施設云々ということですが、先ほど軍の施設云々ということですが、半永久的に置くに当たってはそういうものにとらわれずに、将来百年の計のものに、ある私は適当な所に置くべきではないかと。今、軍の残った施設があるからというふうなことで、これは暫定的にはよろしいですが、将来それは是正されるべきものと思うんですが、どうお考えですか。

○政府委員(横川信夫君) 先ほど申し上げましたように、幸い使用に耐える施設がございますので、二カ所にさしあたって設置をいたしたのでございまして、極力、経費も節約いたしたいという考えから、庁費三十四万六千を予算で計上しておりますのでありまして、適当な施設がございますれば、お話しのように全国的に整備した研修所支所を設けたいという考えは持っておりますのでございします。

○委員長(藤田進君) この際、質問者

に申し上げますが、御要求の官房長官、それから衆議院議員の保科善四郎君が見えられております。それで、衆議院内閣委員長の出席は、議事進行の時間的関係から見て、なかなか見通しが困難じゃないかと思われまうから、できればこの際、劈頭御要求になった質疑にお入りいただきたいと思っております。
○矢嶋三義君 そう願います。簡単にやりますから……。

まず、衆議院の内閣委員会の代表者、保科先生にお伺いいたします。議案の付託について、行政府に對しまして第一院の内閣委員会から、特に先議にしてほしいとか後議にしてほしいとか、そういう御要望されたことがございしますか、ございませんでしょうか、お伺いいたします。

○委員長(藤田進君) 保科衆議院議員。

○衆議院議員(保科善四郎君) 今の、もう一回、どうもよくわかりませんが、○矢嶋三義君 内閣委員会というところ、御承知の通り関係事項が多いので、法案が非常にたくさんくるわけなんです。第一院の内閣委員会の審議の都合上、かくかくの法律案は先議で一つ内閣は提出してほしいというふうな、衆議院の内閣委員会、かくかくの法案はわが衆議院に先議で提出してほしいとか、そういうような御要望を行政府に衆議院の内閣委員会としてなされたことがございしますかどうかどうでしょうかというのを伺っているんです。

○衆議院議員(保科善四郎君) ありません。
○矢嶋三義君 官房長官にお伺いいたしますが、私の調査では、わが衆議院

に付託されました法律案件は三十三件、これは内閣提出でございまして、これ以外に議員提出が二件ございします。この三十三件のうちに、わが衆議院に先議として出されたのは二件です。で、国会正常化という立場から、与野党の首脳の話し合いで、議案を付託する場合には適当にあんばいしてというものが申し合せとしてあったわけですが、第一院としては、御承知のよう

に予算審議に当たって優先権を持っておりますから、予算に關連ある法律は先にかけてほしいという御要望が、あるいは第一院であるかもしれない。しかし、予算に關連のない法律というものは私はほとんどないと思つて、その中で、まあ私は結果から論じたいと思つて、内閣を代表しての官房長官ですね。こういう付託の仕方をどういふふうにお考えになっておられるか。私は若干資料をもつてあなたのお答えをいただきたいと思つて、岸総理が、わが社会党の鈴木委員長と解散の時期について話し合われた、その四月十八日の前夜――十七日現在で、本院に付託された法案数は、本付託十八件、予備付託十三件、こういうことになっていられるんですね。そうしてこの国会の末期になりまして、衆議院から送付された件数は、四月十七日に六件、十八日に四件、二十二日に八件となつております。私は、第一院の衆議院としては、いろいろ審議の事情もございまして、いろいろ審議の事情もございまして、後議の院の審議がおくれたというところは申しません。第一院として審議の事情があったと思うんです。しかし、現実にはこういうことになつたわけですから、それで私は立法院に議席を置

く一人として、法案はその賛否ももちろんでありまして、立法院としては審議の経過というものが非常に重大であるという、私は常にそういう見解に立っているんです。そこでもう一つ参りますと人力で及ばないところは、私は自分のことを申してまいことにおこがましく失礼でございますけれども、最近一時期に寝たことはございません。それだけに、もし得ない。それでわが衆議院も審議の都合があつたわけですが、通商産業省の設置法は相当慎重審議いたしました。そして、今日、今も六件という設置法、設置法だけでも六件という設置法、設置法だけでも六件が今補足説明を聞いたばかりなんです。こういう事情は、根本は私は付託の仕方にあるんだと思つて、私どもいかなる場合といえども、尽すべきものを尽さないでこの法律案をずさんな審議で上げたいことは、これは国会の權威にも關するし、国民から政治に對するところの不信の念を増大させることになると思つて、従つて私は、これを審議するに当たつて、できるだけ、あなたが提出されたんですから協力します。また委員長にも協力します。しかし、その協力というものは、私は限度があると思つて、だから、審議すべきだけは審議して処理しなくちゃならぬと思つて、これは大所高所から見た場合に、全く、私は若干数字を申し上げましたが、いかにひど過ぎますよ。もし、われわれがきょう六つの設置法を、審議の仕方いかんによりまして、これは大変な審議の仕方をしたならば、前に審議した通商産業省の政府委員は、何だ国会はと、ずいぶん審議の仕方が違ふじゃないかという

く一人として、法案はその賛否ももちろんでありまして、立法院としては審議の経過というものが非常に重大であるという、私は常にそういう見解に立っているんです。そこでもう一つ参りますと人力で及ばないところは、私は自分のことを申してまいことにおこがましく失礼でございますけれども、最近一時期に寝たことはございません。それだけに、もし得ない。それでわが衆議院も審議の都合があつたわけですが、通商産業省の設置法は相当慎重審議いたしました。そして、今日、今も六件という設置法、設置法だけでも六件が今補足説明を聞いたばかりなんです。こういう事情は、根本は私は付託の仕方にあるんだと思つて、私どもいかなる場合といえども、尽すべきものを尽さないでこの法律案をずさんな審議で上げたいことは、これは国会の權威にも關するし、国民から政治に對するところの不信の念を増大させることになると思つて、従つて私は、これを審議するに当たつて、できるだけ、あなたが提出されたんですから協力します。しかし、その協力というものは、私は限度があると思つて、だから、審議すべきだけは審議して処理しなくちゃならぬと思つて、これは大所高所から見た場合に、全く、私は若干数字を申し上げましたが、いかにひど過ぎますよ。もし、われわれがきょう六つの設置法を、審議の仕方いかんによりまして、これは大変な審議の仕方をしたならば、前に審議した通商産業省の政府委員は、何だ国会はと、ずいぶん審議の仕方が違ふじゃないかという

ような、あるいは行政府が立法院を批判しないとも限らない。それぞれ第一院、第二院においても事情があつて、審議がおくれたり進んだりするわけですから、大かた幅というものがあつて、これは事前に与野党の間で、国会の正常運営と審議の充実という立場から付託の仕方を話し合つた。それを守られなかつた。だから私は、第一院の衆議院が内閣にそういう強い要望をして、そうしてその第一院に先議にしてこういう結果になつたんじゃないかと思ひましたので、今衆議院の方に伺ひしたら、そういうことはないというんですが、一つお答えいただきたいと思ふんです。

○政府委員(愛知操一君) ただいまのお説はまことにございまして、実は政府側といたしまして是非常に苦慮しておるところでございまして、ことに明日解散というやうなことを目前に控へまして、当委員会にたくさん法律案が殺到して、委員の方々に非常な御迷惑をかけておりますことは、現実の事態でございまして、まことにこれは、政府側として恐縮に存じておるわけでございまして、そこで、さかのぼりまして、法律案の提案について、衆参両院に対してどういふふうにお願ひをしておるかというこの基本的な問題についても、ただいまちょっとお触れになりましたので、私の方からも御説明申し上げたいと思ふのであります。

いその他におきまして、いろいろと御相談申し上げて、なるべく審議を円滑にできるように、また両院の立場を尊重して、これは具体的に申し上げますれば、参議院への先議の案件というものをできるだけ多くしたいというふうな考えまして、努力いたしたわけでございまして、ところで、ただいまお話しがございましたが、実は、予算関係法律案というものの定義を、どういふふうに定義したらいいかということについては、いろいろ説があると思ひますけれども、大体これはできるだけ広く解釈するというのが従来の慣行になつておるようございまして、で、予算を伴う法律案及び条約案は、まずこれがやはり衆議院が先議であるということが慣行にもなつておりますので、自然、各省設置法等、内閣委員会にお願ひをいたしております案件が、ほとんど全部、これが予算関係法律案というカテゴリーに入るわけでございまして、そういう関係から、努力はいたしたまふつもりでございまして、どうしても内閣委員会に御審議を願う案件が、原則的に衆議院の先議ということになりまして、そういう関係から、ただいまの事態のように、非常に御迷惑をかけておることに相なつておるわけであります。これらの点につきましては、私は、将来の問題としては、両院のいろいろな考え方、あるいは御協力によりまして、政府の立場におきましても、できるだけこういつたやうなことを避けるやうに工夫をする余地はあると思ひます。また、さやうなふうな、一つ両院のお立場の方でも、さらに一そこの御願ひをお願いしたいと思ふわけでございまして、

それから、なお、これは政府側から申し上げるべきことではございませんが、たまたまさういふやうな御意見になつて参りますと、国会の各委員会における法案の付託の状況等も、非常に多くなりましたところと、必ずしもそうでないところもあるようございまして、これは、今申し上げますやうに、政府の方から申し上げることでございませぬけれども、国会の正常な運営あるいは能率的な運営という点から考えますと、いろいろとまたお考へいただいてもよろしいやうな問題もあり得るかと思ふのでありますが、この点は蛇足でございまして、要するに政府といたしましては、この現状に対しては、非常に残念に思つておるわけであります。何とか一つ改善をいたしたい。それから同時に、こういう事態になつて御迷惑をかけておりますことに對しては、衷心から私どもとしては申しわけなく存じておりますので、御了承願ひたいと思ひます。

○矢嶋三善君 長官が遺憾の意を表明されておりますから、私は深追いたしません。実は私は、総理大臣の出席を求めたいくらいな気持ちであつたわけで、あなたは、内閣で各省庁の調整をはかれる立場にあるわけですね。また内閣のスポークスマンでもあるわけですね。従つて、これらの点については相当私は責任があると思ふ。しかし、あなた以上に責任は、岸総理の私は解散時期の設定に問題があつたと思ふのです。ごく最近まで解散はしないとかして、そして審議を促進するやうにしていただきたいと、そのみ言つてゐる。そして自民党の諸君すら、第一院においても非常に出席率が悪

かつた。私は二十五年以来国会に席を置いておりますが、この国会ほど審議が質的に充実してなかつた国会はないと思ふ。これはやはり世論として一月解散ということが予期されておつたのですが、それに目をつぶつて、そして優柔不斷に解散時期の設定を誤まつた私は岸さんの責任だと思ふ。しかも、岸さんを初めあなた方は、いつも解散権は総理にある、まさに伝家の宝刀のようにこれを抱えておられて、そして一方の審議状況をこういう状況に追い込んだ、取りようによつては、あなた方は、審議しないで法律案を通しなさい、われわれは解散権を持つていて、いつでも解散をやりますよ、それから、あなた方が応じなかつたならば、われわれは院内勢力を、多数を擁しているのだから、採決でいきますよ。で、あなたも野党である少数派に對しては、審議しないで法律を通せ、通してもらいたい、実質的にはさういふふうになると思ふのです。まことに遺憾な状況だと思ふのです。で、あなたにこれ以上申し上げることは忍びないから、これでとどめますが、今後、法案が成立するか、あるいは継続審議になるか、廃案になるか、それはともかくとして、少数野党にも、ある程度の審議期間は与えられるやうに、配慮していただきたい。もちろん与野党のやりとりですから、時によつていろいろな事態もあり得るけれども、おのずとやはり幅というものはあると思ひますので、御意見を承つて要望したのでございまして、それでけつこうであります。

そこで、衆議院の内閣委員会の代表者としてお答えをいただきたいと思ふのです。一つだけ伺つておきたいのですがね。第一院のあなた方が、これらの各省設置法等、十分検討されて修正された、この研究と努力に對しましては敬意を表します。で、私、限られた時間内に、あなたの方で修正されたのを検討してみますと、必ずしも意見の一致しないところもございまして。しかし私は、第一院のあなたの方のやられたことですから、十分尊重して審議に臨みたいと思つておりますが、伺つておきたいことは、内容を見ますと、この局を分離するのを要求してきた場合、次長というところで妥協する、これは一つの例ですがね、さういふやうに全般的に見ますと、やや統一性のない感を受けるわけです。これは主観の差もあるかと思ひますが、これは原案のままでよかつたのじゃないかというやうなものを、次長というやうなところで妥協をしたり、一貫性のない感があるのです。これもあなたの方としては、審議期間が短かつたからさういふことになつたのじゃないかと思ひますが、さういふ点はさういふやうにお考へになつてゐるか。また、第一院としては、相当の修正をされましたので、この院の構成が変りますけれども、第一院としては、近い将来に、行政機構を本格的に一つ検討してみようというやうな御意向を前提としてやられたのか。それだけ一つ、大まかなことを承つておきたいと思ひます。

○衆議院議員(保科善四郎君) 何か首尾一貫してないやうな御質問であります。が、実は、この行政機構設置法全体にわたつて与野党と一致した点は、行政機構簡素化の見地から、これ

をできるだけ全般にわたって検討する
という大きい観点から一つやる。それか
らもう一つは、やはり今御質問にあつ
たように、全体として行政機構を再検
討すべき時期に達しておるものもある
と思ひます。そういうようなことで、
とにかく、もう少し全般的な能率の点
から、行政機構全般に関する検討をす
る必要がある。そこで、今回の修正は
最小限度にとどめるべきである。こう
いう二つの観点からこの問題と取り組
んで、相当期間これは第一院において
検討をして、そしてこういうような結
果になつたわけでありまして、決して
いたずらに妥協をしたなんという点は
絶対にございせん。

○委員長(藤田進君) 速記をとめて下
さい。
〔速記中止〕
○委員長(藤田進君) 速記をつけて下
さい。
○委員長(藤田進君) 議事の途中であ
りますが、先刻説明を聴取いたしました
七件の設置法改正案のうち、農林省
設置法及び運輸省設置法の両改正案を
除いて、五件の各省設置法改正案につ
きましては、いずれも衆議院の修正が
加えられておりますので、その修正点
について、この際、内閣委員会の代表
者から御説明を伺いたいと思ひます。
○衆議院議員(保科善四郎君) ただいま
議題となつております各修正案につ
きまして、その趣旨を御説明申し上げ
ます。
案文はお手元にございます通りでござ
いますので、その朗読は省略いたし
まして、その趣旨だけを御説明いたし
たいと存じます。

まず、厚生省設置法の一部を改正す
る法律案に対する修正案は、政府案の
提案理由にありまして、国民の生
活環境に関する諸問題が高度に複雑化
しており、また今日におきましては、公
衆衛生行政、特に環境衛生行政の一そ
うの向上増進をはかりますとともに、
その機構の強化をはかることは必要な
こととは考えられますが、この際はこ
れを取りやめることとしたのであり
ます。なお、施行期日につきましても、
これは「公布の日」に改めることと
いたしました。

次に、経済企画庁設置法の一部を改
正する法律案に対する修正案は、政府案
では、国の経済全般の円滑な運営をは
かるために必要な経済企画庁の任務、
権限を明確化するとともに、経済に関
する理論的実証的調査研究を推進する
ために必要な内部部局として、経済研
究局を設置することとしたのでありま
すが、経済研究局につきましても、
行政機構簡素化の趣旨にかんがみまし
て、この際、これを取りやめ、経済企
画庁付属機関として経済研究所を設
置することとしたし、所要の修正を行
なつております。また総合計画局及び
総合開発局の名称変更につきましても、
これは従前の通りとするほか、訂
正漏れの関係法令の改正に関する施行
期日について事務的な修正を加えてお
るのであります。

次に、通商産業省設置法の一部を改
正する法律案に対する修正案は、行政
機構簡素化の見地から、軽工業局にア
ルコール事業部を設置することは、こ
れを取りやめることにいたしました次第
であります。
次に、外務省設置法の一部を改正す
る法律案に対する修正案は、政府案で
はアジア局の事務が対内対外面にわ
たり増大して参りましたので、アジア
局に次長一名を置くこととしており、
その必要性を認められたいと思ひま
す。この趣旨にかんがみまして、行政機構簡素化の
趣旨にかんがみまして、これを取りや
めることとし、また施行期日につきま
しては、すでに四月一日を経過してお
りますので、これを「公布の日」に改め
た次第であります。

次に、法務省設置法の一部を改正する
法律案に対する修正案は、政府案にお
きましては、入国管理事務所の出張所
の名称及び位置を法務省令で定めるこ
ととしたのでありますが、この際、
現行通り法律で定めることとし、また
施行期日につきましても、すでに四月
一日を経過しておりますので、これを
「公布の日」に改めた次第であります。
次に、郵政省設置法の一部を改正す
る法律案に対する修正案は、行政機構
簡素化の見地から、大臣官房に官房長
を置くことを取りやめること、また電
気通信行政の責任部局である電務局の
設置に関しては、さらに研究を要する
点があるので、将来の問題として、こ
の際設置を見合わせることにいたしました次
第であります。

○委員長(藤田進君) それでは、さ
きより、ずつと設置法の修正を衆議院
から送られた案を見ておきますと、何
となしに投げやりという言葉が当ては
まるかどうかという言葉が、解散とい
うものがすでに目前にきていて、国
会運営上の妥協が行われておる。やむ
を得ず、こういったように一応法律は
出してきたので、上げるのは上げる。
しかし本質的な問題はあまり議論をかわ
さずに、ある程度部局の昇格等に制約
を加えるという妥協が行われた結果、
こういった形に現われてきているので
はないか、こういう工合に考へるので
すが、その点はどうですか。

○衆議院議員(保科善四郎君) ただいま
の御質問に対しては、提案理由の説
明を伺いまして、問題点を質問いたし
ました。ところが、実際の検討は、理事
会にいたして、関係者を招集いたしまし
て、相当徹底的に検討いたしましたので
あります。それは記録には載りませんで
した。今の御質問は御質問が出たと思
ひますが、決して投げやりの議論をいた
したわけではございせん。非常に徹
底的に、いろんな各方面から理事会に
おいて検討いたしました結果、成案を
得まして、与野党共同の修正を加え
て、こういうことになったのでござい
ます。

○森中守義君 私も保科先生を初め、
与野党議員の審議の内容いろいろは確
かに会議録で拝見しております。それ
で、与野党のいかなる意見を述べられ
た、あるいは質問をされた議員も、今
度のこの設置法に賛成だという御意見
は一つもない。むしろ鳩山内閣から現
在の内閣に至るまで、行政の簡素化を

国民に対する公約としてきておるの
に、こういう無定見というのか、無原
則に出たものはいかぬ、圧倒的にそう
いふ意見があるのですよ。それで、先
刻も矢嶋委員から御発言がありました
ように、やはりこれは政党政治であり
国会政治である限り、もう少し責任あ
る立法ということが望ましいというこ
とが、衆議院段階では一致した意
見だと思ふ。にもかかわらず、出たも
のをつぶすよりもという、そういう解
散を前に控えて、妥協の結果こういう
ものが出たという工合に私は認識をし
ておる。で、その点もう少し、ほんと
うにこういうものが衆議院では心よく
審議をされたか、あるいは、こういう
ようなものをというそういうお気持ち
であつたのか、大へんむづかしい心境
の披露を求めるわけで、お答えも困難
かと思ひますが、率直に感じを一つお漏
らし下さい。非常に今度の政府の措置
は歓迎すべき立法措置であるか、ある
いは不見識な出し方であるか、その点
をくどいようですが、一言お答えをい
ただきたいと思ひます。

○衆議院議員(保科善四郎君) 別に不
見識だとか何とか、そういうような考
え方は、この審議の途中では持ちませ
んでしたが、実はこの各省設置法の改
正案が、きのう御審議を願つた六案と
きよの七案が出て、相当広範で、そ
の前に済んだものも御承知の通りある
わけでありまして、たくさん出でてお
りまして、どうもその、なぜか知らぬけ
れども、ほかが官房長を作つたからこ
こも官房長を作らなくちゃならぬとい
うような、そういうような印象は受け
ましたね。そこで、これは徹底的に検
討しなくちゃいかぬ、行政簡素化とい

うのは、すべてのこれは内閣の責任であり、われわれ立法院の責任でもある、不必要なものを作ることは、これは能率を下げてかえっていけない、こういう点から相当深刻なる実は検討をいたしたわけでありました。しかし、そういう印象を持っただけでして、別に内閣が不認識に出したとか、そういうようなことは別に検討の途中では問題にはなりません。

○矢嶋三義君 ごく簡単に二、三点伺います。行政機構の簡素化をはかるということは全く賛成でございます。それと各省庁間の行政量、事務量、それからまた同じ一つの省におきましても、部局課によってかなりその事務量にアンバランスがあると思う。だから近く検討しなくちゃならぬと思ひますが、具体的に伺います。

それは経済企画庁設置法の一部を改正する法律案、ここで私がぜひ伺いたい点は、日本の政治を見ると、私はこの提案理由にある「経済全般の運営に関する基本方針及び毎年度の経済計画大綱の策定」に、このために経済研究局を設置するということは、非常にこれは大切なことじゃないかと私はまあ考えておいたわけですが、それでまあざっとばらんに申しますが、今の河野長官が就任される前は、経済企画庁というのにはばっとしなかったと思うのです。ところが、よかれあしかれ、ともかくあの人はいわゆる政治力を持っているというふうな話で、それであの河野という大臣を頭に描いて、こういう局を設けたら、これは大へんだというふうな考え方がちよっと私働いたのではないだろうか、こんな感じがする。河野さん個人を考えなければ、私

は経済企画庁というものがあつた以上、この経済研究局というものは、運用いかんにもよりますけれども、大切な点かと思つておいたのですが、ところがこの修正案を見ますと、それを削除いたしまして、経済研究局というのを付属機関として置かれるわけですね。そうしてそのつかさどる事務は原案と同じことを並べておきます。具体的なものはさらに総理府令で定めるとされておりますが、私が承りたい点、この経済研究局を設置した場合、経済研究局を付属機関として設けた場合に、定員とかあるいは予算の点においてどの程度の差があるのか、まあそこあたりがあなたの方の結論を下すまでに重要な資料となつたのだと思ふのですが、その点で、総理府令で定めるといふのは、大まかにいって、どのようなことを定めようと思つておられるのか、承つておきたい。

○衆議院議員(保科善四郎君) 別にその人によって制度を考え直したということ、それは絶対にございませぬ。それから、経済研究局と経済研究所で、人の定員の差異はございませぬ。ただ経済研究所とする方が、その所要の目的を達成し得るに便利であるという研究の結果、われわれはそういう結論に到達したので、こういう機構に改めることにいたしましたわけでありませぬ。なお、その内容等についても詳細なる御質問がおりますれば、それそれ関係当局がおりますから、お答えをさせていただきます。

○矢嶋三義君 政府委員の説明はあとでよろしくございしますが、予算面では変りない、そうすると経済研究局と経済研究所で、出した結論の行政に対する影響力が違つと、こういうことな

する影響力が違つと、こういうことな

○衆議院議員(保科善四郎君) 影響力というよりも、経済研究局を作ろうとした目的を達成するために、経済研究所の方がはるかにベターである、こういう意見で修正をいたしました。

○田畑金光君 衆議院の内閣委員会では、これらの各省設置法案について相当な時間をかけ、まあいろいろな角度から御検討下されたようでありまして、何日間くらい、これはどれくらいの時間を各省設置法案の審議に尽されておられたのか、ちよっとそれを伺つておきたいと思ひます。

○衆議院議員(保科善四郎君) 今即答は、ちよっと私見当つきませんが、必要ならば調べてお答えをいたしたいと思ひます。しかし、この各省設置法案が提出してから、これは内閣委員会に付託されると同時に説明を聞きまして、そしてそれぞれの委員が持つて、これを検討をいたしておりますから、ずいぶん長い間皆さん検討したと、こう申し上げていいと思ひます。

○田畑金光君 先ほど矢嶋委員からも指摘しましたように、きょう、われわれは実は初めて説明を受ける法案であるわけですが、しかも、明日まあ解散を控えて、できるだけこれを仕上げてくれという、こういう要請で、かくのごとく各省の方々がずらりと並んでおられますが、参議院の内閣委員会としては十分に審議を尽くすことができないわけですね。それは衆議院でそれだけやつたとおっしゃるならそれまでであります。二院制度の建前から申しましても、これは別に内閣委員会自体を究明するといふよりも、むしろ政府の

法案の提出について大いにわれわれは問題があると思ひますが、とにかく今お話しのように、長い時間をかけて、衆議院ではいろいろな角度から検討をされて、先ほどのような、いろいろ各省ごとに違つた措置が出ておりますが、とにかくそういうような結論を出したものと考えますけれども、これはわれわれの希望であります。これはやはり会期の末において、かくのごとく一院から多くの法案が一時に回つてきたのでは、われわれ参議院といたしまして、十分その使命を果すことができない。このことはまことに遺憾なことだと、こう考えておるわけ

も、あるいは国家の経済全体の立場からいっても、あるいは国の財政運用の面からいっても、もつともつと權威ある機関たらしめることが、これは常識的にいって、そういう氣持を持つわけでありまして、とにかく衆議院内閣委員会といたしまして、權威ある皆さん方が各角度から検討されて、このような結論を出されたのだと思ひます。われわれも尊重したい氣持はあります。どういふ角度から、どういふ基準の上に立つてそれぞれ結論を出したのか、もう少し具体的に承つておきたいと思ひます。

○衆議院議員(保科善四郎君) 先ほど大局的なお答えをいたしました。この行政簡素化と申しましても、単にこれは削るだけ目的ではないのでありまして、どうしたならば能率を上げ得るか、どんな事態が變つてきておりますから、そういう面もそれぞれの部局について検討する必要があるのだと、それぞれの責任者を呼んでその要点を十分に聞きまして、そうしてわれわれがこれに政治的なセンスも入れまして、そうして先ほど申し上げましたような、全般的な検討を要するといふようなことも大局的に頭に入れた上で、そしてこういう修正をした方が將來に對しても悪い影響を及ぼさぬ、同時に、能率が上げ得るというふうなことを主体にいたしまして、そしてこういうふうな修正をいたすことにいたしましたわけでありまして、それぞれの各省によつて実態が違ひますので、一律に具体的に御説明申し上げますことを、ここに省略をいたします。もしこの

いう点はどうかということであれば、

私はお答えをいたしたいと思ひます。

○矢嶋三義君 まことに御苦勞さまでした。大体、修正者の御意向わかりました。私は拝見いたしまして、ほんとうになるほどに修正されたなと感謝した面もあるのですが、ただ第二院のある委員からこういう意見もあつたということを御記憶いたしたく意味で、一言だけ申し上げておきたいと思ひますが、この修正の中で、ほんとうにこもつともだと思ふ点たくさんありました。それから、これはどうかかと理解しかねるものも幾つかあつたのですが、そのうち特に二つですね。その一つは、今言った経済企画庁の経済研究局、これは私は今の日本の政治からいつたら必要だと思ふのですよ。その理由は申しませんが、これは僕は適切な運用にもよりますが、提案だつたと思うのです。

それからもう一つは、岸内閣の政策の一つとして道路行政の伸展をうたつて、御承知のように今回特別会計もできたわけですが、これは一応片がつくまでは、原案にありました道路局を二部にするということは、私は予算の効率的運用という立場から適切な案ではなかつたか、それを落して、次長を設けられたわけですが、それは一院は一院としてお考えがあつて、そうなられたのでございましょうが、基本的に私は今後長きにわたつて、一院の皆さま方とお互いに研究し協力して、国会議員としての責務を果たして参るわけですが、行政機構というものは、そのときの事情によつて改編をやり、伸縮自在にしておく、仕事量がふえたときには部を設けることもあるし、そのかわり、それが終つた場合に

はもとに戻す、官僚は抵抗するでしょう。官僚の抵抗があつても、立法院は良識を持つて断固としてやるところがなければならぬと、かように私は基本的に考へておるわけで、その点につきましても、こういう意見を私が持つておるということだけを御聞き願つて、あとの点、大体よく御研究いたして、お骨折りいただいたことに敬意を表しまして、あなたに対する質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(藤田進君) 私から一言お伺ひしたいと思ふのでありますが、先ほど来の質疑応答を聞いてみますと、かような修正等については、一瀟千里、ばたばたと送つたのではなくて、相当長期に取つ組んで審議をしたというところのようでありまして、私も参議院といたしましては、おととい多量に送り込まれて参りまして、さなきだに恩給、防衛その他持つていたわけですが、参議院の審議があるというところは当然予想されたと思ふのです。しかも長期にわたるそういう審議がなされておるという案件なのに、参議院ではほんとうに一両日で、こんな多量なもの消化して行かなければならぬというところは、もう非常に迷惑です。実際問題として、解散というものがないと予想されておつたのか、参議院は二、三日あれば、こんなものはやるべきだという観点なのか。私も先議案件については慎重審議を重ねなければ、予備審査には手をつけられないつもりであります。衆議院の審議の際、また修正者とされても、どういふことでこういうふうなことになるのか、参議院では成立は不可能だといふ

見越したためだったのか、どう考へても物理的にむずかしいわけです。これら参議院の審議態度について、この際、衆議院の内閣委員会における態度をお伺ひしておきたいと思ひます。

○衆議院議員(保科善四郎君) これはやはり解散時期が不明であつたということが、こういう結果になつたと思ふのですが、やはり五月十七日まであるのですから、それまでにやはり審議するのですから、それまでにやはり審議するという観点のもとに、実は内閣委員会にかつた各種の案件が非常に御承知の通り多く、ほとんど土曜と月曜を除いては、全部これは使つて審議を今日までやつてきたわけでありまして、決して参議院の審議が短くていいのだという考へは、毛頭、衆議院ではありません。問題は、解散というものが二十五日にきまつたということ、こういうことになつたと思ひます。

○委員長(藤田進君) 重ねてお伺ひいたしますが、二十五日は非常に意外に早かつたということ、こうなつたとおつしやるわけですが、しからば、いづつこの解散を予定されて一括七件も、通常、自然に行けば二件とか、あるいは三件とか、あるいは一件ずつ上り次送るのが常識だと思ふのです。一括七件とかいうような格好で送られてきておるわけで、しからば解散をいつごろと予定されていたのですか。

○衆議院議員(保科善四郎君) 解散は重要法案を審議し、それを先議するといふ、総理がそういうことをしなれば、聲明されておりますわけで、われわれは重要だと思ふ法案を全部審議をしてやられるものと、こう考へておつたわけです。

○委員長(藤田進君) それでは、法務省設置法の一部を改正する法律案の質疑を続行いたします。

○矢嶋三義君 もう一点だけ伺つて私の質問を終わります。

法務大臣に伺ひますが、冤罪防止法はすでに四月一日から全面的に発動されておるわけでございまして、この法は運用次第によつてずいぶん様相が變つてくると思ふのです。現在のところ、どういふふうなお見通しを持つておられるかということ、それからこの婦人補導院を三カ所に設けられるわけでございます。予算はすでに成立しているわけですが、この法律の成立がおくれましたので、若干心配しているものでございまして、実際に活動ができるようになるのはいつごろになるのか、その二点について承つておきたい。

○國務大臣(唐澤俊樹君) 冤罪防止法は、お言葉の通り、この四月一日から罰則規定が動き出したわけでございまして、この運営の方法につきましては、お尋ねでございますが、これはいわけゆるこの法第五条によつて罰せられまする婦女子につきましては、法律上は、罪は罪でございますけれども、その性質が他の犯罪とはほど違つておるよう

に思われますので、従ひまして、御審議、御決議をいただきました補導院法というふうなものを作つたわけでございまして、従ひまして、その運営につきましては、この冤罪行為の媒介とか、周旋とかいふ悪質なものは、これはもう容赦なく処罰して参りたいと思ひますけれども、婦女子そのものにつきましては、これを一言で申しますれば、犯罪人扱いにせず、どこまでも

その境遇を改善し、指導教育しまして、善良なる市民として再び社会へ戻つてくるような教育の意味に重点を置きまして、そうしてこの補導院を運営して参りたいと思つておる次第でござい

ます。お言葉にもありましたように、四月一日からもうすでに罰則が動いておりますから、違反者があり、さうして裁判所でこの補導院へ送るような決定がありまると、実は、きょう御審議をいただいておりますこの法律が通つておりましたら、動きがつかないわけではございまして、衆議院の方へもだんだんとお願ひをしておつたわけでございまして、今日にまあ相なつたわけではござい

ます。それで、さしたあたり、この補導院は既存の建物を利用するものもありまして、新築のものもあります。すぐ間に合わないような場合におきましては、現存する設備によりまして、さうしてこの補導院にかえて運営して参りたい。さうして完全な設備を作つて行きたい、かように考へております。

○矢嶋三義君 いつから完全に動くか……

○國務大臣(唐澤俊樹君) この補導院といたしましては、制度上は、この設置法が通りますれば、すぐ動くわけでございまして、建物等は少し先に延びますけれども、代用のもので動かして行くつもりでござい

ます。○矢嶋三義君 施設、設備が必要になるわけですね。それで、私、伺いたいののは、何月上旬、中旬、下旬とか、どの時期ごろから婦人補導院の活動が……応じた形で動けるようになるのかといふことを伺つてゐる。急がなければいけないですね。

○國務大臣(唐澤俊樹君) 今非常に急いでいるわけでございまして、東京のは新設でございまして、そのほか二カ所は既存の建物を利用しようと思っておりますが、東京の新設の分でも、秋口までには作り上げたいと考えております。

○委員長(藤田進君) 他に御発言もなければ、これにて質疑を終局することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

別に御発言もなければ、これより直ちに採決に入ります。

法務省設置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案を衆議院送付の原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田進君) 全会一致と認めます。よって、法務省設置法の一部を改正する法律案は全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長長の口頭報告の内容、その他自後の手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

それから、報告書に付する多数意見者の御署名をお願いします。

多数意見者署名

大谷 藤之助 永岡 光治

上原 正吉 劍木 亨弘
中野 文門 増原 恵吉
松村 秀逸 伊藤 顕道
田畑 金光 千葉 信
矢嶋 三義 島村 軍次
八木 幸吉 後藤 義隆
大谷 巖雄 平島 敏夫

○委員長(藤田進君) 次に、農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑のおありの方は、順次、御発言をお願いします。

○矢嶋三義君 この改正の第一の点、これは現在の定員のワケ内で措置したいと考えているということですが、結局、責任体制を明確にするという一語に尽きるのですか。

○政府委員(瀬戸山三男君) さようでございます。

○矢嶋三義君 もう一点伺っておきますが、それは第三の改正点の、種畜牧場にさらに新たな事務を加えられたわけで、これは適切だと思います。そうすることによって、種畜牧場の予算あるいは定員に相当の変化がもたらされると思いますが、それはいかようになっておりますか、伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(瀬戸山三男君) それもその人員、予算等には変化はないのであります。そういう充実した施設を応用しよう、そういう充実した技術、人員を活用しよう、こういうわけであります。

○矢嶋三義君 では、種畜牧場には別にこういう改正に伴って予算が伴うということはないのですか。ありそうない

気がするのですけれども……。

○政府委員(齋藤誠君) お答えいたします。種畜牧場につきましては、従来、飼養管理と改良増殖という業務をやっておりましたけれども、農林省の他の試験研究機関が、そこを事実上活用するといふような措置をとっておたわけでありまして、そこで、今回そういう措置では経理上も不明確な点が生じますので、予算総則におきましては、それらの試験場に組まれた予算を利用するといふことができる、こういうふうな予算総則を変えて、それに応じて、設置法上も所掌事務を明らかにし、従いまして、従来ありました科学技術振興費を、種畜牧場に正規の名目で使用するということにしたのでございます。従って、これに伴う予算というものは別にございせんけれども、従来から科学技術振興費という名目で計上されておりました中の畜産関係に関連する部分は、移用の形によつて、この種畜牧場で試験研究に必要な経費として使用する、こういうことにしたいと思ひます。

○矢嶋三義君 最後にもう一点伺いたす点は、酪農振興という立場から、地域を指定するようになっておると思ふのですが、現在の程度指定されているのか、さらに今後、指定地を増加されるようになっておられるのか、その概要を承わっておきたいと思ひます。

○政府委員(齋藤誠君) 正確な数字はちょっと記憶しておりませんが、大体、百地域というものを目標にいたしておりました。三十二年、三十三年で大体完了する予定になっておると存じております。

○田畑金光君 食糧庁に経理部を設けて、六勘定を設けて経理の明確化をはかる、こういうことになっておりますが、もう少し具体的に、一つ簡潔でよろしゅうございまして、御説明願うとともに、今回のこの措置によつて、従来いろいろどんぶり勘定と言われ、非常に国費のむだな支出が行われておる。ことに経理が不明確で、国民の疑惑を招いてきたのが、この食糧特別会計の内容であります。これに對しまして、今回の措置によつて、そういうような問題のどういふ処理が進んでいくのか、解決が促進されていくのか、もう少し具体的に御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(齋藤誠君) お答えいたします。前に、現在これを取り扱っておる機構につきまして、御参考までに申し上げておきたいと思ひますが、食糧庁の総務部、食糧庁には三部ございまして、総務部というところで、従来これらに関連する食糧会計の経理に関する業務を担当いたしておたのであります。その業務を担当した課といたしまして、主計課、経理課、それから実行いたしました結果についての経理の監査、この三課で事務を所掌いたしておたのでございます。総務部は、総定員が三百九名でございます、そのほかに業務一部、二部というのがございます。定員数がそれぞれ百十名、九十九名、総務部がほかの部に比べて非常に大きな人員と課をかかえておたのでございます。従つて、総務部長限りにおけるこれらの処理につきましては、従来からも非常に事務が過重になつて参つておたのでございます。今回、食糧会計におきまして経理の明確化、損益区分の明確化という措置に

伴いまして、従来の経理勘定を六勘定に分けまして、おのおの勘定において損失を明確にするという措置をとることになりました。しかし、これらの勘定は、総額におきまして、予算上は八千七百六十五億という膨大な資金を総理いたしております上に、この勘定自身が、通常の勘定と異なりまして、たとえば輸入食糧のごときは、そのつど国際価格の変動に応じて動いて参る。あるいは国内の食糧につきましても、集荷量の変動がある、こういったような関係で、単なる確定的な予算の執行といふことのほかに、非常な経理事務についての機動性をもつて運営して行かなければならない、こういう二つの要素があるわけでございます。そこで、今度の勘定区分につきましては、新しい試みでございまして、従来の例もありませんので、これらの六勘定の経理をすみやかに軌道に乗せて参りたい。それには、この三課を駆使いたしまして、企画力のある部長がこれを總括整理するといふことが非常に必要になつて参らうかと思ひます。二点の面から申しましても、経理自身の立場から、食糧の中間経費の合理化とか、あるいは業務の運営とかいう面につきまして、経理部の立場から、これを規制していくといふような業務が当然起つてくると思ひます。それらにこのことにつきましても、部が独立し、部長ができることによりまして、一そうそれに対する指導力を強化して参りたい、かような意味で、従来の総務部三百九名を二つに分けまして、経理部関係では百三十五名がこれらの仕事を扱う、こういうことにいたしました次

農林省設置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案を衆議

方向ではないかと思うのですが、その点については、どういう把握をされて

りますことは遺憾である。できるならば、これを簡素化したしたいという根

のと、私も了承しておるわけでございます。

について遺憾なきを期したいと思っておりますと同時に、今申し上げました

残留邦人につきましては、今後全力をあげて帰還の促進方をいたしたい、こう考えているような次第でございます。
○矢嶋三義君 配船の方はどうしま

すか。
○国務大臣(堀木鎌三君) お帰りにな

る人に、配船の都合でぐずぐずはいたさないつもりでございます。
○田畑金光君 厚生大臣にお尋ねしま

すが、今回の機構改革の局の増設については、衆議院で修正を受けて、結局削られたわけでありまして、政府は、

聞くところによると、この選挙後、どういう内閣ができるかは別にいたしま

して、一応、保守党内閣としては、大幅な機構改革等を考えているようであり

ますが、そういう節に、あらためて今回のような局の増設をもう一度考え

直そうという、厚生当局としてはお氣持であるかどうか、承わりたいと思

います。
○国務大臣(堀木鎌三君) むろん、わ

れわれ現在の内閣といたしまして、根本の考え方は、行政を簡素化いたした

いという考え方であり、今後におきましても、その努力を重ねるつもりであり

ますが、時間があまりどうかと思

いますので申し上げませんが、この私どもの担当したしております公衆衛生の

仕事というのは、率直に言えば、以前はほとんど、何と申しますか、非常に行政面でも小さな面を占めてお

も、あるいは蚊とハエの問題にいたしましても、全く新しく行政面に登場して

参った、非常に従来とウエートが違っ

て登場して参ったものだ、それが新しい社会、新しい人権尊重の見地から見

れば、私は当然のことだろうと思うのであります。行政簡素化は決して私

どもも今捨てておるわけではございませ

んが、この面におきましては、今後私どもはますます大きく新しく政治の面

に取り上げられて参る問題だ、従いま

して、仕事のウエートというものから見まして、簡素化といつて、ただ仕事

のウエートを考えないで参るものではな

なからう、こういうふうな考えておる

のでありまして、今後この点について決定的なことは申し上げるのは早いか

もしれませんが、当然取り上げられる問題でなからうか、行政簡素化の方針

を進めまして、なおかつ当然大きく新しく取り上げられるべき問題ではな

からうかという信念を持っておる次第でございます。
○田畑金光君 この間、読売新聞であ

りましたかの伝うるところによると、厚生省当局としては、医師会について立法化の方針を持っておられて、会長

の選任等は、政府のあるいは厚生大臣の任命制に切りかえよう、こういうよ

うなことで準備をされておるようですが、それはどういう考え方に基いてそ

ういう構想を進めておられるのか、さ

らに、この診療報酬引き上げの問題等については、その後どういう話し合い

になつてゐるのか、簡潔でよろしゅう

ございますが、御説明を願いたいと思

います。
○国務大臣(堀木鎌三君) 過敏、読売

新聞だと思ひますが、比較的大きく、

日本医師会法を新たな観点で法律を制定するといふ記事が載つておりまし

たが、全くどこからそんな記事が出

すのか、私自身思い当るところがござ

いけません。で、私自身は、あの問題に

ついて何ら準備を今いたしておるこ

ろではございせん。これをまた詳しく申し上げるときがありませんが、私どもは国民皆保険を進めて参ります

上において、ああいふ形の医師会を作

ることによつてよりも、いわゆる医療

体系の整備と言われる医療機関の整備

と配置の適正化を期することがまず先

である、こういうふうな考えておるよ

うな次第で、新聞紙に報ずるところ

は、私の考えもしなかつた点であるとい

うことを申し上げます。
それから第三段の問題に關しまして

は、私どもは社会保険を通じて國民の健康を守ろうという観点から、六

年間間隔で置きなつておられますところの医療費の問題について、最近の医学

の進歩に適應するところの適正な診療報酬をきめなければ、國民の健康は守

れないといふ観点から、過敏、予算審議におきまして御審議を願つて御承認

も得たところであります。なお、この問題は、中央社会保険医療協議会にお

きまして、すでに法律に基く審議機関にかけまして御答申を受けましたものであります。私どもは、いろいろ

は、この問題につきましては、いろいろ日本医師会の御意見もござい

ます。と同時に、病院協会等の意見もあり、その他いろいろ意見がございま

す。ただ、予算的、法律に基く手続は終了いたしました。が、実施の直前まで

事務的に最善を尽くすのが当然だと思つて、なお検討に検討を重ねております

ような次第でございます。従いまし

て、この問題につきましては、ほんとうに科学的に問題を処理して参るべき

問題である、こういうふうな考えてお

るような次第であります。
○伊藤道雄君 大臣に二、三お伺いし

ますが、結核対策の一環として、国立療養所があることはまことにけっこう

なんです。が、ただ、入所する条件がい

ろいろむずかしいので、貧乏人にはな

かなか入れない条件のようで、非常に

ベッドがあいておる。たとえば私の方の群馬の大日向荘でも相当ベッドがあ

いておるわけでありまして、こういうことはまことに遺憾だと思つたのであり

ます。せっかく国費でベッドを作つて、そういう氣の毒な患者を入れよう

としておりますけれども、貧乏人にはなかなか入れないといふことを訴えら

れておりますが、その点について、せ

っかく作つたベッドをあかして置くといふことは、患者は相当おるわけ

ですけれども、何とか貧乏人でも入れるような条件にできないものかといふこ

とをお伺いしたいと思ひます。この点に對する大臣のお考えをお伺いしたい。

○国務大臣(堀木鎌三君) 国立療養所を作つておりますことは、貧富の差を

考えるつもりは全然ございせん。私どもとしては、貧乏人の人が入れない

といふことはあり得ないのだといふふう

に考えておるような次第でございます。最近、結核の医療が非常に進歩いたしましたの

で、以前のように長期にベッドがふさがるといふことがだんだん少くなつて

参りました。所によりましては、ベッ

ドがあいておるところができております。しかし所によつては、いまだ足り

ない分があるというのが現状でございます。結核についての最近の医学、薬

学の進歩から、私はますますこの点に

つきましては、入院の患者数及び入院

のベッドのふさがつております日数は減つて参るといふふうに考えますが、

地方によりましては、なおかつまだ足りないといふふうな状況でありますので、

一律にベッドをふやすような方向には持つて行つておらないのであり

ます。従いまして、お説のような問題は私は万あり得ないと思ひますが、も

ちろん具体的の問題につきましては、詳細お話しによつて調査をいたしたい

と、こう考えておるような次第でございます。

○伊藤道雄君 お言葉ではござい

ますが、現実には群馬の伊香保に近い大日向荘ですか、あそこで現実には患者から直

接私は伺つてゐるのです。そういうこ

とについては、なお十分緊急に調査していただく、せつかく、ベッドがあ

いておることのないように、十分手を打つていただきたいといふことをお願

います。さらに、こういう救

いするわけですね。さらに、こ

う患者が、今申し上げたように改

善を叫んで、たとえばアフター・ケアとか、あるいは食事その他の面につ

いて、いろいろ全国的な陳情が来ておると思つたのです。そういうような点、ま

ことにお氣の毒な方々の要望であるので、すべてを同時に、一刻も早くとい

うことは、なかなかむずかしいわけでありまして、できる面から具体的

な対策で一つ改善をはかつていただ

きたい、そういうことに対して大臣は

どのようにお考えか、この点をお伺い

したい。
○国務大臣(堀木鎌三君) 私ども基本

的には、結核を今の最近の進歩した医学をもってして、ある一定の限られた年限の間に、日本から結核を半減することはさしてむずかしいことではないといふふうに考えまして、根本的な対策を持っておりまして同時に、今おっしゃいましたように、現在、結核にかかっているといふふうな人の処遇というものについても改善を加えるべきだ。ことに新しい医学の観点から、これらの面でも、御指摘になりましたような入院患者に対する面及びアフター・ケアの面という面についても、十分改善を怠ってはならないといふので考へておるような次第でございます。今回、国会で御審議を願いました分には、従来よりも増加を計上いたしておるという点、ごらん願っている現状の点につきましても、なお一そう努力をいたして参りたい、こう考へておる次第でございます。

○伊藤道雄君 特に今御指摘のあったように、アフター・ケアについては特に重点を置いて対策を講じていたいただきたいという声が強いのですが、長い間闘病生活を重ねて、ようやく退院ができたにもかかわらず、そのアフター・ケアが十分のために、即刻また元に戻る、そういう場合は非常に悪化するわけですね。一たんよくならしたものが再び入院した場合には無理があるわけ、そういう点特にアフター・ケアについて具体的な考へがあれば承わりたいと思つておるのです。

○国務大臣(堀木謙三君) 今アフター・ケアの問題についてお話しになりましたように、私、今資料を持っておりますから正確に記憶いたしていませんが、

のですが、結核がなおつたといふので職場に復帰し、社会に復帰した後に、また結核が再発したといふのが、たしか二〇%くらいはあるという統計を記憶いたしております。従いまして、今後につきましても、これらにつきましては十分届くようにいたしたいと思つてはおりますが、相当進歩いたしました企業体におきましては、このアフター・ケアの問題が非常に大切なので、いわゆる健康増進と、そして職場との関係を非常に注意してやつておるような状態になつて参りました。私もこれらにつきまして、今後何と申しますか、労働科学の面と申しますか、そういう面からも対策を講じて推進したい、こういうふうな考へております。これはさらに本年度におきまして、結核については非常に大がかりな調査をいたしますのも、その中の重要問題として掲げておるわけでございます。

○伊藤道雄君 時間の関係で今一点お伺いしたいと思つておりますが、大臣も先ほど御説明の中にあつたように、新しい薬、いわゆる新薬と新しい療法によつて、いろいろ今までにない成果を上げておることも私も確認しておるわけですが、その中でお伺いしたいのは、現在、全国の結核患者は、概数でいへば、全国に約三百万人、公立、私立、一私立といふのは一般開業医を指しておるのです。これを三段階に分けて、ごく概略でいへば、一、二、三、その実情を知るための一環として承わつておきたいと思つておるのです。

○国務大臣(堀木謙三君) 実は、そういう御質問があるのですから、資料を

持つて参るのだったのですが、この結核対策として、前に厚生省として大がかりな調査をいたしたのであります。が、御承知の通り、年々死亡者数は非常に減つてきておる。結核による死亡者数は減つてきておる。しかし、なお新規発生患者が、私の記憶に誤りないければ、七、八十万人の人があるといふふうな状況でございます。で、この点につきましては、先ほど言われました通り、患者の数の中には、やはり相当数の、二十数%の再びなつた人もいふふうな状況で、注意すべき現象である、こういうふうなことは考へて、この対策を進めて参りたいと思つております。毎年それらについて、全体で今現在どれだけの結核患者がおりますか、今ちょっと記憶がございませう。で、まあ正確に申し上げるのはどうかと思つて、二、三百万人結核患者が現在いる、三百万人足らずとお考え下すつて大体間違いないのじやなかろうかといふふうな状況でございます。ただ、毎年なおつて参りますものと、そして毎年新しく出ますものと、全体としては、やや減少数がある、死亡者数から見ると少くは考へられないといふのが今結核の欠点である。

それからベッドは、これは国会でも御審議願ひまして、私が厚生省に参りますまでに、すでに三千万計画だと記憶いたしておりますが、二十六万床の増加を年次計画で完成いたしましたわけでございます。そういうふうな情勢で、ことしの予算では病床につきましても、ごくわずかなふやしていません。しかもこれは僻地の地を中心としておる。大都市周辺等におきましては、御指摘のように、ベッドは相当

余つて参つておるといふのが実情でございます。

○八木幸吉君 ごく簡単ですが、流感のワクチンが去年は足りなくて困つておつたのが、現在、民間でたくさん作つたやつを厚生省が買わないために、非常に困つておると、こういう新聞記事がありまして、この食品の有毒色素で、アメリカ等では五十年前前から許していないのが、日本の厚生省では許してあるのがある、同時に、逆にアメリカ等では禁止されておるものが日本では許されておる、こういう現状と承わつておる。それで、その点について、きょうは時間がないから、詳細な資料として出していただければけっこうです。

○国務大臣(堀木謙三君) ワクチンは、実は日本の製造能力をあげて昨年の流感に對処した力と思つたのであります。が、流感の状況から、まあ率直に申して、金に糸目をつけないで、入れられる分があつたら入れようといふふうなことで入れたわけでありまして、いろいろワクチンの配置について、重点的に配置しました効果が、その後、予期よりもかえつて蔓延する時期に減つたといふ状況でございまして、メーカーにつきましては、私も心配いたしました、決して御損をかけたやうな処置を、今、事務当局に命じておるところでございます。

それから、色素の問題につきましても、新しい問題といたしまして、いろいろ問題が起きているのでございまして、一、二、この点につきましては、今後、積極的に対策を講じて参りたい。なお、資料等につきましては、御必要

あれば後ほど御提出したいと思つております。

○委員(藤田進君) 御質疑のある方は発言を求めて下さい。

○森中守義君 これは、私は機構改革の問題について、どうしても関係のあることですから簡単に聞きますので、簡単に答えて下さい。舞鶴の地方引揚援護局のほかに、たとえば佐世保とか、あるいは横須賀ですね、こういうところ援護局があるのじやないですか、どういふところに存置してあるか、それをお答えいただきたいと思います。

○国務大臣(堀木謙三君) 政府委員からお答え申し上げます。

○政府委員(河野雄雄君) 地方引揚援護局といたしましては、ただいま舞鶴だけでございまして、佐世保、横須賀等といふようなお話がございましたが、これは地方復興部というところで、別の仕事をいたしておるわけでございます。これは今回の改正によりまして、そのまゝに残しておくようにいたしたい、かように考へておるわけでございます。

○森中守義君 復興部は横須賀と佐世保だけでいいですか。

○政府委員(河野雄雄君) 三カ所でございます。

○森中守義君 もう一つは。

○政府委員(河野雄雄君) 呉でございます。

○森中守義君 私はその仕事の内容がどういふものであるか、克明には存じませんが、先般、内閣委員会の視察で佐世保に参りましたそのときのお話だと、南方地域の死亡認定であるとか、あるいは恩給証書の確認であるとか、非常に煩雑な業務をやつていて、年々

非常に煩雑な業務をやつていて、年々

人員が落されていく、しかも、こういつたように住居の変更が激しいときには、どうにもならぬというようなお話を聞いておるのです。それで、この組織そのものが中央の方に集約をされるか、ないしは各地方の自治体におまかせになつてもいいような時期にきたのではないかと思うのですが、そういうことについては、この設置法改正の際に検討はされませんでしたか。

○政府委員(河野雄雄君) 旧海軍関係と陸軍関係と若干事情を異にいたしておりまして、非常に事務的な点はございますが、大体いろいろ残務整理等の仕事をいたします上におきまして、兵籍とか何とかいうものを、どこで持っているかということが非常に重要な問題になつてくるわけでありまして。陸軍関係は旧連隊司令部で持つております。それは県で引き継いでおります。ところが海軍関係は県で引き継ぎませんで、復員部で引き継いでおる、そういうような関係で、陸海軍で扱いが異なつておりますので、今回の設置法を改正いたします際にも、その点、十分検討いたしました。が、やはり兵籍を持つてゐる地方復員部は、この際やはり残して、もうちょっと事務の推移を見た上のことすべきではないかというところで、復員部だけはそのまま残すようにいたしました次第であります。

○森中守義君 そういう歴史はわかりませんが、まあ、やはり残務整理ということで、すこぶる済みであつて、ややもすると世間からうとんじられてゐるような傾向を佐世保で私は感じたのです。しかも陸軍関係を地方の自治体に移し、海軍関係を厚生省の独立した組織の中に入れて置くというのは、もう

すでにその必要はないじゃないか、どうしてもその必要があるとするならば、たとえば人員の配置にしても、業務の内容をもう少しつき合せて見て、ああいう隠れた、埋もれた組織というものは、厚生省の方でもよほど大事に扱つていたできませんと、もとの海軍の軍人さんが大半を占めてゐるようでありまして、そういう人で黙々と仕事をやつてゐます。しかし、はたから見ても、気の毒なくらいに一生懸命なんです。しかも、気持ちの上では、今申し上げたように、残務整理であるということ、何となく取り残されたような気持ちを、私はそういう関係の人がお持ちになるのは無理からぬことだと思ふ。だから、お残しになるなら、業務の内容、人員の配置、そういうものをもう少し慎重に厚生省では見ていただきたいと思います。一番大事な仕事です。終戦の処理ですからね。そういうことでありますので、もしも、このまま存置されるならば、もう少し実際の復員局の業務の内容の検討、適正なる人員の配置、少くとも厚生省の機関らしいめんどうを見ていただきたいと思ひます。ところが第一点、もしその必要がなくて、地方自治体に移してもいいとおっしゃるなら、それもできるだけ早い機会に解決をしていただきたい。これは私の要望ですが、これに対する厚生大臣の所見を述べていただきたいと思ひます。

○田畑金光君 いろいろ今、森中委員からの質問の中に述べてありますが、傷病恩給の認定の申請とか、いろいろ仕事に殺到して事務の進捗状況が非常に長いようです。聞いてみますと、件数に比してその職員というものは非常に少ないわけで、今のお話で十七名というわけでありましたが、私の聞いたところでは、もっと人員も少なく、また、扱つてゐる件数が非常に多いわけ

○森中守義君 そういう歴史はわかりませんが、まあ、やはり残務整理ということで、すこぶる済みであつて、ややもすると世間からうとんじられてゐるような傾向を佐世保で私は感じたのです。しかも陸軍関係を地方の自治体に移し、海軍関係を厚生省の独立した組織の中に入れて置くというのは、もう

か問題の性質上、親切に実態を含めて処理して行かなければならぬ。仕事であるというふうな事柄でございまして、今回の機構の改革で縮小いたしましたのも、以前にありましたよりは少くしておるわけでありまして。以前に計画を立てましたときには、もっと大きく考へてやられた事柄があるのでございしますが、仕事の事態に即して、この程度の縮小にとどめた。御説のように、私ももとしましては、だんだん中央にウェイトが多くなって参るような状況ではございしますが、なお、現実の問題の把握には、地方自体にも相当常に接しておる部分がなくてはならないという状況で、地方の方にも、その仕事を担当してもらつてゐるという状況であります。御説に従つて、これらの問題については十分注意して参るつもりでございます。

○田畑金光君 それに関連して援護局長にお尋ねしますが、横須賀の地方復員部ですか、何名くらい職員がおりますか。

○政府委員(河野雄雄君) 現在、定員は、十七名、それに臨時職員を相当配置いたしておりますので、臨時職員の数はちょっと今記憶いたしておりませんが、同程度の臨時職員がおると思ひます。定員といたしましては十七名と記憶いたしております。

○田畑金光君 いろいろ今、森中委員からの質問の中に述べてありますが、傷病恩給の認定の申請とか、いろいろ仕事に殺到して事務の進捗状況が非常に長いようです。聞いてみますと、件数に比してその職員というものは非常に少ないわけで、今のお話で十七名というわけでありましたが、私の聞いたところでは、もっと人員も少なく、また、扱つてゐる件数が非常に多いわけ

○政府委員(河野雄雄君) 事務処理のスピードにつきましては、どのくらいかかつてもいいのだ、どのくらいはやむを得ないのだというふうな基準はないので、できるだけ早くというふうなことで、職員を奮励して実地に當つておるわけでございますが、御質問もございまして、だんだん人員も少なくなつておるわけで、相当、従来以上に能率を上げていかなければならぬ。先ほど大臣からお答えがございましたように、むづかしい案件が非常に多くなつて参りますので、スムーズにいきますものは、それほど期間を要しないのでございしますけれども、なかなかむづかしい案件になりますと、相当の日数をかけなければ解決しないというふうな案件もあるわけでございます。これらにつきましては、今後、一そう勉強いたしまして、皆さん方の御迷惑にならないように努力して参りたいと、かように考へておる次第でございます。

○田畑金光君 厚生大臣に私は一つ御注意申し上げておきますが、今の森中委員の質問に対して、親切ある前置きで御答弁をなされたわけですが、実は私、横須賀の地方復員部を見たことはありませんけれども、ある友人から頼まれて、これは海軍出身の傷病軍人ですが、傷病恩給の認定の申請をやつてあるわけ。ところが、聞いてみま

すと、一昨年の秋ごろの申請受付の仕事で、今ようやく手をつけておる、こういう実情であります。かれこれ一年以上、二年近くかかつておるわけ。進捗はさっぱりしてない。こういう状況です。聞いてみますと、まことにその取扱ひ件数に比較いたしました職員の数が多い。おそらくこれは横須賀だけではなくて、その他の地方復員部も同様な状況じゃなからうかと思ふのです。皆さん方は、こういう委員会の席上等で質問されると、事なかれ主義で、うまく御答弁をされて、その場その場を逃げておられますが、これは國民の立場から言つて、迷惑しつゝな話です。必要などころには、人員の配置転換によつても私はできるものと考えておるし、また、こういう國民のしかも一番弱い層の人々が非常に期待して待つておるこの仕事、かくのごとく延びておるといふことは、まことにこれは仕事の怠慢と、こう申さなければならぬと思ふ。厚生大臣は、親切な答弁でなくて、ほんとうに親身になつて、そういう職場があるといふことを十分一つ認識を願つて、すみやかにこれは解決のために努力を払われたいと、こう考へますが、どうです、厚生大臣。

○政府委員(河野雄雄君) 私は議會でもつて言ひのがれの答弁をして責任を果そうと思つておる。私自身、当然の責任はいかなる場合でも果さなければならぬ、今おっしゃった点も、私もふだんから、それらの処理の件数がどうなつてゐるかは見ております。きょう材料を持つて参りませんでした。が、たしかに処理件数は全体から見まして、受付と比べて見まして非常に悪かつた。約半年ぐらゐの間に相当進捗

○田畑金光君 厚生大臣に私は一つ御注意申し上げておきますが、今の森中委員の質問に対して、親切ある前置きで御答弁をなされたわけですが、実は私、横須賀の地方復員部を見たことはありませんけれども、ある友人から頼まれて、これは海軍出身の傷病軍人ですが、傷病恩給の認定の申請をやつてあるわけ。ところが、聞いてみま

いたしております。しかし、なお私は万全だとは思いませんが、今後、御注意の点はさらに一その促進をはかって参りたい、こういうふうな考えでおるので、御質問があったから、いたしますというのでなしに、ふだんから私自身が件数を見ながら、心を痛めておるところでございます。

○委員長(藤田進君) 速記をとめて下さい。

(速記中止)

○委員長(藤田進君) 速記を起して下さい。

他に御発言もなければ、これにて質疑は終局することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにして御発言を願います。

別に御発言もなければ、これより直ちに採決に入ります。

厚生省設置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

本案を衆議院送付の原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(藤田進君) 全会一致と認めます。よって、厚生省設置法の一部を改正する法律案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長長の口頭報告の内容、その他自後の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。それから、報告書に付する多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

大谷藤之助 松岡 平市
永岡 光治 上原 正吉
御木 亨弘 中野 文門
増原 恵吉 伊藤 顯道
田畑 金光 千葉 信
矢嶋 三義 島村 軍次
八木 幸吉 後藤 義隆
平島 敏夫 森中 守義

○委員長(藤田進君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(藤田進君) 速記をつけて。それでは、暫時休憩いたします。

午後七時十八分休憩

午後九時四十一分開会

○委員長(藤田進君) 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより本案の質疑に入ります。御質疑のおありの方は、順次、御発言を願います。

○矢嶋三義君 二、三点について承わります。この改正の第三点に、原子力

平和利用のために、東海村の原子力研究所に原子力船に関する試験研究の支所を設ける、こういうことを規定されておりますが、日本の造船技術は世界的にも高く評価され、世界の第一線の水準にあると思う。しかし、原子力開発がおくられた関係上、原子力船について、確かにここにうたわれているようにおかれていると思うのですけれども、このたびの東海村の原子力研

究所に置くところの研究機関は、定員並びに予算はどの程度にしているか、さらに、原子力船は、すでに先進国ではまさに実用段階に入ろうとしているのであります。日本は、日本の関係機関からは、こういう先進国に研究生としての程度派遣されているのか、あるいは今後派遣される予定があるのか、それらについて一つお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(中村三之丞君) 運輸技術

研究所におきまして原子力船に関する研究をやっております。先般、中田所長もアメリカに参りまして、それらについて研究をいたして参りました。提案いたしましたところ東海村に研究所を持つて行くということは、予算は二百六十万円でございます。定員は八人です。

○矢嶋三義君 先般、基礎的な研究程度だと思つておりますが、こういう速度で行つて、そこに原子力船が作れるというのは、いつごろになるでございましょうか。造船技術は確かに日本のは進んでいるわけで、原子力研究所の設備等おくれませんでしたけれども、こういう基礎科学についての有力なる研究者は、わが国の学界にいたるわけでは、その研究、特に実験方面を推進するところの施設等、設備が不十分であり、予算が伴わぬといふところに隘路はありますけれども、そういう条件を整えれば、思ったよりも早く実現する可能性もあると思うのです。が、あなたの方ではどういふこの

目途を一応立てておられるのか、あまり細密なことはお答えいたしかねるかと思つてございしますが、大まかな目標でも一つお答えいただきたい。

○国務大臣(中村三之丞君) 運輸省の方を中心としたしまして、原子力船の研究、これはなお数年しない、私は遺憾ながら実現できないと思ひます。しかしながら、民間におきまして、これらに関する研究は今ある造船所などはやつておられるわけであります。今後は私もこれらの方とタイ・アップして早く日本におきまして原子力船が実現するよう努力をいたしたいと存じております。

○矢嶋三義君 時間がなから多く聞きますが、参考にあつておきますが、ソビエト、アメリカはすでに持っていると思うのですが、世界各國で原子力船をすでに持つておられるのはどのくらいあるのですか。

○政府委員(朝田静夫君) まずアメリカでございまして、一九四七年に、アメリカの原子力の平和利用の開発計画を變更いたしまして、御承知のノーチラス号という潜水艦はすでに就役中でありまして、またシー・ウルフ号というのも一九五七年の三月に就航中でありまして、なお、貨客船といった大きなものも建造いたしまして、それに各國の原子力商船の技術研究者を乗せて、共同研究するというような企てもあるやに聞いておるのであります。それから、イギリスにおきましては、ソ連と並び最も原子力の研究が進んでおるのでございまして、一九五二年ころからイギリスでは研究を開始されまして、現在非常に積極化されまして、原子力船の研究の専門チームを設けたと言われているのであります。個々の民間の造船会社は、グループ活動によつて非常にこの研究を進めておるといふことを聞いておるのでございまして。

ノルウェーにつきましても、すでに御承知のような海運国でございまして、政府が設立いたしました原子力研究所を中心として、原子力商船の研究を非常に進めております。過般もわが國にその權威者が参りまして、設計その他の共同研究の第一歩を踏み出したといふような形でございまして。

○矢嶋三義君 大臣にお伺いします。が、相当長期間にわたつて研究派遣者を出すべきではないでしょうか、昭和三十三年度に何名程度出される予定でございまして、あるいは予算に計上されていらないのか、お伺いいたします。

○国務大臣(中村三之丞君) 予算には何名派遣するかというところは今は計上されておられません。しかし、将来仰せのようには外國に派遣するといふことは、これはやらなければならぬと思ひますが、先般でも申し上げました通り、中田運輸技術研究所長が、まず運輸省として最初にアメリカに派遣されたものでありまして、私はその報告はまだ聞いておりませんけれども、この中田博士は、日本におきましても原子力並びに原子力船の研究に相当以前から權威者として知られている人でありまして、この人によつて、運輸省のこれらの研究、原子力船の推進の道は開かれていゝものと私は考えております。

○矢嶋三義君 海に囲まれた日本の國としては、原子力平和利用としての原子力船の問題については、格段の推進をはかるべきだと思ひますので、特に強く要望いたしておきます。

次に承わりたいことは、宮崎県に航空大学校があつたの所管としてあるのであります。現在わが國において免許を持つておられるところの航空乗員はど

の程度あるのか、さらに航空乗員の養成計画はいかようになつておるか、御説明願ひたい。

○国務大臣(中村三之丞君) 具体的な数字は官房長からお答えさせまするが、足りないのではありません。乗員は不足なのです。ことに今後数年後になりますと、私の統計によりますと、三、四百名足りない。そうしますと航空の発展に沿つて参りませんから、今回は航空大学におきましても養成に力を入れ、また、その練習機なども相当増すように考えておりました。航空大学につきましては、十分な理想的な予算をとれなかつたのでありますけれども、漸次これを拡大をいたしまして、ことに乗員の養成には全力をあげて参りたいと考えております。

○矢嶋三義君 養成計画の数字を簡単に……

○政府委員(朝田静夫君) 終戦當時に、航空従事者が約一万二千人おつたのであります。ところが、そのほとんどが再教育しなければ第一線に立つことができないような航空技術の発達でございまして、そこで、われわれといたしましては、これらの乗員の養成につきまして、昭和二十七年、昭和二十八年に約七千五百万円の補助金を支出いたしましてアメリカへ派遣しましたりして、約六十九人の養成を行つて、わずかながらも、これが打撃に努めたのでございます。現在パイロットの数は、定期運航用操縦士として百五十三人でございますが、これは日本のパイロットばかりでなしに、外人のパイロットの六十五人を合めての数字でございまして、これで非常

に外貨の支出がこつて出てるわけでありまして。上級事業用の操縦士が六十一人、事業用の操縦士が四百四十五人、その中で外人が十七人、こういうような数字でございまして。

官崎の航空大学の養成計画についてお答えをいたしますが、航空大学の従来の本科生の養成規模を、十名を三十名に今度はいつて予定でございまして。従来の専科生の給源のソースがもうなくなつて参りましたので、十名を三十名に増強いたしまして養成をいたす計画でおります。

○矢嶋三義君 時間がありませんか、あと二点伺ひますが、その一つは、特にこれは大臣にこの際承つておきたいと思うのですが、これはあなたの所管であるところのバス運行路線の免許についてです。これらの業者に過当競争をさせてはなりません。従つて、路線の運行許可に當つては相當セーブされているわけですが、中には独占の弊弊が出てくる場合がありまして。私の知っている範囲内でも、路線を独占いたしまして、サービスを十分しないのみならず、そのバス会社が、非常に一党一派に片寄つて政治団体的な行動をするバス会社が点々とあります。それでは、このサービスの向上をはかるために、それに対抗するところのバス会社に運行を許可するかどうか、一つの基本方針からして許可しない、こういう過当競争をさせてはもらへんやうに思ふのですが、また、独占の弊害はあなたの方でございまして、その実情を十分に先機関において監督するとともに、また、ある程度の指導も必要だと思ふ。そうして目に余るもの

は是正するなり、あるいはサービス向上のために、その対抗者に並行路線の運行を免許するといふような方法も私は講じてよろしいのではないかと申すのですが、こういう点について運輸大臣はどういう見解を持っておるか、この際に承つておきたい。

○国務大臣(中村三之丞君) これは既設の分と、それから新たに申請のものも相当あります。それでございまして、新たな申請の場合におきまして私は慎重に考えておるのであります。ともかく過当な競争のないやうに、これは仰せの通りであります。また、そういう対立的なものがあつて、それがために地方民にかへつて弊害を与えるといふやうなものは、話し合ひをさしております。初めから話し合ひをさして、そうしてこれを調整していくといふやうにやつておりました。独占的なものもございまして、しかし、これにつきましては、ある場所におきましては、そこが一つの拠点となつて非常に進歩しておる点もあるのでもございまして。独占、一果一社といふやうな例もございまして。これは、ある場合においては非常に発展をいたしております。設備もよろしい、いつも車体の改善もやつておりますから長所もございまして、同時に、おっしゃる通り独占になれて、あるいは企業の改善をしない、サービスを悪くしておるといふ点もございまして、この点は各地方の実情を見まして、運輸省におきましては、調整あるいは改善、こういうことに努力をいたしております。

○矢嶋三義君 最後に伺ひたい点は、民間航空路線の拡大ですね。ことに民間飛行場の整備計画を承わりたいと思

います。そして具体的にいつまで非常に恐縮でございしますが、あえて私は伺わせていただきたいと思ふのです。私は原則としては、立法府にある者は行政府にあまり関与すべきでないといふので、あまり私は行政府にいろいろと私的に申し上げることを差し控えておるわけなんです。思ひ余つてお伺ひするわけなんです。具体的にいつまで恐縮ですが、熊本の飛行場ですね。これは熊本という所は地域的に考えても、また観光的に考えても、国の行政機関の出先機関が多いといふ点から考えても、経済的に考えても、私は当然民間航空路線の充実という立場から取り上げられなくちゃならぬと思つております。どういふわけですか、何年という間放置されておる。これは私は非常に遺憾に思つておる。しかし、私は立法府に席を持っておりますから、行政府に圧力を加えるやうなことはいたさない。しかし、いつまでも放置されておるので、私はたえがたくなりましてので、この機会に、民間に航空路線の全般的なものにあわせて、一体あの熊本飛行場はどういふやうにあなた方は見られておるか、一体いつ整備を完了されようと思つておるか、伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(中村三之丞君) ローカル空港の整備には努力いたしまして、三十三年度も相当の予算を計上いたしております。そのうちに熊本も入つておるはずでございまして。具体的なことは官房長からお答えいたします。

○政府委員(朝田静夫君) 本年度のローカル空港の整備につきましては、三億七千三百三十二万円の予算になつておりまして、三十三年度におきまし

ては、前年度に引き続きまして釧路、稚内、函館、高松、高知、松山、広島、大村、熊本、鹿児島、十空港を整備いたしたいと考えております。そのほかに、新たに女満別と八丈島、種子島、屋久島の四空港を離島振興の關係で整備をするという予定にいたしておりますのでございまして。

○委員(藤田進君) 速記をとめて下さい。

○委員(藤田進君) 速記をつけて。他に御発言もなければ、これにて質疑を終局することに御異議ございませんか。

○委員(藤田進君) 御異議ないと認めます。

○委員(藤田進君) 御異議ないと認めます。

○委員(藤田進君) 御異議ないと認めます。

○委員(藤田進君) 御異議ないと認めます。

○委員(藤田進君) 御異議ないと認めます。

○委員(藤田進君) 御異議ないと認めます。

め、さよう決定いたしました。
それから、報告書に付する多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

大谷藤之助 松岡 平市
永岡 光治 上原 正吉
劍木 幸弘 中野 文門
増原 恵吉 伊藤 頼道
田畑 金光 千葉 信
矢嶋 三義 島村 軍次
八木 幸吉 後藤 義隆
平島 敏夫 森中 守義

○委員長(藤田進君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(藤田進君) 速記を起して下さい。

次に、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案を議題といたします。

これより本案の質疑に入ります。御質疑のおありの方は、順次、御発言を願います。

○永岡光治君 お尋ねいたしますが、第四十五条の、今度の法律ですが、これによりますと、例の管理職からこの長期給付の適用に入る人ですね、それがその資格を得てから、これによると二年以内に退職したらこれは適用を受けないと、こういうことなんですが、これはあまり期間が長いのではないかと。当然これは、この法案を出すときにいろいろ問題になった条項だろうと思えますが、たとえばこれは六ヵ月以内とか、もう少し短縮した、二年より短縮した期間でなぜできなかったのか、その辺の事情を明確にお答えいただけますか。

○政府委員(岸本晋君) 第四十五条の

規定は、趣旨を申し上げますと、今回、恩給法とこの共済法の長期年金の規定は変更いたしました。長期年金の規定の適用を受ける者に対しては、別途高額の退職手当を支給されることとなりますので、従いまして、退職の直前と申しますが、退職前に、従来、恩給法の適用を受けた者をその長期給付の適用を受ける職場に回し、年金あるいは退職手当を高率とするというふうなことはあり得ないことではないわけでありまして、そういう場合の措置といたしまして、この規定を考えているわけでございます。これを二年にいたしましたのは、大体何と申しますか、一般の人事交流というものは、一般官庁から長期給付の適用を受ける現業の官庁にまた帰ってくるというふうな人事交流は、大体二年間が常識でございますので、その辺で押えたのであります。三年もたまちますと、長期給付の規定の方で退職一時金ももらえるようになるわけであります。大体二年ぐらいのところをめどにおいて、こういう趣旨の規定をいたしたかどうかということを書いたものであります。

○矢嶋三義君 この国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案は、経過規定が主で、ずいぶん立法に骨を折られたと思うのですが、しかし、結果から言いますとおおむね非常によくできていると思うのです。そうして、あなたの説明も非常に詳しい研究なさったでしょう、よくわかりました。で、二、三だけ伺って質疑を終わりますが、その一つは、先ほどの説明のときに、不則の穴ができた場合は、それは国が負担する。で、この国家公務員共済組合法の

適用者の中には、地方公務員の一部も入っているわけで、その地方公務員の支給に際して穴ができた部分は、これは地方で負担する、こういう御説明がありました。が、その地方の負担分というのは、地方財政の中から持ち出しになるのか、あるいは自治庁の平衡交付金その他で、間接的には国が負担するところ、あるいは形になるのか、並びにその地方が負担増になる金額というものは、なかなか数字ははかりがたいと思えますが、おおよそどれくらいになると踏まれているのか、お答えいただけますか。

○政府委員(岸本晋君) 地方公共団体の追加費用の負担は、地方財政計画の上において、地方の財政支出の面で見られるわけであります。もろもろの財政の支出がございまして、その中の一項目として、この追加費用が当然出て参るわけであります。金額といたしましては、ごく概算でございますが、初年度において、つまり三十四年度において約二億と計算いたしております。

○矢嶋三義君 この経過措置に当っては、既得権と期待権を非常にうまく尊重して書かれておられるように思います。もう一ぺん私は説明を承わりたいのは、退職年金の若年停止のさきの説明のところ、ちょっと理解いたしかねましたので、もう一回そのところを説明していただきたいと思います。

○政府委員(岸本晋君) 退職年金の若年停止の規定でございますが、これは第十五条にございまして、これはこういうことでございまして、過去の恩給法上の公務員、つまり新制度に切りかわった人間が、過去の恩給法上の公務員の期間が約五年であったという場合に

には、その五年以上、五年以上であった人間について、この若年停止の経過措置があるわけであります。この五年以上の経過期間につきましては、恩給法上の支給率で新退職年金を計算いたします。その計算された金額につきましては、五十五歳にならない前、つまり四十五歳であってもその半分は支給する、五十五歳まではその七割を支給するということになっておられるわけでございまして。

○矢嶋三義君 了承しました。非常に合理的です。

最後に伺いたいのは、衆議院からこれは修正して送られてきているわけですが、その修正事項のうちの二十八条の修正部分について、もう一度説明していただきたい。

○政府委員(岸本晋君) 新制度の遺族年金は、組合員の期間十年以上で死亡した者に支給するというところに相なっております。その新制度施行後、組合員期間十年の計算につきまして、政府原案におきましては、新制度施行後十年勤務した者ということになっておりました。しかしこれは、すでに過去において、新制度施行前に、公務員として勤めた期間を持っておられる方が大数でありますので、過去の期間も含めて、十年以上をもって年金が支給できるといふように修正に相なつたわけであります。

○矢嶋三義君 その継続する以前の身分というものは、恩給公務員でも、給与法による共済組合の組合員でも、どちらでもよろしい、こういうことなんですね。

○政府委員(岸本晋君) さようでございまして。

○委員長(藤田進君) 他に御発言もなければ、これにて質疑を終局することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤田進君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案全部を議題に供します。本案を衆議院送付の原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(藤田進君) 全会一致と認めます。よって、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長の口頭報告の内容、その他自後の手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

それから、報告書に付する多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

大谷藤之助 松岡 平市
上原 正吉 劍木 幸弘
中野 文門 増原 恵吉
松村 秀逸 伊藤 頼道

田畑 金光 矢嶋 三義
島村 軍次 八木 幸吉
大谷 賛雄 後藤 義隆
平島 敏夫 森中 守義

○委員長(藤田進君) 次に、防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑を続行いたします。御質疑のある方は、順次、御発言を願います。

○伊藤道雄君 公務死に關連して長官及び担当局長に若干伺いたいと思ひます。陸上自衛隊の島松駐屯地の部隊に所屬して昭和三十一年九月十七日に死亡した広島県の高田郡白木町秋山の出身である故陸士長の柳天壽君の遺族から、先般、公務死の認定申請に對して、いろいろお願いしておるわけでありましたが、当局にあまり誠意がないために、いまだにこの問題は解決してない、そこで、遺族の方々や、地元の数多くの方々が、何とかこの真相を究明して一日も早く解決してほしいと、そういう要望が強いわけです。こういう強い要望に基いて、このような資料をもとにして二、三伺ひしたいのですが、自衛隊員においては、御承知のように、任務の性質上、一般の公務員とは違って、いろいろ病氣休暇とか、あるいは診察を受ける際など、いろいろと自由の拘束もあると思う。そこで、自衛隊法施行規則の第四十八條にそういうことが見えておるわけですが、医官の証明が必要でありますし、また、長官の定める所屬長の認定が必要である。こういうようなことがうたわれておるわけですが、そこで、医官の証明と所屬長のそのときの状況

判断によつて、特定の日か、あるいは休養の時間が与えられる、そういう状況下に起きた問題だと思ひますが、問題は、本人が九月十四日の朝、頭痛を訴えて医官に診察を求めた、普通であるならば、診察を求めて来たわけですから、当然、医官が診察をして、その結果、これに該当する薬を与えて休養をとらせる、これが常道であろうと思ひます。ところが驚いたことには、この時の情勢を伺いますと、全然その医官が診察をしない、頭痛を訴えて来たので、おそらくかぜだろうと思ひたので、かぜ薬を与えて帰した、ここに悲劇の第一の問題があると思ひます。診察をしないで薬を与えているという点が問題点の一つだろうと思ひます。それから、そういう患者に對して午後から勤務させたということ、休養をとらせないで、すぐ午後からの訓練に参加させた、そこに第二の問題があると思うわけです。こういうような点についてどのようになっているか、一つこの点を明確にしたいと思ひます。

○國務大臣(津島壽一君) ただいまの御指摘の事項については、実は私のところへは報告を受けておらぬのでございしますが、政府委員が見えておりますから、あるいはその方へも報告がないかも知れませんが、委員長のお許しを得まして、一応、政府委員の方で答弁をさせていただきます。

○政府委員(山本幸雄君) ただいまの具体的な事案につきましては、実は私もその方も、いまだ報告を読んでおらないので、御指摘のごとく、この病氣休暇の場合は、医師の証明によりまして、所屬長が最小限度必要と認める

日、あるいは時間の休暇を与えるという建前になっておるのでございまして、ただいまの場合も、やはり医師が診断をして、きょうな休暇を与えるというものがほんとうであつたと思ひます。今のお話を承りますと、診断をせずに投薬をしたというやうなことでございしますが、原則としては、きょうなことはないはずであると思ひます。具体的事例を承知いたしておりましたので、抽象的なお答えしかできないのを残念と思ひます。

○伊藤道雄君 この要請による資料をつぶさに見ますと、こういうことがまた問題だと思ひますが、勤務を終えた十四日の晩から悪化したわけですが、医官もこのことについては遺族に語っておるというわけですね。十四日の晩から悪化したということについては、医官もはっきりとそのことを確認しておる。そのとき診察したのかどうかというところが、一点まだ不明瞭なのですが、これはまさしく、そのときの情勢から過勞であるということとを併断しておるわけですが、その遺族なり、また地元の方々には、そこでそのときの状況について、一つ、はっきりさしていただきたいと思ひます。

○國務大臣(津島壽一君) ただいま政府委員からもお答え申しましたように、そのことについての報告が、本庁の方へ參つておらぬようございします。しかし御指摘の点はまことに重要なことでございします。さっそく取り調べることにいたします。

○伊藤道雄君 いまだに本庁の方へそういう報告が来ないというところについては、これはまあずいぶん前の話であるので、はなはだ遺憾だと思ひます

すが、そこで、こういう要點々々について、かいつまんで要請申し上げますので、このことをよく御記憶にとどめていただいて、早急に一つ調査を願いたいと思ひますが、さらに要點について申し上げたいと思ひます。そこで十五、十六日とこの二日間については、病名がはっきりしないので、おそらく風邪であろうという判断のもとに、いわゆる風邪に對する対症療法をしておつたということ、そこで、結局その間の扱いについては、まことに粗雑であつたというそしりは免かれなかつたと思ひますが、こういう点については、この問題に限つたことでありませうので、この点に對する御見解を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(津島壽一君) 診断後に對して病名が十分わからないので、風邪に對する対症療法をやつた、こういうことでございします。その点についても今具体的に報告がございせんので、どういふやうな対症療法をしたかということが、はっきりわからぬわけでございます。いづれにいたしましても、これは全体の問題でございしますが、この今日の自衛隊においては最も医官の不足を感じておるわけでありまして、これは何とか十分な措置を講じなくちゃいかぬと、こういうことでございまして、御審議中の防衛庁設置法の中にも、この医官部面については十分な対策を講じよう、また、その他の医療の資材等についても十分な措置を講じようというわけ、本庁に衛生局を置くというやうなこともございします。従つて、今の事案についてどうだということ、これは十分調査いたします。至急に調査いたします。しかし、われわれはこ

の問題についてのみならず、全体の自衛隊の保健衛生ということについては、今後非常な対策を講じたい、こういうことで、今回の法律案にもそのことが規定されている、こういう次第でございします。

○委員長(藤田進君) ただいまの点は、全然知らぬということですが、北海道現地部隊でも問題になり、すでに東京の幕僚長のところまできて、自由民主党の某代議士もこれに關係して、相当問題になっている事件なんです。姿死しているというので、果してそれが病死なのか、その他の原因なのかという、死因に遺族としては問題にされて、相当広範に訴えられている問題であります。いろいろな自衛隊に關する投書などは、相当私の手元にきております。きておりますが、そういうものはそれとして、現実の名を乗つて出られて、しかも自衛隊の内部における諸般のことが訴えられてきている問題を、伊藤委員が質疑をしているのでありまして、これはわが国自衛隊全般に關連を持つ問題でありますから、やはりこの際明確に、また明朗にあなたの方の考えなり、今後の方針を示される必要があらうと思ひます。

○國務大臣(津島壽一君) はなはだ遺憾でございしますが、私のところへはその報告がなく、また、ほかの方面からの申し出に接しておらなかつた、これははなはだ遺憾なことではございします。隊員の保健の關係においては、從來においても十分の注意を払つて参つたわけではございしますが、なお足らざるどころが多いと思ひます。その意味におきましては、医療対策、また保健衛生の

関係において、昨春秋以来いろいろ対策についても検討をいたして、今回の法案においても、先ほど申し上げましたように、衛生局を置きまして、基本的な政策はもちろん、その他の部面において十分の対策を講じたい、こういう次第でございまして、ただいまの案件について私のところに報告が出てないというところは、これは手続上の誤まりがあったかも知れません。委員長指名のように、陸幕というか、陸の方では聞いてることであろうと想像しますが、まだその報告を長官としては承わっていない、こういうわけであり

○伊藤道君 ただいま委員長からも指摘がありました通り、長官はしばしば知らない、存じないということとございまして、実は、ここに御出席になつて現加藤防衛局長も存じているはずで、また、駐屯司令部、幕僚長もこのことについては、これは最後に申し上げるつもりでございましたけれども、書面上で非公務死ということと判定しているわけですから、にもかかわらず、関係者が同席しておいて、なおかつ知らない、存ぜぬで答えないというところは、きわめて遺憾だと思つたのですが、加藤防衛局長にお伺いしたいと思つた。

○政府委員(加藤陽三君) この事件を私も確かに話を聞いたことがございまして、ただ、具体的な事件は覚えておりませんので、御本人の御両親でございまして、どなたから手紙をいただきまして、私といたしましては、正式に、異議があるならば、異議があるような方法で申し出をされたらよろうというところをお話したような記憶がござい

ます。

○委員長(藤田進君) どうして、知っているのに今まで長官は知らない、人事局長も知らないということはどうなんでしょうか。政府委員でござつたのに、今ようやく思ひましたということですか。

○政府委員(加藤陽三君) 私は昨年の八月に防衛局長にかかりましたので、現在の主任の局長が御答弁なさるものと思つておりました。

○伊藤道君 今も重ねて申し上げましたように、防衛庁にこういうことが入っていないというのではないと思つたのです。その責任ののれ言實には非常に憤激を感じるわけですが、そういうような状況なので、このときの状況についても、こういう重要犯罪に対して、いろいろ粗雑な扱いがあつたというところは、数多くの陳情の書面の中にありありと見えておるわけです。そういう点、まことに遺憾だと思つたのです。たとえば、この場合でも、本人が臨終というその間際、医官が一人も付き添つていなかったというやうなところ、看護婦に呼ばれて初めてかけつけたというやうなところ、で、簡単に心臓麻痺である、そういうやうなことで片づけておるわけですね、こういう点については、まことに遺憾と言わなければならぬわけですね。こういう点をしっかりと覚えておきたいと思つたのですが、加藤防衛局長は、そのとき的情勢はかすかに覚えておるという程度なんですか。

○政府委員(加藤陽三君) 私その程度でございまして、防衛庁内の扱いといたしまして、それぞれの権限の委任がございまして、そこで、今の場合はた

しか陸上幕僚長の権限で認定をすべきものであつたように思つたのでござい

す。私のところには直接に、先ほど申し上げましたところ、御本人の御父兄の方

だつたと思つたが、お手紙が参りましたので、正当の筋で扱うようにとい

うことを私は申しした記憶がござい

ます。

○伊藤道君 先ほど申し上げたやうに、発病は十四日であつたわけ

で、そこで、診察を請うに行つたが診断はしてくれなかつた。おそらくかぜであ

らうということ、かぜ薬だけもらつた。しかも休養がもらえないので、午

後、訓練に参加して、その夜から発病した、そういう経過なんです。ところが、まことに不可解にも、この療養

経過報告書によりまして、十四日にはすでに発病しておるこの病状が、十五日の

初診となつておるということ、これはまことに不可解だと思つたのです。その

ときの情勢を知らないとしても、これは書面で見ても、十四日にすでに発病

して薬をもらつておる。それをこの経過報告書には、十五日の初診になつて

おるという点、これはもうまことに不可解な問題だと思つたわけです。なお、そのときの状況を見ますと、直接、直

属上官である中隊長から、この点につ

いては十分事情を知つておるわけ

で、この点について公務死の上申を

しておるわけですね、この一番事情を知つておる直屬上官から、公務

死であるという上申がなされておるに

もかわらず、そういうものを無視して非公務死と判定した。これはまこと

に不可解だと思つたのです。この点は特に重大な問題であるので、長官のお考

えを伺いたいと思つたのです。

○國務大臣(津島壽一君) 診察の点、

またその報告、またこれが公務死で

あるべきものが非公務死になつてお

る、こういうやうな御指摘でござい

ます。もし何らかの手続にそこがあ

り、取り扱いにおいて妥当に責任を問

がなければ、これは私は非常に責任を問

わなくちゃならぬ、ただ、ただいま申

上げましたやうに、具体的に事実につ

いて私は至急報告を徴したいと思つ

ております。お説の点はまことにこ

もつともなことであり、また、私とし

て

もはなはだ遺憾に存するわけであり

ます。ただ、重ねて申し上げますが、

至急に調査をいたしまして適当な措置

を講じたいと、こう存する次第でござ

います。

○伊藤道君 重ねて申し上げますよ

うに、この療養経過、死亡診断書、こ

ういうところから医学上最善を尽した

のだと、こういうふうな言われておる

わけ

で、すけれども、その当時の状況から

推して、結局、公務遂行のための公

務死であつたということが断定される

と思つたのです。そこで今、長官から所

信の表明がありましたから、その点につ

いては追及いたしませんけれども、こ

の点については、早急に現地に調査員

を差出して緊急緊密な調査を要請し

たいと思つたが、この点重ねて確答

を

いたしたいと思います。

○國務大臣(津島壽一君) その点につ

きまして、昇進の事情がどの条項に

該当し、実行されたかという問題もあ

わせて、先ほどの調査において綿密に

取り調べたい、こう思つた。

○森中守義君 私は先般、防衛庁長官

に御質問を申し上げた中で、どうして

も理解できない点が二、三ありますの

で、

ごく簡単に御質問を申し上げま

す。それは、わが国の防衛計画は大体

何年目ぐらいに自立態勢ができるの

か、

そのこと理由がはつきりすると思つ

た、おのずからはつきりすると思つ

た、この点をはつきりしようか。

○國務大臣(津島壽一君) その点につ

きまして、昇進の事情がどの条項に

か、こういう御質問を申し上げましたときに、なかなかそのことは客観的な諸情勢によって明確でない、こういう御答弁がありました。しかし、大事なことは、国情を無視するような軍備の強化はしない、これは私も承知できるのであります。しかしながら、客観的な諸情勢というのをたてにして、無制限に毎年一万余千名ずつの自衛隊員の増加があつてみたり、あるいはまた新兵器が次から次に保有されて行くというようなことは、将来にわたつて危険があります。そこでお尋ねしたい点は、安全保障条約の中で、明らかにアメリカとしては日本の自立的な防衛体制の確立を漸進的に期待をする、こういう条文があります。それで、一体今から何年目ぐらいに完全な自立態勢を計画されるつもりであるのか、この点を、やはり防衛には限界があるはずでありますから、正確に御答弁をいただきたい。これが第一点であります。

それともう一つ、ただいまの安全保障条約の中でうたわれているのが国のいわゆる自立態勢ということ、うらはらはなす言葉として、あるいは状態として、最近うかがわれるのは、明らかに日米共同防衛体制、こういうことが言われて参りました。これは安全保障条約を明らかに逸脱をした行爲だ。逸脱をした防衛体制であろうと思ふのです。そういうことになりまして、自立態勢、さらに共同防衛体制という相互の矛盾点に対して、防衛庁長官はどのようにお考えであるか、この二つの点をまず第一に明らかにしたいと思ふ。

○国務大臣(津島義一君) 第一点は、今日の防衛力整備目標というのが、国防

会議で決定いたしましたして、これは昭和三十七年度にできるわけでございます。三十五年度にできるものもあるし、三十七年度に完成すると、こういう目標でございます。この目標は、とにかくわが国の国力、国防上に相応して、最小限度の自衛体制の根幹を作つて行こうと、こういうわけで、逐次これが漸増の形態をもつて、今その第一年度に相なつたわけでございます。これが三十七年度までに及ぶわけでございます。その後においてどうなるか、あるいはどの程度まで行くのかという問題は、これは結局わが国の国情を無視することでもできない、また、国力、民生安定ということと調和をとり、財政の許す限度において最小限度の自衛体制を作ろうという、この基本方針を変えろということはないわけでございます。大体の目標といたしまして、これは国民所得の約二割見当というものはこさないというぐらゐな、つまり一つの何というか、目安もあるわけでございます。しかし、実際に兵の数とか、あるいは艦のトン数とか、飛行機の数とかいったものは、これは今のところ、三十七年度以降にわたつて、どういふことをするかということについての具体的案を持つておらぬわけでございます。これは一にこの国際情勢、その他の状態、先ほど申しました国内の問題は当然でございます。外交面とも関係があるわけでありまして、こういう問題はまだ確定したわけございませんで、今後、この漸増の計画の遂行の状態に応じて、今申しましたような国防の基本方針によつて、これから研究をいたしたいということでございます。いかなる場合に

おいても、先ほど申しました基本的な方針というものは、ここにその確立したものに順応してやろう、こういう方針でございます。

○森中守義君 防衛体制との矛盾。

○国務大臣(津島義一君) 次に、第二点の日米共同防衛ということは、結局、日米安保条約によつて表われたる事柄を指して言うのでございます。しかし、この条約は、第一条に示すごとく、日本において外国からの侵略等があつて、また、内地に騒擾があると、日本に對して、アメリカ駐留軍がこれに對して、日本の要請に応じ、日本の安全をはかるということに寄与しようというわけでございます。その意味において、これを共同防衛という言葉で表わすのが適當であるかどうかはわかりませんが、一般的に日米共同防衛と言つては、共同措置をとるといふことは、これは行政協定の二十四条にございまして、いわゆる外国からの武力行使、侵略があつた場合に、どういふような処置を講ずるかについては、二十四条において、日米両国政府において協議をしよう、それは共同行為をとる、措置をとる、また、第一一条の目的を達成するようなために、共同措置の協議をするということになつております。わが国は、米國側に對する不正な侵略というものに対しては、自衛隊がこれに對して共同の防衛というものに當るといふことではない建前でございます。すなわち、わが国の急迫不正の侵害に對して、どういふ措置をとるかというところに、共同措置という言葉が行政協定二十四条において出ておる、こういうふうなものであると、こう私は了解いたしてお

ります。

○森中守義君 大へん深更に及んでいまして、お疲れたので、ちょっと私の質問が判断できなかったのじゃないかと申すのですが、後段はそういうことを聞いているのじゃないのです。なほ共同防衛の意味合いというものは、そういうことでしよう。しかし私が承わっているのは、日本の防衛の状態を聞いておる。よろしうございませうか。安全保障条約では、アメリカは日本に對して、自衛は自前になるということとを期待しておる。ちゃんとそういうことがあります。ここに、自前になりなさい、漸進的に軍備を持たないやう、いわゆる侵略をしなければならぬやうな、そういう武器を持たない方向で自前になれ、実にむづかしい意味合ひであります。そういう意味なんです。だから、自前になれということとを期待しておるが、共同防衛をしようというところは、すでに安全を保障するの精神を逸脱しているのではないかと、これが私の質問の主要点なんです。もう一回正確にお答え下さい。自前と共同という混淆された現下の情勢というものはどういふことかと、こういうことを聞いておるのです。

○国務大臣(津島義一君) 安保条約の前文に示してある点を御指摘のことと思ひます。これは言葉の上において、日本が直接間接の侵略に對して、自国の防衛というものを今後漸増していくといふことを、そういう責任を負うことを期待していると、こういうわけでございます。でありますから、将来の情勢いかによつて、かりにわが国が自分の国力相応のもので一人前となつて、一国によつて自分の国

の防衛を達成できると、こういったことを期待するという文句ではないのでございませう。従つて、第四条の規定のごときも、これは適當なる集團安全保障のやうなものができるといふことも期待されておるといふこともあるわけでございます。現実の問題として、わが國一國で、今言つたやうな国力において絶対に、その安全保障によらないで守つていけるということを、その程度の防衛計画をやるということは安保条約においては私は約束してない、と、こう思つております。

○森中守義君 ますます複雑になりましたね。この最後の個々のあるいは集團的という意味は、もうすでにこの安全保障条約で集團的なものを作ろうと、こういうものじゃないのです。だから、この安全保障条約の精神というものは、自前になるということがこれはやはり第一義的なんです。だから共同防衛体制ということが新しい問題として発展した今日に於ては、すでにこの条文は日本とアメリカとの間に於いて、新しい共同防衛の条約を新しく作らなければ、今、長官のお答えになつたやうな意味合ひにはならないと私は思ふのです。それが第一点と、それと前段の御説明で、三十七年度という年次の目標を置いておいて、前段に立つた防衛計画にやありませんか。○国務大臣(津島義一君) 三十五年ないし三十七年度で終るこの防衛力整備目標が、その完成の暁においては、何ら他國の力を借りずして、日本の自衛隊によつてわが國を完全に守り得るものである、従つて安全保障の条約も要

らない、また、國連の集團安全保障の力にもよらず自立できるものだ、そういった意味の目標ではないのでございます。また、それでできる場合もあり得るでしょう、國際情勢の変化においては、その点は一にその当時における國際情勢、外交上の状態といったようなものを合せ考へて、特に判断されるべき問題だと思っております。

○森中守義君 それでは三十七年までに自前にならないということであれば、先刻申し上げた共同防衛ということとは安全保障条約にはありません。だから三十七年までに自前でないといふれば、共同防衛についての条約といふものが締結されなければ、この安保条約のワケ内にはないのですから、おかしいということにはなりません。

○國務大臣(津島壽一君) 安保条約の建前においては、わが國の防衛力整備目標達成の暁は、この条約といふものが効力を失ふといったような意味はないのでございまして、そのときの状態いかんによつては、これはもちろん安保条約といふものの力によつて、わが國の防衛といふものを全うして行くという場合もあり得るわけでございます。それはそのときの事情によることであると思ふのでありまして、必ずしも第一次整備目標といふものによつて、わが國は一国によつてわが國を守れるという体制が必ずできるということとを今日申し上げるということは、これは時期尚早ではなからうかと思ふのです。

○森中守義君 今の答弁にはいづれも了承できませんし、長官の言われること自体にも大きな矛盾があります。しかし、これは後日再びこのことについて

ては質問を展開したいと思ひますし、また、私のあとに御質問される同僚議員の關係があるようでありますから、今のことはそれでとりあえず打ち切りますが、もう一点、最後にお尋ねいたしますが、今回の数日間における質問に対して、しきりに局地戦といふことを長官あるいは總理がお答えになりました。それで、局地戦の可能性があるかないかという問題が一つあります。今想定し得る具体的事實はどういうものか。それと最も身近な問題として、日韓交渉は依然として停頓状態にある。これがいつ完結するかの方向に向うかは國民ひとしく憂慮いたしております。そういう日韓兩國間の交渉といふものがデッド・ロックに乗り上げてしまつて、いわんや韓國が自國の領土であるとする竹島に対して、主權の回復は軍事力に、軍事行動に訴へたような場合に、長官としてはどういう措置をおとりになるつもりですか、自衛隊を出動させられるおつもりであるか。

○國務大臣(津島壽一君) 局地戦といふことを申しましたことは事實でございます。しかし、それは今後起るべき非常事態、そういうものが世界の全面的戦争といったような様相を呈するか、またはそれに至らないまでも、地域的なもの、部分的なものである、そういうことになるか、これには各國の軍事家、各國の軍事当局においていろいろな観測はあるわけでございます。しかしながら、今日の多くの方の見方は、今のようなICBMとか、そういうような原子爆弾等を全面的に使用してのいわゆる全面戦争ということになる公算は非常に少い。これは手

詰まりの状況である。人類の滅亡である。こういう観点から、これに対しては公算が少い、また、そうせなくちゃならぬといふところに、世界の世論といふものが、今日のかくのごとき力をもつて巨頭會議その他の具体的な施策を要請している、こういう事態でございます。しかしながら、それならば、それといつて、この局地的に起るような戦争、またその使うべき兵器といふものは、こういった原子爆弾でなくとも、あるいは小型の核兵器もあれば、また、いろいろな新式の兵器もある、こういうような事態も想像される。すなわち、局地戦争はあり得ないという断定は今日は何人もなく、むしろその公算の方がより多いという見方をしておる、従つて、そういった場合に対処しても、一國の防衛上の準備といふものが必要である、こういう観点から、今日までそういったことを申し上げた次第でございます。その場合において、第二の質問だと思ひますが、わが國の自衛隊のいわゆる実力行動と申しますか、防衛出動といふものは、わが國を直接に侵略すると、こういった場合に対して、自國を防衛するといふだけの任務を持つておる防衛出動、また國內におけるいろいろな治安の關係での出動もございまして、そういったような意味において、自衛隊の存在といふものの使命と任務をはつきりと自衛隊法に書いてあるわけですから、この範圍以外は実力行使といふものは絶対にいたさない、こう申し上げておる次第でございます。

○森中守義君 ちょっと答へが出ておりません、具体的に長官、日韓交渉が行き詰つてしまつて、竹島の主權回復を軍事行動に訴へて韓國が来た場合に、防衛としてはどうなさるのか、これの答へが出ておりません。

○國務大臣(津島壽一君) そういつたような具体的な事例については、今、今日ここで申し上げることはいかかかと思ひます。その場合において、この自衛隊法その他に照して防衛出動をする必要ありやないやというところは、慎重に検討しなければならぬと思ひます。

○田畑金光君 一、二の点について具体的に御尋ねいたしますが、今回のこの法律案によりまして、防衛庁長官が相當と認める場合には、友好諸國との親善關係を増進する目的のために外國人を防衛大學校に入れて教育をする、こういうことになっておりますが、具体的にどういふ國の學生をわが國の防衛大學校に入れて教育をなされようとしておられるのか、そういう外國等から申し入れがあったのかどうか、さらに、こういう場合に費用はどういうことになるのか、たとえば日本はコロムボ・プランに入つておりますが、技術者をわが國から向うに派遣する、東南アジア諸國に派遣する、あるいはまた研修生をわが國に招いて、わが國において教育をして帰してあげる、こういうようなこと等がありますが、そういうような計画等との關係において教育をなされようとするのであるか、さらに親善關係を増進するといふお話であります、こういうような形の軍事教育を施し、こういうことによつて親善關係を増進するといふ見方でありまして、それはどういふ角度からそういうような考え方を持っておられるのか、

これを承わつておきたいと思ひます。

○國務大臣(津島壽一君) 防衛大學に、外國の希望ある場合に留學生として入学を許可する方法を、道を開きたいといふのがこの規定の目的でございます。しかしして實際の問題として、その希望を政府を通じて、外交のルート等によりまして、その希望が出た場合に、これを慎重に検討いたして、それはその必要があると思ひ、また、それが兩國間の親善の上にも貢獻するだろうといふことの十分な判定をした上で、これを受け入れた。なお經費については本人の場合もあるかもしれないが、本邦側の負担ではなくて、先方側の自弁という建前であります。これが親善關係においてどういふ影響があるかといふことでございまして、これは一般抽象的の問題でございまして、自分たちの修養、訓練に資するということからして、これに対する期待を持ってやるといふことから、兩國の外交關係においても、親善關係を増進するといふような場合に、これを認めたい、こういうことでございます。

○田畑金光君 具体的に東南アジアの國々等から、日本の防衛大學に一つ教育をしてくれぬかと、こういう申し入れ等がありましたのかどうか。

それからもう一つ関連してお伺ひしたいのは、二、三年前だったと思ひますが、仙合の米軍の駐留軍の中におきまして、やはり台湾でありましたか、兵隊を呼んで教育をしていたような事實があったわけで、これも当内閣委員会等ではいろいろ論議された問題でありますが、アメリカの駐留軍等に

きまして、友邦諸国と申しますか、東南アジアの国々等の兵隊等々を呼んで入れて、教育をしておる事案が現在もなおあるのかどうか。

○国務大臣(津島壽一君) 第一の御質問は、この制度の適用方を希望する国ありやというのでありますが、これはまだ正式にはございません。ただ今日までタイまたはビルマ等で、もしこういう制度ができれば、留学をしたいという者があるということの非公公式の語は承わっております。それから駐留米軍において、この東南アジア等の外国の隊員と申しますか、そういったものを、訓練のためにこちらによこしておるのを受け入れておる事実ありやというのでありますが、現在これはございません。

○田畑金光君 MSA協定に基きまして、この第七條に規定いたしておりますが、この軍事顧問団がわが国に派遣されておるわけでありまして。昭和三十一年から三十一年、三十二年、三十三年、派遣された軍事顧問団の数は、昨年、昭和三十三年度はかえって三十年、三十一年度よりもふえておるわけです。増加しておるわけでありまして。軍事顧問団の役割というものは、先ほども申し上げたように、MSA協定で明確に規定いたしておりますが、なお、これを今後とも必要とするのかどうか。これは条約上必要だということになってきますと、そうでありますが、しかし軍事技術の面とか、あるいはこの日本におけるアメリカの供与した兵器の運用についての監察とか、いろいろ任務があるが、これは今後とも尊重するののかどうか、昭和三十三年度にはどの程度にこの数がなっていくのか、

さらに軍事顧問団については再検討する時期が来るのじゃないかと、こうも考えられますが、どういう工合に政府としては処理されておるのか。

○国務大臣(津島壽一君) 軍事顧問団の米國側の人数はだんだん減つております。三十三年度においては、三十二年よりは約百人ぐらゐ減る予定でございます。これは政府の關係でございまして。やはり経費においても六億圓が今年度は五億圓に減るという漸減の形をとっております。なおその必要有無につきましては、このMDAPと申しますか、供与物資もむしろ三十二年度よりも三十三年度において増加を見ておるというわけでございます。これは防衛力整備目標の達成に關連をして、各種の援助物資というものが、また新しいものが供与されるということを期待し、また、これが執行に當るといふことに相なっておりますのであります。ここ當分の顧問団の必要といふことは、これは避けがたいことだと思つております。

○矢嶋三義君 時間がないので、簡単に伺いますから、明快な答えをお願いします。

まず第一番に、安保条約第一條の「日本国内及びその附近」という言葉と、行政協定二十四條の「日本区域」という言葉と、それから安保委員会の附項にある「日本における」というこの言葉、この三つは相違があるのかないのか、あるならば、どういふふうにあるのか明確にお答え願います。

は、日本の領土内のみならず、その周辺海域等を含んだことを言つております。なおまた行政協定二十四條、これもこの安保条約の一條を受けた場合でございまして。なお、日米安保委員会における「日本における」といふこと、米軍の配置並びに使用といつたような問題、駐留軍は大体、常時日本の領域内に駐留されておるといふ關係から、この言葉は狭い意味になるかも知れませんが、しかしながら、この安保委員会の協議事項は、こういうことも含めて、あらゆる安保条約から生ずる諸問題を協議するといふことでありますから、委員会の任務としては、あらゆる安保条約から生ずるところの問題についての協議といふことでありますから、その協議事項といふものは拘束を受けない、こういうふうに思ひます。

○矢嶋三義君 それでは具体的に、「日本国内及びその附近」といふことと、「日本区域」といふことと、それから「日本における」といふ三つの言葉の中に、何れが中に入つていないか、こういうふうに入つていないか、こういうふうに入つていないか、

○国務大臣(津島壽一君) 一応この安保条約の關係におきましては、日本国内とその周辺といふこととございまして、沖縄は入つていないといふこととでございます。ただし、将来の問題は別でございます。

○矢嶋三義君 最初言つたのは入っていないのですか。

○国務大臣(津島壽一君) 入っていないです。

○矢嶋三義君 それじゃ、入っていないといふことだけ聞いておきます。

次に承りますが、第二次世界大戦に大敗北を喫したわけですが、これは

何といつても軍部が政治に介入してきたこと、それから星といかりの内部抗争が激しかったこと、これが私は大きな原因になつておると思うのです。そこで、今後の自衛隊は、ことに防衛庁の内部部局等は、あくまでもせびろがこれを支配して行くべきであつて、制服とせびろとの關係は十分心しなければならぬと思ひますが、防衛庁長官はこういう心組で臨んでおられるかといふことと、それから私は、最近のこの防衛の事項といふものは非常に複雑になり、また専門的になつて参つたの

でございますが、政党内閣のもとに政務所属の防衛庁長官が、ひどい場合には半年ごとに、長くても一年ごとにくるくるとかわつておりますが、多額の國費を使用しているだけに、このことは相當私は問題だと思ふ。防衛庁長官になつて、一通りのみ込むのは大へんだことだと思ふのです。ようやくのみ込んだところは更迭しなければならぬといふことが過去の實態でございます。そこで、伺いたいことは、あなたは現在、防衛庁長官でありますが、防衛庁長官がくるくるかわることがいいかどうか、あなた自身のことじゃなくして、一般論として。それから私は、防衛庁長官は政党内閣に所属してない人が防衛庁長官になることが適當ではないか、こういう見解を持っておりますが、お答え願ひたいと思ひます。

○国務大臣(津島壽一君) 第一点の、制服以外の、いわゆるシビリアン・コントロールといふことが、文官が防衛の責任者となつて制服を纏御していくといふことがいいのではないか、これは私は全然賛成でございます。現在に於いても陸、海、空幕僚長は長官の補助機関となつております。そういった意味において、現在の制度は非常に私は尊重され、また、これを維持せなければならぬものと確信いたしております。なお、防衛庁長官の更迭はいいか悪いかという問題ですが、これは政局が安定して、また、長くその地位にあるといふことが、あらゆる点においていいといふことは、一般論としては申し上げることはできると思ひます。なお、政党内閣の者がいいか、政党内閣の者がいいか、これは国会政治、政党内閣の世においては、シビリアン・コントロール、やはり政党内閣が長官になるのが私は適當な制度である、こう思つております。

○矢嶋三義君 現在のわが国の政党内閣から若干問題があると思ふのですが、時間がございませぬから質問を続けます。防衛大学について承りたいのです。防衛大学の定員は五百二十人となつて、陸海空のそれぞれの学生は、時間がないから数字を申し上げませんが、相當の差の比率となつております。で、この五百三十人のトータルと、それから陸海空それぞれの学生の比率は、いわゆる陸上十八万人、海上十二万四千トン、空千三百機という、この五カ年計画に基くものかどうかといふことと、それから時間がないから、あわせて承りますが、防衛大学の学生の出身地別の表を見ますと、九州が断然多くて、東北がきつめて少い。果によりますと、一名も入学資格者がないといふように、非常に地域的にアンバランスになつておりますが、これはどういふところに原因があるのか、防衛庁としては、防衛大学生の採用に當つて、どういふ対策を講じてお

は、日本の領土内のみならず、その周辺海域等を含んだことを言つております。なおまた行政協定二十四條、これもこの安保条約の一條を受けた場合でございまして。なお、日米安保委員会における「日本における」といふこと、米軍の配置並びに使用といつたような問題、駐留軍は大体、常時日本の領域内に駐留されておるといふ關係から、この言葉は狭い意味になるかも知れませんが、しかしながら、この安保委員会の協議事項は、こういうことも含めて、あらゆる安保条約から生ずる諸問題を協議するといふことでありますから、委員会の任務としては、あらゆる安保条約から生ずるところの問題についての協議といふことでありますから、その協議事項といふものは拘束を受けない、こういうふうに思ひます。

○矢嶋三義君 それでは具体的に、「日本国内及びその附近」といふことと、「日本区域」といふことと、それから「日本における」といふ三つの言葉の中に、何れが中に入つていないか、こういうふうに入つていないか、こういうふうに入つていないか、

○国務大臣(津島壽一君) 一応この安保条約の關係におきましては、日本国内とその周辺といふこととございまして、沖縄は入つていないといふこととでございます。ただし、将来の問題は別でございます。

られるか、あわせてお答え願いたい。

○国務大臣(津島壽一君) この防衛大

学の学生五百三十人と仰せられました

が、これは全体で約二千人あります。

大体五百人は一学年におけるわけでござ

います。それが四学年ございます。

で、一期を五百人としまして、陸に三

百、あるいは海に百、空に百三十とい

うような割合で候補生として卒業する

わけでございます。これは当然に将来

幹部となる者でございます。その数等

は、この防衛整備目標に沿うた空海陸

の幹部の所要数を見込んで大体きてお

る。当人たちの希望は、空等において

も、これは航空自衛隊の幹部になるべ

き将来の定員というものを、所要の人

数を見てその配置をいたしておるわけ

でございまして、まあ要すれば、この

いわゆる防衛の目標と所要の幹部数と

いうものから割り出して、こういった

人数がでておるわけであります。

それから入学者の問題でございます

が、学生の採用されておる者、これは

自衛隊各隊を通じて、学校を言わず、

いろいろ各県によって、その応募採用

の人数が違うわけでございます。九州

は非常に多いのでございます。北海道

は地域は大きい、また人口の少いこ

ともあります。比較的少ない。その他

各県によって、おのおの事情に応じて

これは区々なものでございます。防衛

大学について、ある県は一人もないと

いう御指摘でございしますが、ある年

において、五百人の中に、受験者はあ

る。質疑は繰り返しません。

で、引き続き防衛大学について承

りますが、私は先般の第二期生の卒業

生を、お招きをいただきましたので、

視察して参りました。卒業式に参加し

て見て、確かにこの防衛大学の大部分

の生徒は、しっかりしておりまして、

中には、これは将来役に立つものかな

あと思う者もありましたけれども、お

おむねよろしかった。しかし、私はあ

なたに申し上げたい点は、この約二千

百人ほどおられるわけですが、こうい

う学生の将来のいかんが、わが国の国

防並びに自衛隊のあり方を左右するし、

きわめて影響性が大いだけ、この

教育はよほど気を付けなければならぬ。

私はあなたにこの際苦言を呈してお答

え願いたいのですが、あの卒業式の会

食のときに、私も確かにごちそうにな

りました。あのときに、あなたはあの

学生を前にして、このささやかな祝宴

だ、で、防衛庁はむだづかいをしてい

ないということ、現によくわかつてい

ただただただうというところを、あな

たはあいさつされた。卒業式における

あなたの言われたことは、りっぱであ

った。しかし、あの学生を前にああい

うあいさつをしてはならないと思うの

です。

ということは、防衛大学の学生諸君

は、一人です。年に三十六万一千二

百五十七円、一人一年間に三十六万、

これを国費から負担していることにな

りません。帽子が二つ、それから靴下

四足まで、あらゆる品物が供与されて

いるわけなんです。これだけ国からめ

んどを見てもらっておれば、防衛大

学の学生はよほど自覚をして、しっか

りやってもらわなければならぬと思う

のです。普通の学生はアルバイトをし

て学校に行きながら、あれは、入学式

でも、卒業式でも、両親と一緒にささ

やかな食堂にも行けない学生が多いの

です。ところがあの防衛大学の学生

は、幸福にも父兄の方々と一緒に一堂

に会して、そうして直属上官である

ところのあなたを迎えて、そうして折

弁当をいただけるというところは、これ

は私は非常に幸福なことだと思ふ。そ

ういう学生を前にして、ああいさつを

ことを言うから、アカシヤ会なんでも

のあたりが出てくる。

このアカシヤ会を、私が行ったとき

にも連れて参りましたが、私は防衛大

学の学生だからと言って、ダンスをす

るというようなことをやるべきだと

いうようなことは申しません。しかし

ながら、防衛大学の学生が、かりにク

ラブ活動にいたしまして、学校長の

承認を得て、許可を得て、東京の東京

駅のステーション・ホテルまで、ここ

まで出かけてこられて、そうしてこの

ダンス・パーティをやるといふこと

は、私は行き過ぎだと思ふ。これはや

られるならば横須賀あたりでやられ

ばよろしいと思ふ。東京へ来てやるな

やしないかと思ふのでございしますが、

この際あなたの御所見を承わっておき

たいと思ふのです。

○国務大臣(津島壽一君) ただいまい

ろいろ御懇篤な御注意で、まことにあ

りがとうございました。防衛大学の運

営については、これは非常な私関心を

持っております。お説の点、十分参考

に供しまして、今後よく教育の方針を

一そう健全にいたしたいと思ひます。

〔松岡平市君「議事進行」と述べ〕

○矢嶋三義君 何を言っている、〔松

岡平市君「議事進行」と述べ〕間もなく

終わりますからちょっと……〔議事進

行、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) お静かに願ひ

ます。

○矢嶋三義君 あなたに伺いますが、

私は防衛大学を見て非常に感心したこ

とは、科学時代にふさわしく、理化学の

教育の施設設備が充実しておつて、ま

それに重点を置いていること、それ

にもまして私は感心したことは、先ほ

ど来私が申し上げましたように、旧軍

部は星といかりの対立があった。とこ

ろが、学校で講義を受けるときはもち

ろんのこと、あの寮にお歸りになった

ときも、陸海空の学生が同じ部屋に渾

然と起居をともにしているといふこと

は、私は将来この自衛隊といふもの

は、どうなるか知りませんが、私もど

も反対の立場でございしますが、私もど

のあり方といふものは今後堅持する

べきものだ、その点は私感心したわ

けですが、今後どういふようなお考え

であるか、この際承わっておきたいと

思ふのです。

○国務大臣(津島壽一君) 矢嶋委員の

御感動下す点は、私一そう促進い

たしたいと考えております。

〔松岡平市君「議事進行」と述べ〕

○矢嶋三義君 もう二、三点だから、

ちょっと待ちなさい。〔議事進行〕

「議事は進行しておる」と呼ぶ者あり、

松岡平市君「進行の発言を求めていま

す、私は」と、述べ私が許可を受けて

いる、ちょっと待って……

先般、総理にちょっと伺ひしたこ

とであります、そこで一つだけ掘り

下げて、防衛庁長官に承わりたいのは、

自衛隊法八十三条に基づく災害派遣、特

に自衛隊法百条に基づく土木工事の受託

ですね。これについて先日私は触れま

したように、九州にあれだけの災害が

あつて、国鉄の幹線が二週間以上も不

通になつておるときに、その流された

路線の築造に自衛隊員が使えないとい

うことは、私はまことに残念なことだ

と思ふのです。これは教育の欠陥があ

ると思ふのです。で、今後、九州に限

らず、あるいは四国、近畿地方等、い

つ大洪水で鉄道路線が流されるかもし

れません。これは十分あり得ること

です。そういう場合は自衛隊が出動しま

して、国鉄の保線区の諸君に協力し

て、一刻も早く路線が築造できるよう

に、そういう協力ができるように、私

は訓練すべきではないかといふ具体的

な点を伺ひますとともに、さらに、この自衛

隊法によりまして、国あるいは公共団

体、さらに土地改良区等の要請に基

いて出動できると、半ば公的なもの

だけに協力するように規定されていま

すのは御承知の通り。で、私はあ

い非常災害の場合には、たとえば私鉄等

に対しても、要請があれば、協力して

一刻も早く交通機関が麻痺状態から回

る、ちよいと待って……

先般、総理にちょっと伺ひしたこ

とであります、そこで一つだけ掘り

下げて、防衛庁長官に承わりたいのは、

自衛隊法八十三条に基づく災害派遣、特

に自衛隊法百条に基づく土木工事の受託

ですね。これについて先日私は触れま

したように、九州にあれだけの災害が

あつて、国鉄の幹線が二週間以上も不

通になつておるときに、その流された

路線の築造に自衛隊員が使えないとい

うことは、私はまことに残念なことだ

と思ふのです。これは教育の欠陥があ

ると思ふのです。で、今後、九州に限

らず、あるいは四国、近畿地方等、い

つ大洪水で鉄道路線が流されるかもし

れません。これは十分あり得ること

です。そういう場合は自衛隊が出動しま

して、国鉄の保線区の諸君に協力し

て、一刻も早く路線が築造できるよう

に、そういう協力ができるように、私

は訓練すべきではないかといふ具体的

復できるようにすべきではないか。昨年、私が持っている具体的な資料といふは、長崎県の島原鉄道、これなどは全線六十八日間にわたって交通がとだえております。さらに熊本県の山鹿温泉鉄道、これは私鉄でありませんが、これも四十日間にわたって不通になっております。これがその地域の住民の生活並びに産業経済に及ぼす影響というものは大きいと思うのです。こういう私の鉄道ではありますけれども、何といつても公共性があるわけでありますから、非常災害があった場合には、こういう方面から要請があれば、そのときは自衛隊は出動して協力するということに私はすべきじゃないか、すべきではないか、こういう見解を持つものであります。その訓練の点と、自衛隊法並びにそれに基くところの施行令の一部改正を検討される御用意はないか、承わりたいと思うのです。

○国務大臣(津島義一君) 自衛隊の災害派遣並びにこの土木の事業の施行という問題でございます。これは自衛隊の訓練その他の任務と調節して、できる限りやっているわけでありまして、御指摘の鹿児島方面の鉄道不通の事情については、十分承知いたしません。九州地方におけるあの当時の災害に対しても、延べ約五万五千人の自衛隊を出動したわけでございます。その点から申しまして、自衛隊としてはこの方面には非常に力を入れている。(矢嶋三義君「その点は認める。鉄道の関係」と述べ) 鉄道の、たとえば私鉄等を含んで、(矢嶋三義君「国鉄もそうです」と述べ) 国鉄等についても、これは要請がある場合にどうするかという問題でございます。(矢嶋三義君「役

立たぬ、使えないというんですよ、国鉄当局は。そこを聞いている。」と述べ) 訓練の問題でございます。これは自衛隊というものは、自己の任務についての訓練の一環として、こういうことをやる、土木の場合でございます。そういう建前になっていて、土木そのものを一般的にやるというよりも、施設部隊としての任務の遂行、訓練にもなる、こういう場合が考えられているわけでございます。鉄道の補修等については、技術的にどうであるかという点は、専門家から見れば、あるいは足りないところがあるかとも思いますが、鉄道の問題は、今度の陸上自衛隊の増加に伴って、その方面にも十分の訓練をいたしたい、これに対しては所要の予算をつけた、こう考えている次第でございます。

〔松岡平市君委員長、先ほどからたびたび私が発言を求めておりますと述べ〕

○委員長(藤田進君) どなたにも、まあお許しをいたしております。

今の、答弁漏れがあるのですか。

○矢嶋三義君 今の答弁は、長官に伺いたい点は、私は、災害があったときに、その後国会が終わったときに全部調べた。そうして不慮に思いつて、責任の管理局長に会った。どうして協力を求めないのですかと云ったところが、二週間以上も交通が途絶で困ったけれども、自衛隊さんは加勢していただけない。加勢していただいたら、汽車がひっくり返るかもしれない。ほんとうなんです。局長がそう述べられた、責任者が。だから、御加勢を願わなかった、こういうわけなんです。それではいけないんじゃないか。もち

ろん、自衛隊法三条に規定してあるのは、直接、間接の侵略に対し、これを主にうたっておりますけれども、国の安全を保つとか、必要に応じ公共の秩序の維持に当たるといふことも出ておりますから、こうすると自衛隊の人も上つてくると思いますが、あれだけの災害があつて、自衛隊が使えない。そこからあたりのどぶさらいみたいなことしかできないというのでは、私は施設部隊の使命を果し得ないと思う。また、ささやかなトンネルも掘れない。これは今後戦争があつた場合に、原水爆の攻撃があつた場合、放射能をよけるために臨時に簡単な穴を掘つてもぐるといふことは(笑聲)そこらにたくさん必ずあることです。笑いごとじゃない。だから、そういう装備をするとも、そういう訓練は私はしてやらなくちゃならぬと思ひますが、今の陸上自衛隊の施設部隊にはそういう装備もなければ、またそういう能力もない、訓練をしていないということ、私は確かめていた。こういう点を検討して是正すべきではないか、かような立場で伺っているわけです。

○国務大臣(津島義一君) ただいまの鉄道の専門的の技術がどうであるかという問題は、これはいろいろ見方があつて思ひます。しかし、施設部隊は昔のいわゆる工兵でございます。橋梁の建設、道路の建設、それには特殊な技能を持っております。その他の上にも十分修練したところの技能を持っております。これに各方面から十分には評価されていっていると思ひます。しかし、鉄道部隊というものは持っていない、現在のところは、それについては十分今後検討して、そういう面

にも訓練をいたしたいという考えを持っております、こう申し上げたわけでございます。

〔松岡平市君発言の許可を求む〕

○委員長(藤田進君) 松岡君、何ですか。

○松岡平市君 私はこの際、直ちに質疑を打ち切る。この動議を提出いたします。

〔賛成々々「時間があるじゃないか」「反対々々」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し〕

○委員長(藤田進君) お静かに願ひます。議場で大ぜいで騒然といたしますと、休憩以外にありません。お静かに願ひます。

ただいま松岡君から質疑終局の動議が提出され、賛成の御発言がございまして、よつて、松岡君提出の動議は成立いたしました。

本動議は討論を用いないことになつておりますので、これより直ちに採決に入ります。

松岡君提出の動議に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田進君) 多数と認めます。よつて、松岡君提出の動議は可決されました。

これにて質疑は終局いたしました。それでは、これより本案を一括して討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○矢嶋三義君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました二法案に、断固反対の意思を表明するものであります。まず、内容に入る前に、審議を十分

尽すことができなかったことを遺憾に思ひます。私も本委員会に臨むに当りましては、少くとも数カ月間にわたつてこの内容を研究するとともに、さらに、審議の過程においては、つづきに自衛隊の各部隊を親しく視察し、審議の資料をいたしたい、かように考えておつたわけでございますが、視察はおろか、十分なる質疑を尽くすことができなかったことを、非常に遺憾に思ひます。しかしながら、ただいま質疑打ち切りの採決が行われましたので、まことに遺憾でありますけれども、反対の討論に入る次第でございます。

まず、私も反対する第一の理由は、申すまでもなく、この法案が憲法違反であり憲法をじゅうりんしていることである。憲法をじゅうりんしているというところでございまして。岸内閣の代表者である岸総理大臣は、事あるたびに、法治国民は法律を守らなければならないということを、いたいたす子供にまでさして行つて、いいたすけれども、その岸総理自身が、国家の基本法であるところの憲法を軽視し、じゅうりんしているというところは、きわめて重大なことだと思つてござい

ます。そのじゅうりんしているという理由は、本法審議の過程において、各委員から質疑指摘されましたように、この憲法が制定されました当時は、武力行使ができない、こういうことを担当金森国務大臣は再三にわたつて明確に答弁をいたしておるのでございます。さらに、憲法案審議の段階におきましては、果して自衛隊があるかどうかということも論じられておりました。

う、持たせるということを言明いたしておりますし、さらにその前提といた

しまして、スタンブ大將は、日本の政
府が要望するならば、ナイキ、オネスト

ジョンを供与するということも言明いたしておるわけでございまして、これ

以上の点につきましては、わがわが国民は知らされておりませんけれども、岸

話がかわされているものと推察されま
す。その線から、このたび技術研究本

部等が設けられ、それに即応するところの予算が計上されていると思うので

あります。この矢嶋の言うことがうそ
からそでないかということは、いづれ

時が証明するでございましょう。
かくのごとく、**国民**を欺瞞し、**アメ**

リカの世界戦略に基く極東米軍の一環として自衛隊が成長し、国民の多額の

税金を費消しているということは、断じて許すことはできないと思うのでご

第三点として申し上げたい点は、今

やICBM、IRBMの時代になりま
して、世界の情勢というものはずいぶ

んまで参りまして、世界政治を動かすに至りました。ましてや、各国の国

この時でございます。そのときに、従

カの中古兵器を貸与あるいは購入して
装備して参ったわけでございますが、

二年前、アメリカの日本に対する強要によって、時の日本政府が約束をいた

しました陸上自衛隊一万人増員計画を、ICBM、IRBM、世界が宇宙

時代になった今日現在、この陸上自衛隊一万人の増員を主とするところのこ

の法案を出されたことは、全く今なお

世界情勢と兵器の進歩を知らないものでありまして、まことに残念に思う次第でございます。御承知のごとく、陸上自衛隊一人を増員するに当りましては、一人当り二十六万円の予算を必要とするわけでございます。かりに自衛隊が存続し得るといたしまして、かような世界の情勢に即応しない、一世紀あるいは半世紀おくれたような、かような自衛隊の増強計画をいたしまして、数年後には国民の税金がむだ使ひされたという結果がもたらされるでございましょう。かような先の見えなところの防衛計画というものは、国防政策というものは、アメリカの支配下にわが自衛隊が入っておつて、ほんとうに、国民の手になる自主性のあるところの日本国の自衛隊でないところに、こういう事態が生ずるわけでございまして、戦後十二年、すでに独立して久しきわが日本国民といたしましては、そのプライドからいって、この法案に賛成することはできません。

さらに、最後に、第四点といたしまして、予算面からこれを申し上げたいのでございまして、御承知のごとく、わが国は戦争に負けまして、四つの島に九千万に余るところの国民が生活するということ、こういう悲境に追い込まれました。しかも、戦後処理が適切でなかったために、今日なお全国に一千万有余の生活困難者をかかえており、社会保障政策の推進が最も要望されているわが国の現状でございます。さらに、わが国は災害国でございます。年々風水害等によって多額の損害を国民は受けておるわけでございまして、若干数字をあげて申し上げますならば、戦後十年間にこういう災害を受け

たところの損害は約三兆円に相なっております。年々平均二千五百億から二千八百億程度の損害を受けているわけでございまして、今やわが国の政策の重点は、社会保障を推進することによって民生の安定をはかり、さらに資源が少く狭い領土に多数の国民が住んでいるわが国におきましては、国土の回復、保全、この政策を強力に進めなければならぬ、これが何ものにも先行しなければならぬ政策であると私は考えます。しかるに、これらの政策を第二義的に扱って、今の世界情勢上必要もない自衛隊の増強のために多額の国民の税金を使っているということ、何と云つても、私も理解のできないところでございます。

このたびの国会で成立いたしました防衛庁の予算は千二百六億円でございまして、これに防衛分担金を合せますと、実に千四百六十一億円でございまして、この数字を、あまりにも大きいのでちょっとわかりづらいので、皆さん方並びに国民によくわかるようにこれを説明いたしますならば、この国会に赤じゅうたんが敷かれておりまして、廊下に赤じゅうたんが敷かれておりまして、この赤じゅうたんに千円札を二百枚、二十一万円の厚みで廊下の赤じゅうたんに貼れば、これはあなたが預かっている千二百億円の相なるわけです。だから、あなたが廊下を歩くときには、いつも、赤じゅうたんを踏んだときには、これは二十一万円を踏んだ、こういう気持ちで歩いていただかなければなりません。(笑聲)笑いごとではございません。また、国会の面会所がそこでございますが、あの面会所は三億九百七十五万円で建築中でありまして、この建築は、御承知のごとく、すでに五カ年たつてなおでき上っておりません。ようやく十二月にあの議員面会所は利用できることになるわけでありますが、この三億円の議員面会所を、あそこには政府委員とか、あるいは法制局の諸君が入るわけでありますが、これが五年かかってなおできて使えない。ところが、防衛庁の予算に換算いたしますと、あの建物が一年間に四百棟できるわけですね。四百で割ると、それだけの自衛隊は予算を使っておるわけです。これがどれだけの国の発展のために、さらに民生安定のために役立つかということをお考えになると、これらの点については納得しかねるものがあるわけでございまして、この法案が多岐決によつてもしも成立した際におきましては、その使途につきましては、十分厳正に効率的な扱いをしていただかなければならないと思つております。

最後に、一点指摘したい点は、隊員以外の訓練を百条の二においてなすということ、並びに防衛庁法の三十三條の二によつて、日本の防衛大学に外国人の学生を入れて、教育訓練を受託してやる、こういうようなことは、私は非常に飛躍したことであり、今の憲法と自衛隊法の立場からいって、これはまだできないところでございます。時間が参りましたので、私は本日はこの程度の理由を申し述べまして、わが日本社会党を代表いたしまして、本二法案に反対の意を表明いたしました次第でございます。

○大谷藤之助君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となつております防衛二法案に対し賛成の意を表明するものであります。

まことに残念でございますが、時間もありませんので、趣旨も簡潔に、結論だけ申し上げたいと思つます。(「やれやれ」と呼ぶ者あり)

この二法案は、国家財政の許す範囲において必要最小限度の自衛力を漸増し、防衛力の質的改善をはかり、直接間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行われたときに、これを排除し、わが国の独立と平和を守り、世界平和に寄与せんとするものでありまして、あくまで国民の負担にこたへ得るゆえであると信じ、賛成するものであります。

○八木幸吉君 私は、本案に反対であります。

わが国の防衛関係諸費は一千四百六十一億六千万円、国民所得の一・七％であり、金額としては大きいものとは考えません。また、陸上自衛隊一万余の増員は必ずしも多いとは考えられませんが、しかし、現在の世界、ことに極東の情勢において、陸上自衛隊を増強することがよい、あるいは潜水艦または航空自衛隊の増強に、これによつて費用を充てるがよい、なお研究の余地が存します。しかし、私が本案に反対する本質的な理由は、自衛隊が憲法に違反しているからであります。

憲法第九條が戦争を放棄し、戦力並びに交戦権を無条件に否認していることについては、岸内閣と意見を同じくするものであります。同時に、岸内閣が自衛権の裏づけとしての自衛行動を認め、現在の自衛隊が憲法第九條二項で禁止している戦力ではないとの見解には反対であります。第九條一項は、侵略戦争を禁止しておりますが、

征服を目的とした戦争、あるいは侵略戦争の放棄は、一七九一年のフランス憲法から一九四九年のボン憲法に至るまで、諸外国の禁止しているところであり、一九二八年の不戦条約でも、国際連合憲章でも同様の趣旨が述べられております。従つて、わが国憲法の特長は、九條一項ではなく二項にあるのであって、無条件の戦力不保持と交戦権否認の画期的規定にあるのであります。そのために憲法前文においても、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」と決意した」と規定しておるのであります。しかるに、不幸にして世界のきびしい現実、ついに警察予備隊から今日の自衛隊まで成長せしめたわけでありまして、二十万四千人の三軍兵力と、三百八十七隻、九万一千トンの艦艇と、一千百六機の航空機等の装備、編成を有する常備的組織体たる自衛隊が、九條二項に規定する陸、海、空軍に該当しないとは、法律の解釈としても、また社会通念としても認めるわけには参りません。

私は、一國がその国相当の軍備を持つことは当然であると思つますが、同時に、現在の自衛隊が憲法違反であることは明らかであります。ゆえに、憲法九條二項を削除し、現在の自衛隊を合法的な存在とすることは、順法精神の上から見て、また崇高なる国防の職責をなす自衛隊員の士気を高揚する上においても、最も必要なりとの確信を付言して、私の討論を終ります。

○委員長(藤田進君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

昭和三十三年五月一日印刷

昭和三十三年五月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局